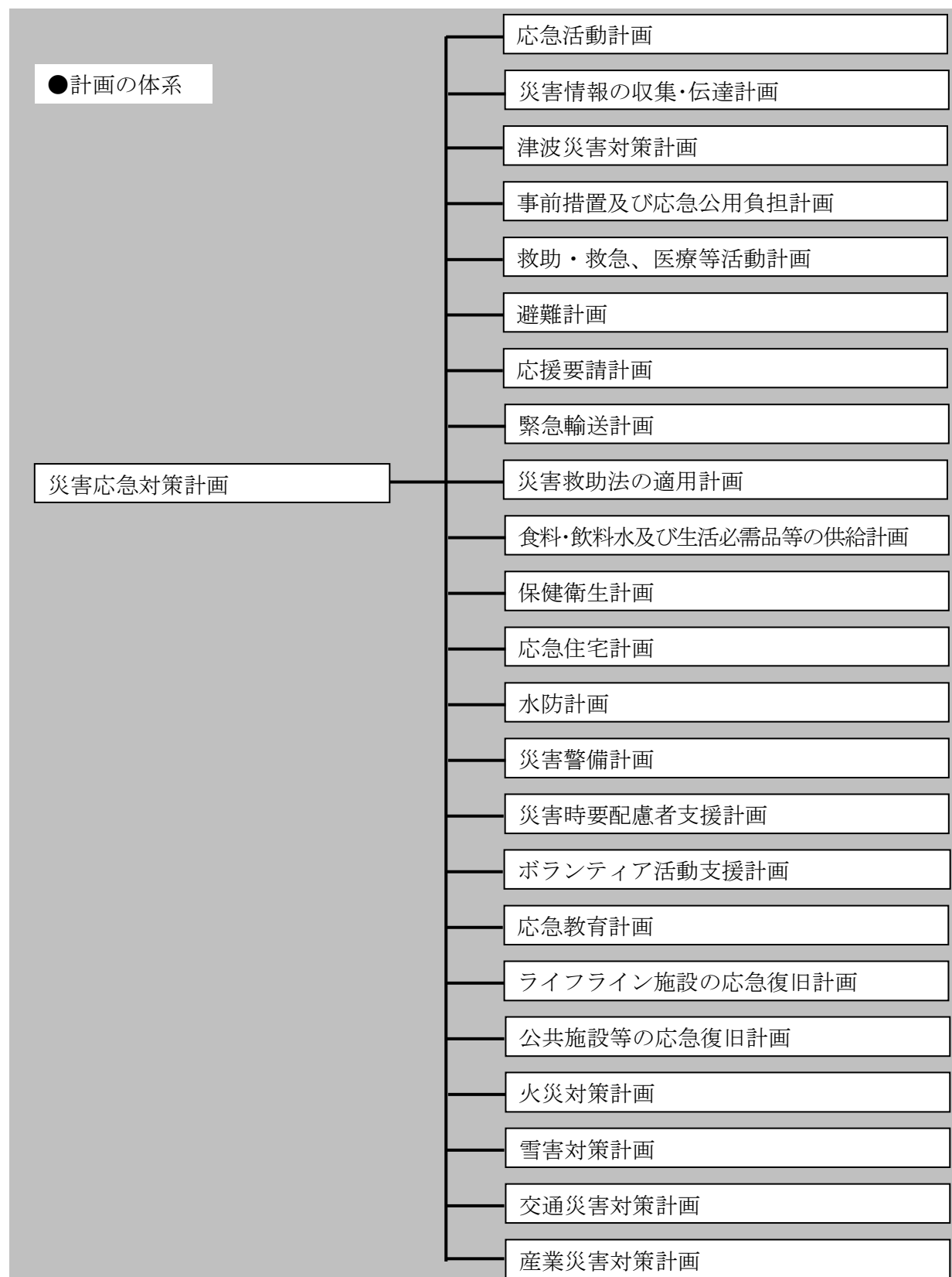


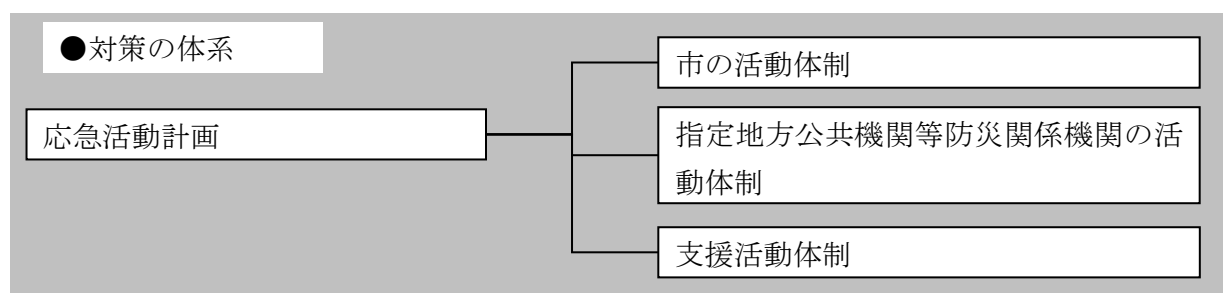
第3編 災害応急対策計画

本編は、市の地域に地震、津波、洪水、土砂災害、大規模火災等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努める。このため、災害応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。



第 1 章 応急活動計画

市の地域に地震、津波、洪水、土砂災害、大規模火災等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市、県、国、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急活動体制の確立のための計画を定め、万全を期するものとする。



第 1 節 市の活動体制

市の主な担当	全部局
--------	-----

市は、法令、本計画及び県防災計画の定めるところにより、県、他の市町及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮しつつ、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

第 1 初動体制の確立

全ての災害において初期段階での防災機関の体制確立の早さが重要であり、情報の収集体制や住民の避難誘導などを円滑に行う体制を確立する。本市では、特に休日、夜間等勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、職員の参集が困難になることが考えられる。そのため、災害対策本部体制の動員計画の下に自主参集し、各課の事務分掌に基づき活動し、初動体制を確立する。

第 2 災害対策本部の設置

市長は、配備基準及び災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、災対法第 23 条の規定に基づき岩国市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

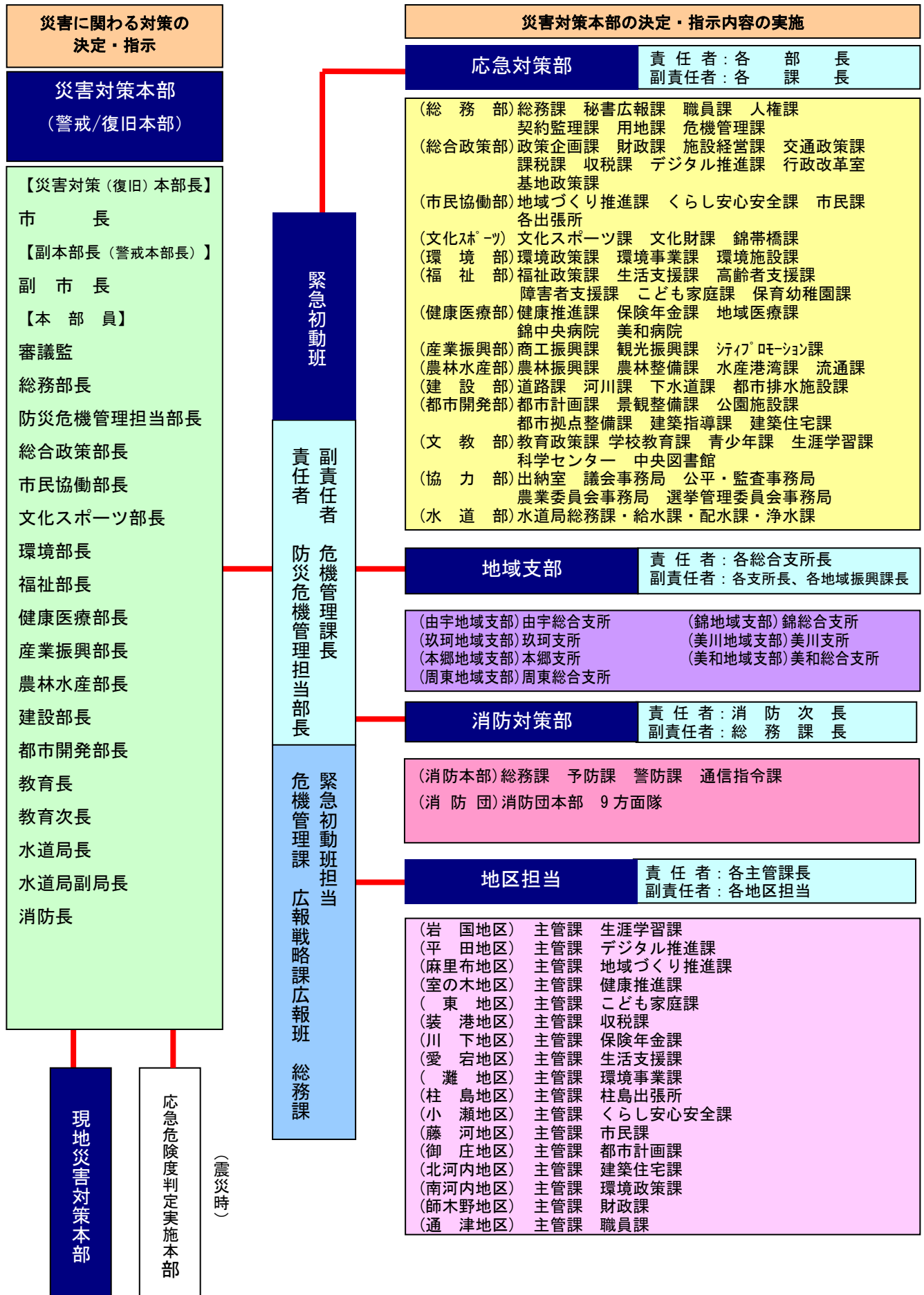
1 災害対策本部の設置基準

配備体制	配備基準	
	風水害等の配備基準	地震発生時の配備基準
災害対策本部体制	・ 特別警報が発表されたとき ・ 災害救助法の適用を必要とする被害が発生したとき ・ 避難指示を発令するなど相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ その他、<u>市長</u>が必要と認めたとき	・ 市内で<u>震度 6 弱以上</u>の地震が発生したとき ・ 岩国市を含む瀬戸内海沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・ 避難指示を発令するなど相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ その他、<u>市長</u>が必要と認めたとき

2 災害対策本部の組織

本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員及びその下に設置される各部応急対策課、地区対策班、地域支部、消防対策部をもって構成する。

岩国市災害対策（警戒/復旧）本部の組織機構図



3 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、設置の場所その他必要な事項を公表する。また、本部を廃止したときは、設置のときに準じて公表する。

第2編 10章第1節第2「3 各配備体制の解除と移行」と同様とする。

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎内に置き、災害対策本部の設置を示すため、本庁舎の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。本庁舎が被災した場合は、本部長が指定する公共施設に災害対策本部を設置する。

5 職務・権限の代行

第2編 10章第1節第2「2 体制の責任者」と同様とする。

第3 災害対策本部の運営

1 本部会議の開催

本部長は市の災害対策を総合的に推進するため、本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害対策に係る対策を決定し指示する。なお本部員が出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の議事進行は防災危機管理担当部長が行う。

本部会議の対策決定内容

本部設置後、速やかに決定・指示する内容

- ・気象予警報・地震等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ・地域支部・地区対策班との連絡調整
- ・避難指示
- ・市民への広報
- ・消防活動、水防活動その他応急措置

本部設置後の状況に応じて決定・指示する内容

- ・地域支部・地区対策班からの被災状況の収集と被害拡大予測の検討
- ・被災者の救助・救護・保護
- ・被災者に対する飲料水及び食料・生活必需品の供給・輸送
- ・食料・生活必需品の調達
- ・自衛隊の災害派遣要請検討
- ・防疫その他の保健衛生
- ・県岩国災害対策地方本部との災害応急対策についての連携
- ・県への要請
- ・施設、設備の応急復旧
- ・災害救助法の適用検討
- ・県災害対策本部への報告
- ・その他必要な災害応急対策の実施
- ・災害対策に要する経費
- ・災害本部体制の廃止

第4 災害対策本部機能の確保

1 勤務時間外における参集等の心得

配備職員は、休日、勤務時間外又は出張中において、災害が発生又は発生するおそれのあることを知ったときは、以後の推移に留意するとともに、所属課の責任者と連絡をとり、

又は所定の配備につかなければならない。

交通機関が途絶した場合にあっても、徒歩等可能な限りの方法をもって配備につくものとする。ただし、所定の配備につくことが著しく困難な場合は、最寄りの総合支所・出張所・避難場所等に参集する。

第5 動員配備計画

1 配備体制

第2編第10章第1節「第1 配備体制の種別及び配備基準」と同様とする。

2 動員の方法

第2編第10章第1節「第2 配備体制の活動内容・動員計画」と同様とする。

第6 部及び担当課の事務分掌

第1編第1章第6節「第1 市」と同様とする。

第7 福利厚生

災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、職員（他市町等の応援職員等も含む）の食料の調達、仮眠室又は宿泊施設の確保等、福利厚生の充実を図る。

第2節 指定地方公共機関等防災関係機関の活動体制

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

1 県及び市の活動体制との連携

市内に地震、津波、洪水、土砂災害、大規模火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

2 職員の配置及び服務

上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準等を定めておくものとする。

第2 防災上重要な施設の管理者等

市域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市域内に地震、津波、洪水、土砂災害、大規模火災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、県防災計画、市防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに

に、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

第2 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

第3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

また、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市 長……主として陸上災害の場合
- (2) 知 事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安部長……主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長……主として海上災害の場合

- (5) 西日本旅客鉄道（株）中国統括本部長又はその指名する者…… J R の事故の場合
- (6) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害または事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現場に出動した部隊等の指揮官をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

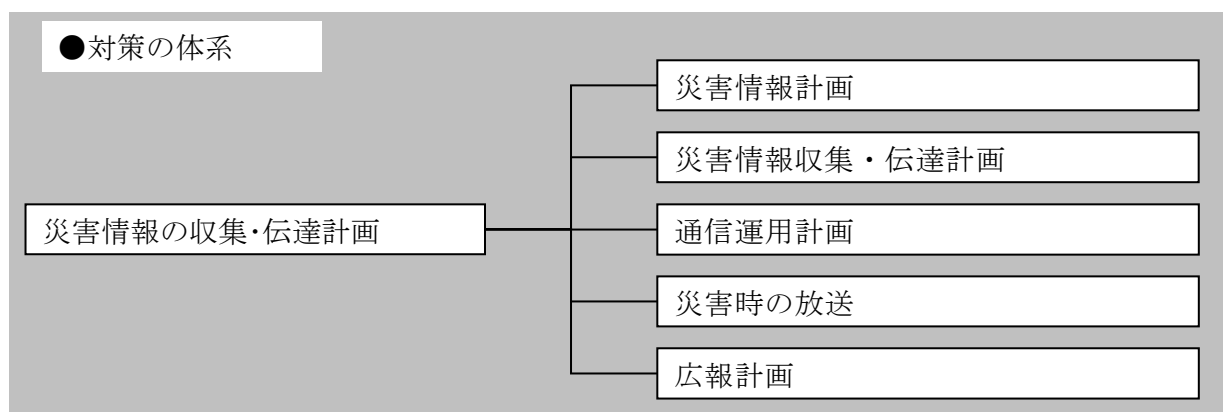
- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。また、市をはじめとする防災関係機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ、民心を安定させるうえで重要な役割を担うものである。



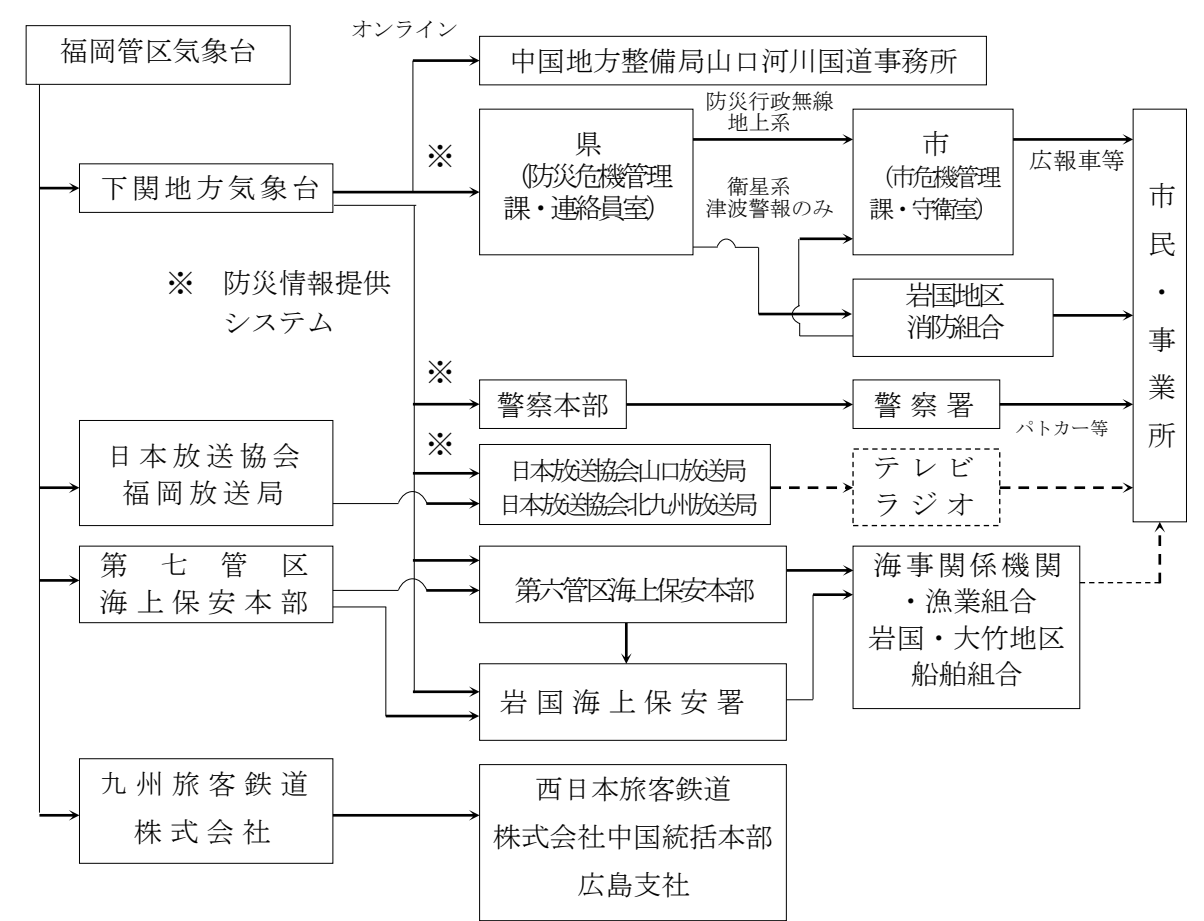
第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する事項を定める。

市の主な担当	危機管理課、秘書広報課、水産港湾課、消防本部
--------	------------------------

第1 津波警報・注意報及び地震・津波情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図



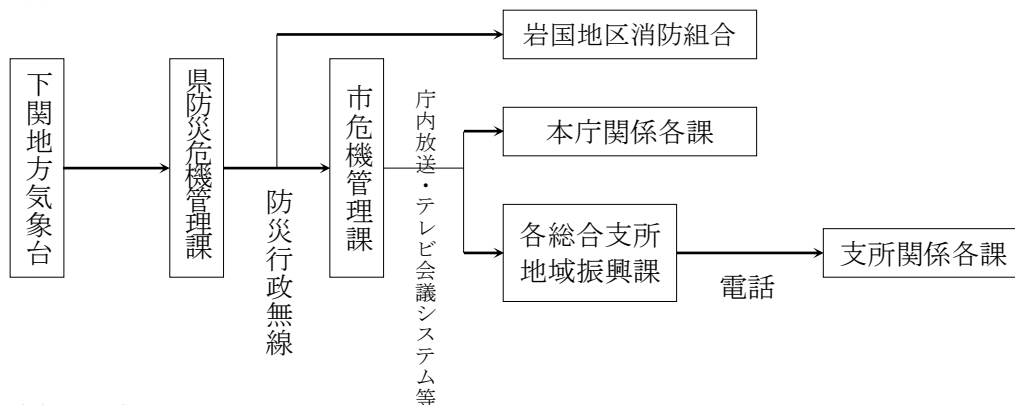
○緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等	気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れ（震度4以上）が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また報道機関等の協力を得て周知に努める。
----------------------	---

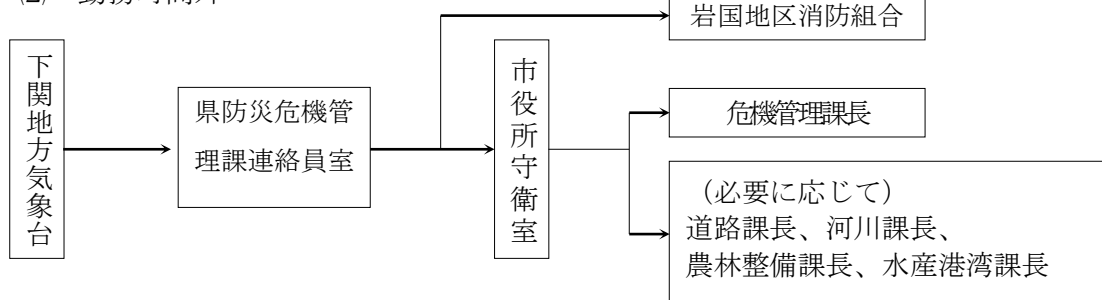
（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（ただし、震源付近では予報が揺れに間に合わない場合がある）である。

2 市における伝達系統図

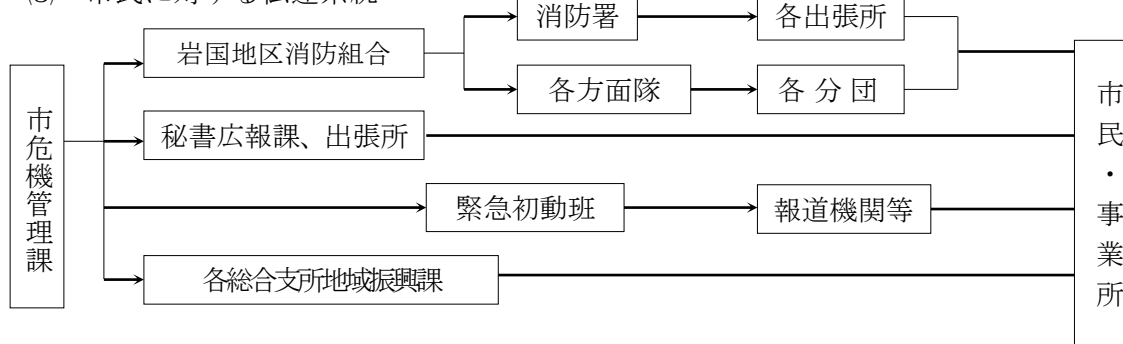
(1) 勤務時間内又は防災行政無線開局時



(2) 勤務時間外

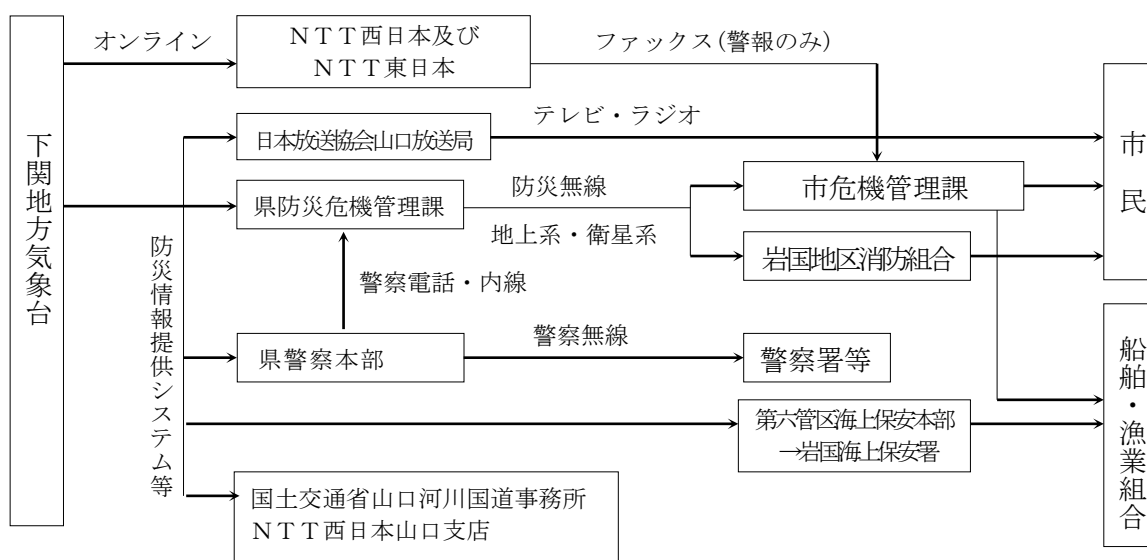


(3) 市民に対する伝達系統



第2 気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達

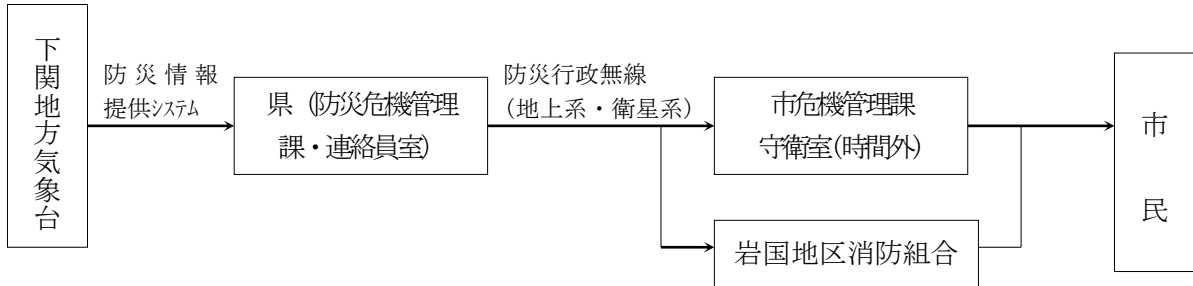
1 気象台からの伝達系統図



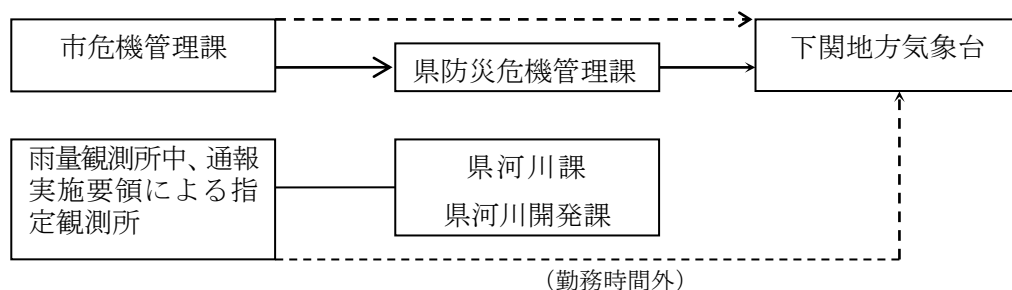
2 市における伝達系統図

第1「2 市における伝達系統図」と同様

3 火災気象通報（消防法第22条）



4 異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達



第3 関係機関による措置事項

1 津波警報・注意報及び地震・津波情報及び気象注意報・警報及び気象情報の伝達

(1) 気象台

本章第1節第1「1 気象台からの伝達系統図」により地震・津波情報、第2「1 気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。

(2) 市

ア 市民・事業者・海浜施設管理者への伝達

津波警報・注意報及び地震・津波情報及び気象注意報及び警報について、県防災危機管理課、N T Tから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に関して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。

漁港、港湾、船だまり、海釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。

イ 連絡系統、伝達先等再確認

住民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。

ウ 県からの津波警報・注意報の受信取扱い

県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAX送信されるが、やむを得ず地上系による場合は、音声での伝達となることから、「津波警報・注意報受信用紙」により受信するものとする。

(3) 消防本部

ア 住民への周知

災害のおそれのある注意報及び警報について、市、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

イ 異常現象その他の情報の伝達

異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市、県及び関係機関に通報するとともに住民に周知する。

(4) 県

ア 市及び消防本部への通知

津波警報・注意報及び地震・津波情報及び気象注意報・警報について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとする。

イ 重要な情報の伝達

地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、市、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。

(5) 岩国海上保安署

災害のおそれのある津波警報・注意報及び気象注意報・警報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、次の措置を講じる。

ア 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意喚起する。

イ 巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

ウ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知する。

(6) 西日本電信電話株式会社

気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報は、市に連絡する。

(7) 報道機関

本章第4節「災害時の放送」と同様

(8) その他の防災関係機関

気象台、市、消防本部、県、警察、海上保安署等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じる

ものとする。

第4 近地地震、津波に対する自衛措置

1 自衛措置

近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに次の措置を講じる。

- (1) 海浜、漁港等にある者、海岸付近の住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。
- (2) 海浜、漁港等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

2 海面監視のための要員

津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市長は直ちに上記による措置をとる。

3 警報事項を適時に受けることができなかった場合

津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなかった場合、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じる。

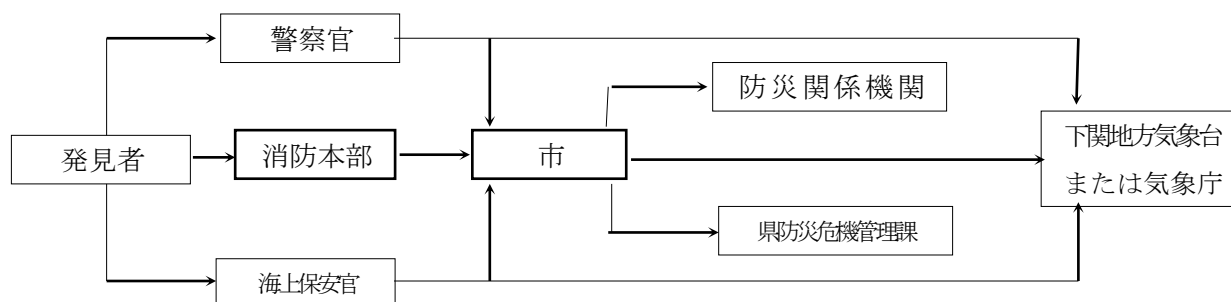
4 自衛措置の速やかな実施

地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記1に掲げる自衛措置を速やかに実施する。

第5 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官、消防本部又は海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

(1) 津波・地震に関するもの

異常現象	通報する基準
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

(2) 気象・地象・水象に関するもの

異常現象	通報する基準
たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

3 通報項目

通報項目	・ 現象名又は状況 ・ 発生場所 ・ 発見日時分 ・ その他参考となる情報
------	--

第6 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

異常気象時における防災気象情報の発表は災害対策上もっとも緊急なことである。これら防災気象情報を的確かつ迅速に発表するためには、観測資料の収集が必要不可欠であるため、各関係機関は、必要な観測資料の通報に協力するものとする。

1 雨量通報（雪を含む）の基準

(1) 降水量が次の基準に達した場合

ア	1 時間降水量が 30mm に達した場合
イ	3 時間降水量が 50mm に達した場合
ウ	24 時間降水量が 100mm に達した場合
エ	降雪の深さが 20cm に達した場合
オ	ア、イ、ウ以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき

(2) 下関地方気象台から照会があった場合

2 通報の内容

通報の内容	・ 観測所名 ・ 観測日時 ・ 雨雪の量 ・ その他特に必要と認める事項
-------	--

3 通報の方法

通報の方法	・ 各関係機関は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 ・ 市は、県防災危機管理課に対しても通報する。
-------	---

第7 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

市長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

1 土砂災害警戒情報の発表基準

(1) 警戒基準

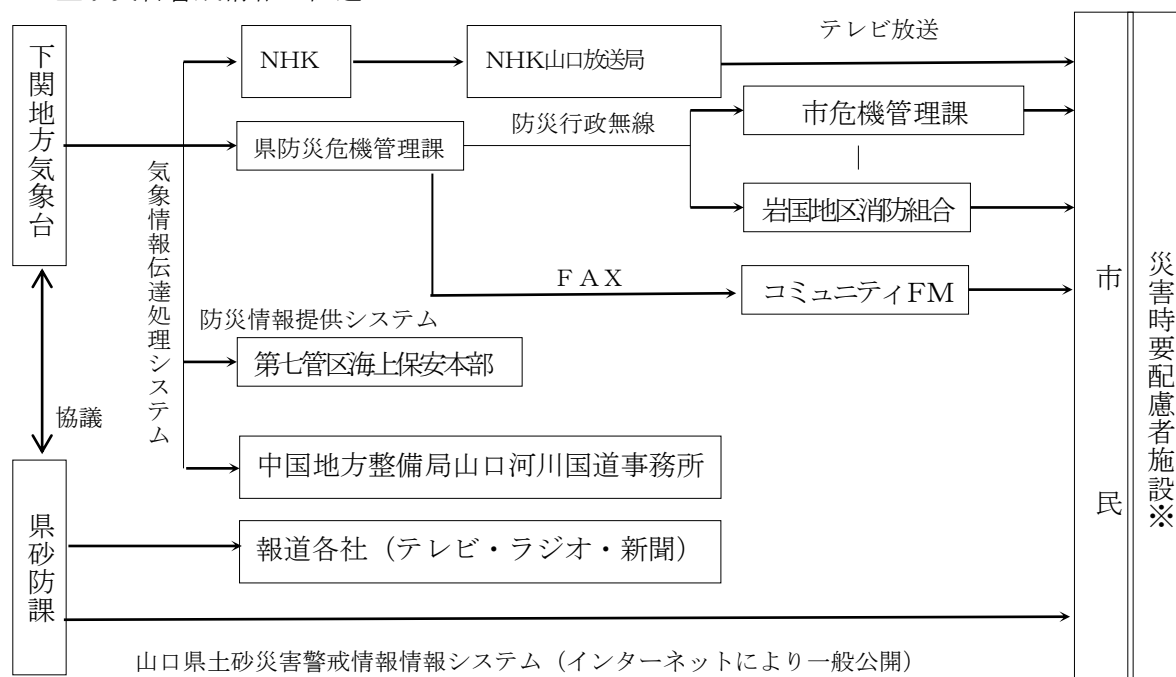
大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

2 土砂災害警戒情報の伝達



※ 次のいずれか又は両方

危機管理課→（市民メール）→当該施設の管理者→利用者

危機管理課→総合支所→（電話・ファックス若しくは防災行政無線）→当該施設の管理者→利用者

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。このため、市、県をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内又は所掌する業務に関して必要な情報を把握し、関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

市の主な担当	危機管理課、関係各課、各総合支所
--------	------------------

第1 被害情報調査・収集・伝達

市、県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、市民及び関係機関に速やかに伝達する。また、状況に応じて市民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、市民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

1 緊急調査

(1) 調査指示

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、本部長は緊急調査を本部員に指示し、本部員は被害状況の収集を所掌する応急対策部や各地域支部、各地区対策班にこれを伝達する。ただし、規模の小さな調査にあつては、本部員独自の判断で、これを指示する。

なお、調査の規模が大きく、応急対策部や各地域支部、各地区対策班に応援の必要がある場合は、本部が増員を指示し、緊急初動班が調整をする。

(2) 調査内容

調査内容は人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助、消火活動を実施するうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋りょう等の損壊状況、死傷者発生状況）を収集する。

調査内容	・ 人的被害緊急調査（死者、行方不明者、負傷者） ・ 家屋被害緊急調査（全壊・半壊、全焼・半焼、一部破損、床上浸水・床下浸水） ・ 火災状況緊急調査 ・ 道路・橋りょう緊急調査 ・ 河川・ため池・海岸等緊急調査 ・ 土砂災害等緊急調査 ・ その他緊急調査
------	---

(3) 応急被災情報の収集

被災情報のとりまとめ方
指示を受けた応急対策部や各地域支部、各地区対策班は、応急に被災状況、危険箇所調査の重複を避けるように行い、各職員は現場において「応急被災状況報告書」又は「被害発生速報」等に記載し、これを持ち帰り、図面情報とデータ情報として緊急に取りまとめるものとする。この場合、調査地域を被災地域と被災していない地域とに区別するものとする。
市民の問い合わせ・通報・苦情等のとりまとめ方
緊急初動班は、市民の問い合わせ・通報・苦情等を市職員が受けた場合の市民情報及び現地活動を行う場合のその周辺の被災情報等も併せて、「応急被災状況報告書」又は「被害発生速報」等に記載するものとする。
被害状況調査の実施
災害の状況に応じて関係機関、諸団体、自主防災組織、自治会等の応援を求めて実施する。関係機関、諸団体、住民組織等は連絡員を定め、直ちに応急対策部や各地域支部・各地区対策班へ災害状況を報告する。

(4) 緊急初動班における応急被災情報の早期収集

緊急初動班は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へきている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

また、被害規模を早期に把握するため、119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとし、その状況を県又は消防庁へ伝達する。

(5) 情報整理

緊急初動班は、集まった応急被災状況報告書を情報の二重処理に注意して整理し、図

面情報も併せて災害対策本部に報告する。応急被災状況報告書の収集状況等からみて、短時間に処理しきれない場合は応援を要請する。情報整理の過程で、重要な情報未収集地区がある場合は、必要に応じ、応急対策部や各地域支部・各地区対策班に調査を依頼する。

(6) 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員は参集途上の被災状況を頭にとどめ、登庁後直ちにこれを「応急被災状況報告書」又は「被害発生速報」等に記載し、災害対策本部に提出する。

2 被害状況調査

(1) 調査の対象

住家被害調査
住家被害は、災害救助法適用、り災証明の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施するうえで最も基本となる情報であり、迅速・正確な調査を行う。災害に係る住家の被害認定の具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。
人的被害調査
人的被害調査は、消防対策部が、住民組織（自治会等）等の協力を得て把握するが、同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。
その他の被害調査
応急対策部や各地域支部・各地区対策班の所管に属する事項について、それぞれ適宜行うものとする。

(2) 被害程度の認定基準

災害により被害を受けた人的及び家屋被害の認定は、「被害程度の認定基準」によるものとする。

(3) 応急対策部や各地域支部・各地区対策班による調査

被害状況等の収集と調査
関係機関、諸団体及び住民組織（自治会等）等の協力を求めて行う。
被害発生速報の作成
応急対策部や各地域支部・各地区対策班は、「被害発生速報」を作成する。
報告書作成の留意点
報告書作成に際しては協議の上、統一した報告を行うとともに、警察とも十分連絡を取り作成する。
県への応援要請
被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
他の関係機関との連絡

状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。

(4) 災害対策本部における被害状況収集報告

本部における被害状況（情報）の収集報告事務は、緊急初動班が行う。各部の所管に属する被害状況（情報）報告については、各部から県担当部へそれぞれ報告する。

なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記し、随時報告するとともに、被害状況全般の把握がされているか否かを明らかにするため、不明地域事項等についてその旨（範囲）を附記すること。

3 災害安否の問い合わせ等の対応

災害安否電話、災害問い合わせ等の対応は、緊急初動班が行う。

(1) 情報及び問い合わせの仕分

電話受付係は、防災関係機関からの情報と市民等からの問い合わせとを的確に仕分する。

(2) 初動通信活動への支障防止

電話の殺到による初動通信活動への支障を発生させないために、各種問い合わせに対する電話対応を決め、その電話で集中対応する。

(3) 災害用伝言ダイヤル利用の呼びかけ

留守番電話を用いた情報の蓄積・分析手段の検討やN T Tが開設する災害用伝言ダイヤル（ボイスメール）の利用の呼びかけを行う。

(4) 報道機関への協力要請

秘書広報課において、通報状況をモニターし必要があれば報道機関の協力を要請し、不要不急通報の自粛を直接被災地内外の人々に訴える。また、ライフラインに関する問い合わせが集中することも予想されるため、関係機関においてこれらの問い合わせニーズに対応できる体制をとるよう要請する。

4 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要であるため、秘書広報課において記録写真を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、災害記録写真の収集確保に努める。また、必要に応じ、映像等の利用を図る。

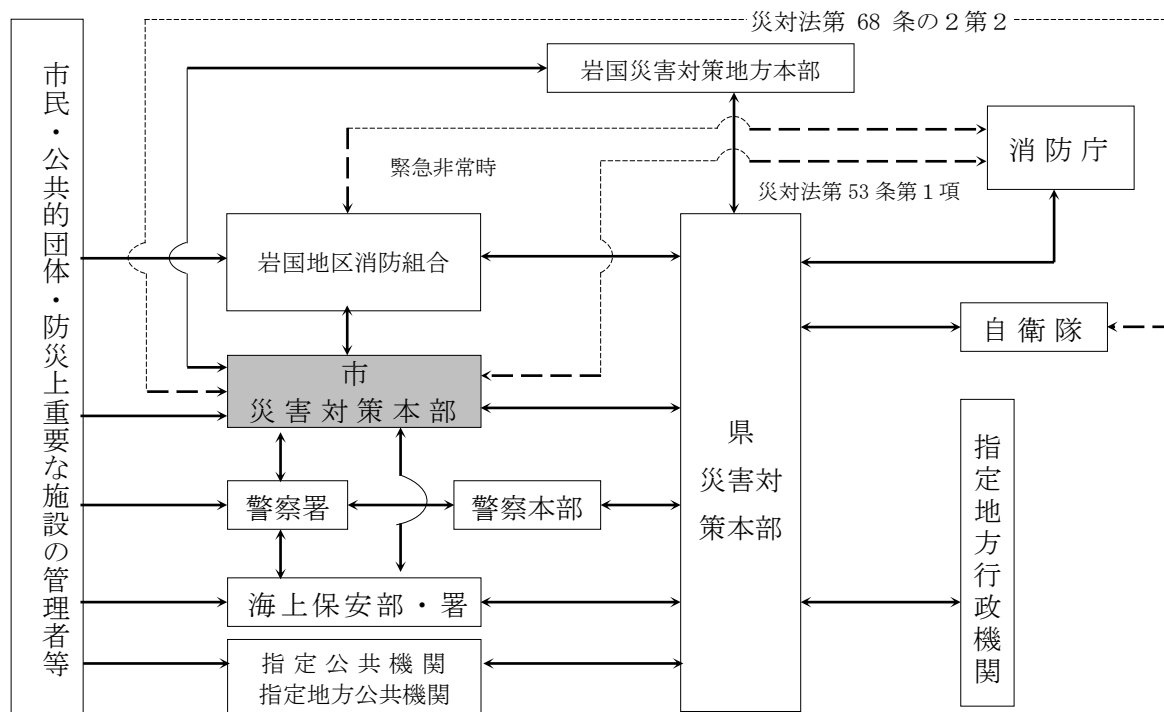
5 被災台帳の整備に関する調査

被災台帳の整備に関する調査は、所掌事務にもつ担当課等により「り災調査班会議」を開催し、被害規模や調査班体制の確認を行い、調査を実施する。

第2 災害状況の報告

1 連絡系統図

災害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



2 県への災害情報の報告

把握する内容	市担当部	県担当部
総括被害報告 人的被害、物的被害速報	総務部 地域支部 消防対策部	総務部
一般被災者・救助関係各種被害報告 社会福祉施設関係被害	福祉部 健康医療部	災害救助部
水道施設被害等各種被害報告	水道局 環境部	環境生活対策部
商工業、中小企業関係各種被害報告	産業振興部	商工労働対策部
水産業港湾施設関係各種被害報告	農林水産部	水産港湾対策部（水産事務所、岩国港港湾管理事務所）
自然公園施設等被害報告 農林業関係各種被害報告	農林水産部	農林対策部 （岩国農林水産事務所）
公共土木施設・住宅関係各種被害報告	建設部 都市開発部	土木建築対策部 （岩国土木建築事務所）
児童生徒・教育施設関係各種被害報告	教育委員会	教育庁

（注）市からの被害報告は、（ ）内の関係機関を通じて、県担当部へ報告される。

3 報告の要領

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡する。

(1) 報告の内容

報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。

段階	報告の内容	様式	報告の時期
第1段階	発生速報 (被害の概況)	被害状況報告書	・ 発生の都度 ・ おおむね発災後 60 分～120 分以内に把握した状況について報告する。
第2段階	被害速報		・ 被害状況調査の進展に伴い、順次報告する。
第3段階	確定報告		・ 当該災害に係る応急対策措置完了後 20 日以内に最終報告する。

(2) 発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

速報	速報内容
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	住 家：全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家：全壊、半壊 被災者：世帯数、人数
その他被害	ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害
避難措置	市が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

(3) 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、被害状況報告書により順次報告する。

(4) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後 20 日以内に被害状況報告書により最終報告する。

4 直接即報

火災・災害速報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の速報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

〔消防庁報告先〕

回線別		平日（9:30～18:30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
防災無線 (衛星系)	電話	回線選択 - 048 - 500 - 90-49013	回線選択 - 048 - 500 - 90-49102
	FAX	回線選択 - 048 - 500 - 90-49033	回線選択 - 048 - 500 - 90-49102

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・トンネル内車両火災
- ・列車火災

(2) 危険物に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500m 程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの ・大規模タンクからの危険物等の漏えい等
ウ 高速道路上等に於けるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの

- ・列車の衝突、転覆による救急・救助事故
- ・バスの転落等による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

5 各種被害報告

(1) 災害発生報告以外の各種被害報告

関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。

(2) 救助法に基づく報告

救助法に基づく報告については、本編第8章「救助法の適用計画」に定めるところによる。

第3節 通信運用計画

発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で、市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。このため、これら重要な通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 通信の確保

1 通信連絡責任者及び事務連絡従事者の選任

(1) 通信連絡責任者：危機管理課長

事務連絡従事者：危機管理課職員の中から、あらかじめ定めた者

(2) 通信連絡責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市は、県防災行政無線網（地上系、衛星系）を確保し、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行う。

(1) 通話の制限

ア 通信連絡責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは普通通話を制限することができる。

イ 通信連絡責任者は、普通通話を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻、解除予定時刻その他必要な事項を地方局の無線管理者に通知しなければならない

ウ 通信連絡責任者は、通話を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を地方局の無線管理者に通知しなければならない。

(2) 運用

県防災行政無線施設取扱規程、県防災行政無線施設取扱細則による。

(3) 災害時における防災行政無線局の開閉局の措置

無線局は常時開局しておくものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模地震災害等による災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話の優先利用

市は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話

非常緊急用電話の承認

市は、災害時における非常通信等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。

非常・緊急扱い通話

「非常扱いの通話」については、地震災害等天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、全ての通話に優先して接続される。また、「緊急扱いの通話」は、一般通話に優先して接続される。

通話の申込みは、やむを得ない特別の理由がある場合を除き、あらかじめ西日本電信電話株式会社山口支店が指定した、電話番号の契約者回線（災害時優先電話）から申し込むものとする。この場合、「非常通話」又は「緊急通話」であること及び必要とする理由をオペレータに申し出るものとする（102番通報で申し込む）。

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して通信の確保を図るものとする。

災対法の規定に基づく使用

市長が、市民、関係機関に対し緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定地方行政機関の長、知事、市長が応急措置の実施にあたり必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

なお、使用するにあたっての必要事項（使用者、通信内容、使用条件、事前協議等）については、資料編による（災対法に基づき使用する専用電話の利用に係る必要事項）。

使用手続

市長は、他の機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

非常通話の発受人

・官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体 ・中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部 ・日本赤十字社 ・全国都市消防長会 ・電力会社 ・地方鉄道会社 ・非常通信協議会構成員
非常通信の内容及び利用料金
・N T T以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 ・伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもN T T所属の取扱局が関係すると、「料金免除払いの電報」を除いて全て有料となる。

ウ 携帯電話の使用

市は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 無線通信の利用

市は、大規模地震により激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

ア 代替設備の配備

県は、防災行政無線局が被災し、通信が途絶したとき、又は途絶のおそれがあるときは、直ちに「移動多重系無線局(地上系)」又は「衛星通信可搬型地球局」を配備し、災害情報の収集伝達を行う。

市は、県と同様に、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。

イ 非常通信の利用

市は、有線通信が途絶し、利用することができないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

非常通信の発受
非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断のうえ、発信する。
非常通信協議会
非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、免許人を構成機関とする山口地区非常通信協議会及び中国地方非常通信協議会が設置されている。
非常通信利用に係る依頼文等

次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ・電報頼信紙又は適宜の用紙に、宛先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 ・本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく 200 字以内にまとめること。
非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等
・非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 ・陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、山口地区非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 ・船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。
非常無線・有線に共通する事項
非常通報の電送に要する料金
・N T T以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 ・伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもN T T所属の取扱局が関係すると「料金免除払いの電報」を除いて、全て有料となる。
非常通信として取り扱う通信の内容
非常通信（無線・有線）として取り扱える通信内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものであればよいことになっている。 ・人命の救助に関するもの ・天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 74 条実施の指令及びその他の指令 ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの ・遭難者救護に関するもの ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの ・中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

ウ 防災相互通信用無線

- ・石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町村、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。
- ・この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集・連絡は、これを使用するなどして通信の確保を図るものとする。

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な地震災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらのものの円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

アマチュア無線の活用

- ・市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力を要請する。
- ・市は、必要に応じ日本アマチュア無線連盟山口県支部への協力要請を県へ依頼する。
- ・日本赤十字社山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため、若しくは通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。

タクシー用業務無線の活用

市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議する。

4 柱島群島への通信の確保

柱島群島への通信は、電話を用いるが、確保が困難な場合等には、非常通信協議会、岩国海上保安署、漁業協同組合、入港中の漁船・商船等の協力を得て、船舶無線等を利用した通信を確保する。

第2 通信設備の整備

1 防災行政無線

防災行政無線（同報系・移動系）の整備を図り、津波等一斉伝達に大きな効果のある同報系無線のデジタル化の整備を促進する。

2 消防救急無線

消防本部は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、消防救急無線の整備充実を図っており、今後も設備の更新を促進する。

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、市民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、県・市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限に止める必要がある。これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。このため、これに必要な事項について定める。

市の主な担当	危機管理課、秘書広報課
--------	-------------

第1 放送局に対する放送の要請

災害時において、知事又は市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行われるよう、放送要請手続等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

2 地震災害等発生時における放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

(2) 放送手続

ア 市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請

災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は事後速やかに県に報告するものとする。

イ 県への要請

県を通しての要請は、県災害対策本部本部室班に対して行うものとする。

ウ 放送要請の要領

放送を必要とする場合、次の要領にて放送を要請する。

放送要請の指示		
総務部長又は防災危機管理担当部長は、他の部長から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、秘書広報課長に対して、放送要請手続をとるよう指示する。		
放送要請文の作成		
放送を必要とする部は、秘書広報課長と協議のうえ、要請文を作成する。		
放送要請の決定		
放送要請は、本部長（市長）が決定する。市長不在時は、副本部長が決定する。		
放送機関への要請		
秘書広報課長は、「放送要請書」による要請文を、通信連絡責任者（危機管理課長）を通じて、又は自ら、ファックス又は電話により各放送機関へ伝達する。		
災害放送連絡責任者		
市：秘書広報課		
放送機関：		
放 送 機 関	連絡責任者	連 絡 先
NHK山口放送局	放 送 部 長	083-921-3707
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111
株式会社アイ・キャン	制作担当取締役	0827-22-5678

第2 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、知事は緊急時には、この緊急警報放送を使用して市民に災害情報の伝達ができる。

市長は、知事を通じて、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し、緊急警報信号の放送を行うことを求めることができる。ただし、緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又はラジオ・テレビ等が必要であり、今後、市、県、防災関係機関等は災害予防の観点からこれらの普及に努めるものとする。

第5節 広報計画

災害時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。このため、市、県をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

また、市は市民の各種相談窓口を設置し被災者の不安や悩みの解消に努めるなど、広聴活動を実施する。

市の主な担当	危機管理課、秘書広報課、くらし安心安全課
--------	----------------------

第1 広報活動

各防災機関が広報活動を行うにあたっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

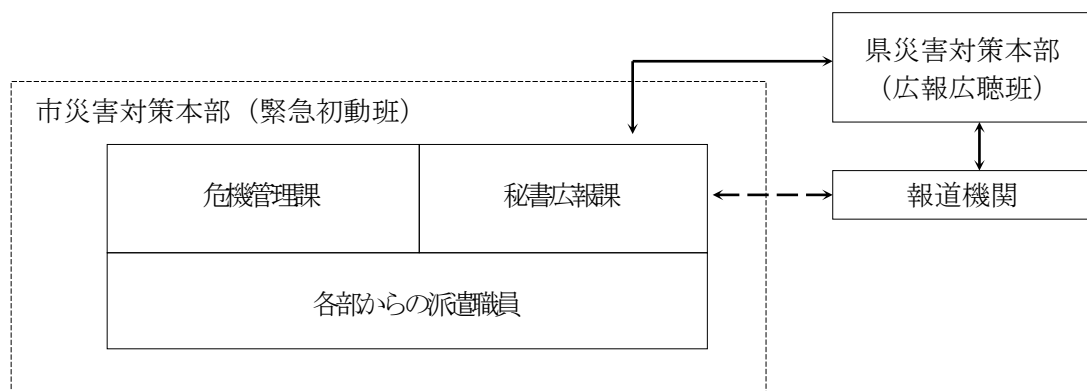
災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、民心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。広報の内容はおおむね次のとおりとする。

災害発生直後の広報
・津波・余震、気象等に関する情報 ・災害発生状況 ・避難の指示 ・地域住民がとるべき措置 ・避難場所・医療救護所設置情報 ・避難路情報 ・交通規制状況（陸上、海上） ・民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ・その他必要事項
応急対策着手後（順次実施）の広報
・道路情報 ・公共交通機関の状況 ・給食・給水実施状況 ・医療・救護実施状況 ・電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況 ・生活必需品等供給状況 ・応急対策実施の状況 ・安否情報 ・河川・港湾・橋りょう等土木施設状況 ・民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ・その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

第2 報道機関に対する広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

1 報道機関連絡系統図



2 連絡事項

連絡事項	・被害状況及び応急対策の状況の発表 ・市民への広報事項の周知についての協力依頼 ・情報提供についての依頼 ・災害関係の取材についての協力等に関する連絡
------	--

3 報道機関に対する発表

原則として緊急初動班が発表する。発表場所、時間は緊急初動班が関係者と協議して決める。

第3 放送局の報道計画

1 法令に基づく放送送出

(災対法第 57 条、気象業務法第 15 条、日本赤十字社法第 34 条)

要 請 者	放送機関	要請受理窓口	措 置
知事 市長 日本赤十字社等	日本放送協会山口放送局 山口放送株式会社 (KRY) テレビ山口株式会社 (TYS) 株式会社エフエム山口 (FMY) 山口朝日放送株式会社 (YAB) 株式会社アイ・キャン	放 送 部 長 報 道 局 長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作局長 制作担当取締役	NHK、KRY、TYS、FMY、YABは、緊急放送の要請を受けたときは、検討のうえ、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ・放送送出内容 ・要請側の連絡責任者 ・優先順位 ・その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放送要領
臨時ニュース	・チャイムを鳴らす ・番組を中断して放送。定時放送終了後も臨時に放送
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して放送 テレビ画面は、スーパーで放送する場合もあり
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて放送

(2) 山口放送

・定時ニュースの時間で放送 ・定時の天気予報の時間で放送 ・番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送 ・報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

・JNNニュース、TYSニュースによる定時のニュース放送 ・天気予報の利用による報道 ・番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道 ・緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組の制作、放送

(4) エフエム山口

- ・ J F Nニュース、ニュース提供の各新聞社による定時のニュース放送
- ・ 天気予報の利用による放送
- ・ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- ・ 緊急事態発生の際は、特別報道番組を制作、放送
- ・ 見えるラジオ（FM文字多重放送）の災害緊急チャンネル開局、速報

(5) 山口朝日放送

- ・ ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース速報
- ・ 天気予報の利用による報道
- ・ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- ・ 緊急事態発生の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(6) 株式会社アイ・キャン

- ・ 番組放送中でも、テロップによる災害情報を放送
- ・ 災害情報が複数、多量の場合、放送を中止し全ての災害情報を一斉に放送
- ・ 災害の規模によっては、災害対策本部からの生中継等を放送

第4 市民の各種相談窓口の設置

災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

1 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

2 相談内容

特別相談窓口への相談内容は、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ・ 土地、建物の登記に関すること。
- ・ 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- ・ 市税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- ・ 災害弱者対策等の福祉に関すること。
- ・ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- ・ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- ・ り災証明の発行に関すること。
- ・ 悪質災害商法に関すること。
- ・ 上水道・下水道の修理に関すること。
- ・ 中小企業及び農林水産業関係者の支援に関すること。
- ・ 災害ごみの処理に関すること。
- ・ 消毒、防疫に関すること。
- ・ その他生活再建に関すること。

3 実施体制

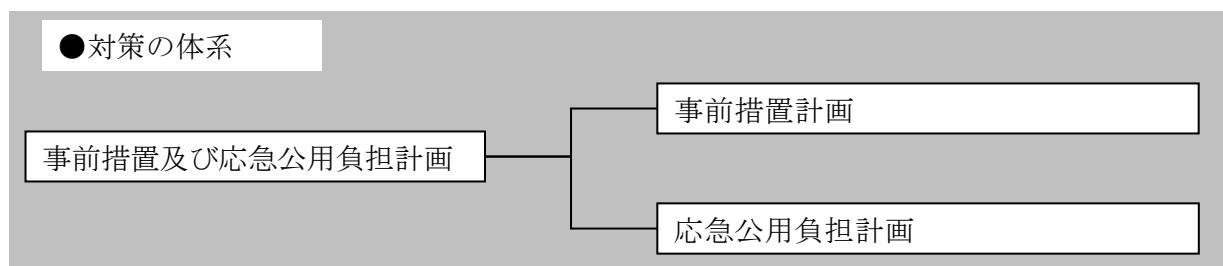
- (1) 関係各部が対応職員を派遣して窓口運営、電話及び市民対応を実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。

4 要望の処理

被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。また、市民相談窓口で聴取した要望等は速やかに関係各部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。



第1節 事前措置計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 市長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- ・ 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- ・ 警告をしたとき（災対法第56条）
- ・ 水位が氾濫危険水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）
- ・ 水防上危険であると認められるところがあるとき（水防法第9条）
- ・ 地震、台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件

3 指示の内容

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

（注）災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる（本章第2節「応急公用負担計画」参照）。

第2 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条第2項）

警察署長、海上保安部・署の長は、市長から要求があったときは、第1の市長の指示を行うことができる。

（注）指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3 消防長、消防署長の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- ・屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- ・屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障となると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- ・火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- ・残火、取灰又は火粉の始末
- ・危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- ・放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4 水防管理者、消防団長（水防団長）又は消防長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

随時（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。）、区域内の河川、海では沿岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- ・準用河川については市長
- ・2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- ・1級河川については、国土交通大臣又は知事
- ・普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長
- ・港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- ・漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- ・その他の海岸については市又は県が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施工している者

第5 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、そのときになって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されることから、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告を行うものとする。

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他の異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握する。

第2節 応急公用負担計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第1 市長の権限（災対法第64条、第65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

- ・土地建物その他の工作物の一時使用
- ・土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ・現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。（災対法第64条、同法施行令第24条～第27条、行政代執行法第5条、第6条）

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

第2 警察官、海上保安官の権限（災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3 自衛官の権限（災対法第64条第8項、第65条第3項、第63条第3項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

（注）火災のみならず水災を除く他の災害に準用する（消防法第36条）。

1 権限行使の要件と権限の内容

（1）物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

（2）人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第36条の3の規定による。

第5 消防長又は消防署長の権限（消防法第29条、第30条、第36条）

（注）火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と内容

（1）火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

（2）消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、（1）以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。

（3）火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し、又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条第3項、第36条の3の規定による。

第6 水防管理者、消防団長（水防団長）、消防長の権限（水防法第24条、第28条、第45条）

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- ・車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- ・工作物、その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、第45条の規定による。

第7 知事の権限（救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条）

1 救助法を適用した場合（救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条）

(1) 従事命令

権限行使の要件
救助を行うため、特に必要があると認めるとき。
命令の対象（災害救助法施行令第4条）
・医療関係者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士、歯科衛生士 ・土木建築工事関係者 土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 ・輸送関係者 地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従事者 （注）厚生労働大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。
命令の内容
救助に関する業務に従事させる。
命令の手続き（災害救助法第7条第4項）
公用令書を交付して命じる。

(2) 協力命令（救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

権限行使の要件
救助を行うため特に必要があると認めるとき又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。
権限の内容と対象（災害救助法施行令第6条）
・病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店の施設の管理 ・土地、家屋、若しくは物資の使用 ・物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管又は物資を収用
公用負担の手続き（災害救助法第9条第2項）
公用令書により命じる。
損失補償及び損害賠償
救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

- ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・その他災害の発生を防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

救助法を適用した場合の例による（従事命令、協力命令、物的公用負担）。

(3) 命令の手続き

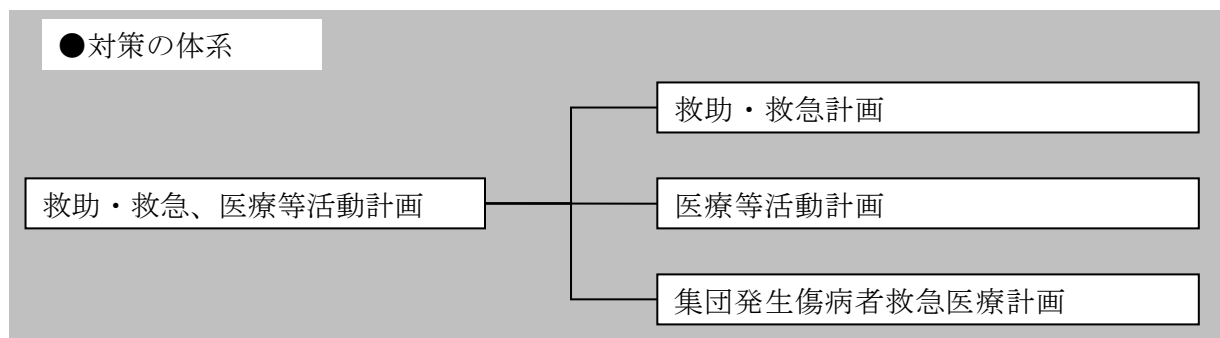
公用令書により命じる（災対法第81条）。

(4) 損失補償及び賠償

災対法第82条、第84条の規定による。

第4章 救助・救急、医療等活動計画

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり、同時多発することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。このため、災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動を最優先に実施する。



第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、多様な災害により負傷した者また、工作物等に関じこめられた者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

市の主な担当	建設部、都市開発部、危機管理課、福祉政策課、健康推進課、地域医療課、錦中央病院、美和病院、消防本部
--------	---

第1 救助・救急の実施

救助・救急活動は、消防対策部が行い、消防対策部は、災害時に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。

1 人命救助

消防対策部は、警察等と密接な連携を図り、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 協力の要請

警察と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたるとともに、必要に応じて消防相互応援協定を締結している自治体、自衛隊、緊急消防援助隊等に危機管理課を通じて協力を要請する。

(2) 作業用重機等の調達

特殊機器等を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行い、必要とする現場に配置する。

(3) 負傷者の救出・救助

警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。

(4) 医療救護所の設置

救急活動にあたっては、あらかじめ定めた医療救護所又は必要に応じ災害現場付近に医療救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。

(5) 柱島群島等での救助・救急活動

船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む）及び柱島群島等で救助・救急活動を要する事態が発生した場合は、岩国海上保安署に連絡する。海上保安部・署は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。

(6) 自衛隊への要請

自衛隊への要請は、第6章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照。

2 活動の要領

救助・救急活動は、以下に基づき実施する。

活動の要領	・重傷・重体者の救出を優先する。 ・被害拡大の防止を実施する。 ・傷病者の救出を実施する。 ・医療救護所への傷病者の搬送を実施する。 ・二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。 ・遺体を発見した場合は速やかに所定の手続きをとる。
-------	--

3 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合、実施機関は、市長に委任されており、市となる。

(1) 救出を受ける者

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合 ・地すべり、がけ崩れ等により生き埋めにあったような場合
災害のため、生死不明の状態にある者
・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者 ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

・災害発生の日から3日以内 ・災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。
--

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

借上費又は購入費
船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
修繕費
救出のため使用（借上使用含む）した機械器具の修繕費
燃料費
機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代等

4 行方不明者の搜索

消防対策部は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

(1) 地域住民の協力

災害の規模等の状況を勘案して、警察との密接な連携のもと地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。また、関係機関と密接に連絡をとり行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者の搜索（遺体の搜索）期間

行方不明者の搜索（遺体の搜索）期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし 10 日間を経過してもなお搜索を要する場合には、厚生労働大臣の同意を得て、継続して実施する。

(3) 遺体の発見

行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

5 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第2 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

救急車等により搬送が困難な場合
医療救護班又は消防本部の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、県、他の市町及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。
収容先の受入体制確認
傷病者搬送の要請を受けた県、他の市町及びその他の機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ搬送する。

ヘリコプターによる搬送
重傷者等の場合は、必要に応じて、県消防防災航空隊、自衛隊、海上保安部、山口県に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。 自衛隊による搬送については、第6章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照。 岩国海上保安署による搬送については、「救急救助業務等に関する覚書(岩国地区消防組合、岩国海上保安署)」を参照。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。このため、県(健康福祉センター)が構築する災害・救急医療情報システムを利用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

搬送順位は、次の事項に留意し決定する。

搬送可能者数の想定
あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等を基に、おおよその搬送可能者数を想定しておく。
搬送先の決定
災害時は、さらに医療機関の被災情報や搬送経路など、様々な情報を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県土木建築対策部道路班や災害対策本部等との連携体制を図り柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

(4) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関(医療機関、消防機関等)は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグを用いる。

第2節 医療等活動計画

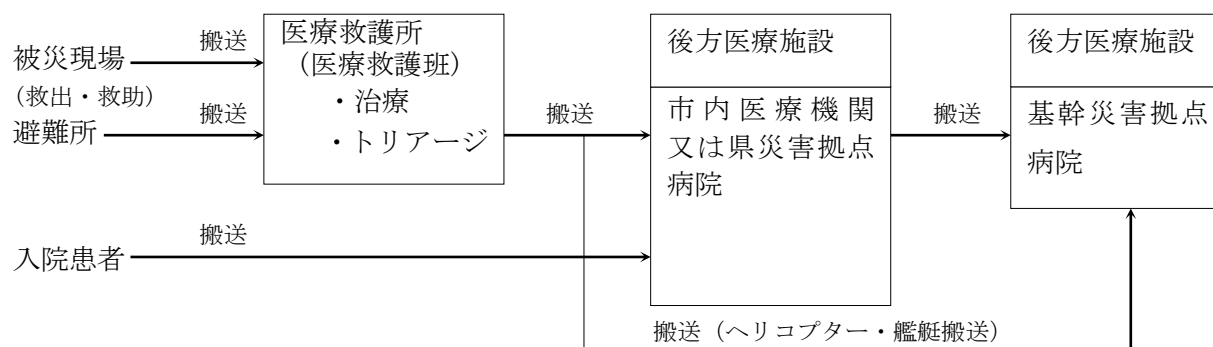
災害時には、家屋・工作物等の倒壊、窓ガラス等の落下、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

市の主な担当	生活支援課、健康推進課、地域医療課、錦中央病院、美和病院
--------	------------------------------

第1 災害時における医療救護の流れ

災害時における医療救護は、以下の流れに沿って実施する。



第2 医療救護体制

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 医療救護所の設置並びに医療救護班の編成

市（地域医療課、錦中央病院、美和病院）は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、岩国市医師会、岩国歯科医師会、玖珂歯科医師会、岩国薬剤師会等の協力を得て、医療救護所の設置並びに医療救護班の編成を行い、災害時の医療救護体制を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

医療救護班	・医師、看護師等、市職員（2名程度）の10名体制を原則 ・医療救護に必要な機材
-------	--

ウ 報告

医療救護班を編成した医療関係機関は、国が非常対策本部を設置している場合は、班の編成について報告するよう努めるものとする。

(2) 活動内容

ア 医療救護班の設置

市（地域医療課、錦中央病院、美和病院）は、岩国市医師会、玖珂医師会等の協力を得て、医療救護班を設置する。

イ 応援要請

市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所所長）に応援要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。要請は、電話等で行い、後日正式に文書をもって行う。

- ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

ウ 近接市町村等への応援要請

緊急を要する場合は、近接の市町村等に応援の要請を行い、事後、岩国健康福祉センター（岩国環境保健所長）にその状況を報告するものとする。この場合の要請内容は、上記(2)に掲げる事項とする。

(3) 医療救護所の設置

ア 医療救護所の設置場所

医療救護班は、あらかじめ定めた医療救護所において、救護活動を実施する。医療救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

- ・避難場所
- ・災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急処置で、おおむね次のとおりとする。

- ・傷病者に対する応急処置
- ・後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ・輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ・助産救護
- ・死亡の確認、遺体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置

ア 避難所救護センターの設置

避難生活が長期にわたる場合、市、県、岩国市医師会は協議して、避難所救護センターを設置する。避難所救護センターの設置、運営は医療機関の稼働状況を勘案して行う。

イ 医師の編成

避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医等を含めた編成に切り替える。

ウ 歯科巡回診療

必要に応じ歯科巡回診療車又は携帯用歯科診療機器の確保、整備を県に要請する。

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 市内医療機関における医療活動

市（地域医療課、錦中央病院、美和病院）は、岩国市医師会、岩国歯科医師会、玖珂

歯科医師会、岩国薬剤師会等の協力を得て、市内医療機関にて医療活動を実施し、医療救護班及び医療救護所と市内医療機関との調整を行う。

(2) 広域の後方医療活動

医療救護は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

県（医務班）は、あらかじめ定めた災害拠点病院及び基幹災害拠点病院にて、必要な医療救護活動を行う。

3 個別疾病対策

災害時には、医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることからこれらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県へ伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を市、消防本部、県に提供する。

ウ これらの情報を基に、市及び県は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

(2) 難病

県においては、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、医療機関、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立し、難病治療に必要な医薬品の把握に努め、薬品の確保を図っている。

第3 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。

1 健康管理班の編成

市（健康推進課・高齢者支援課・こども家庭課）は、医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。健康管理班を編成し、状況に応じて医師等を編入する。

健康管理班は、次の活動を実施する。

- ・避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導
- ・要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ・メンタルヘルスケアの実施
- ・避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ・関係機関との連絡調整

2 応援要請

市だけでは十分対応できないと判断した場合は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）に応援要請を行う。

3 状況報告

緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）にその状況を報告するものとする。

4 計画的な対応

被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

5 県への派遣要請

市は、必要に応じて県へ健康管理班の派遣要請を行う。

第4 救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急措置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これに必要な措置を講じる。

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事がその職権を市長に委任したとき、又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

1 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ・ 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者
- ・ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け、又は疾病にかかった日時を問わない。
- ・ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ・ 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。
- ・ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうか問わない。

2 医療救護・助産の対象範囲

(1) 医療の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・診察・薬剤又は治療材料の支給・処置、手術、その他の治療及び施術・病院又は診療所への収容・看護 |
|---|

(2) 助産の範囲

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・分べんの介助・分べん前及び分べん後の処置・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 |
|--|

3 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

実施体制
原則として、医療救護班により実施する。
医療救護班で治療が実施できない場合
重傷患者等で、医療救護班では、人的物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
・災害の範囲が広範で、医療救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合 ・医療救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

ア 医療の場合と同様に医療救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ 医療救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

4 措置の手続き等

(1) 医療救護班による場合

医療救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

市長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

5 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

医療救護班費用
・ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費 ・ 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当） この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による医療救護班については、実費弁償として処理する。日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 19 条の定めによる補償費の中に含まれる。 ・ 医療救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）
一般の病院又は診療所で措置した場合の費用
医療保険制度の診療報酬の額以内 （注）救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限りすべての保険給付に優先するものとする。
施術者で措置した場合の費用
内閣総理大臣が定める協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

医療救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費（医療救護班の場合は除く）等の実費
助産師により措置した場合
当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

6 費用の請求

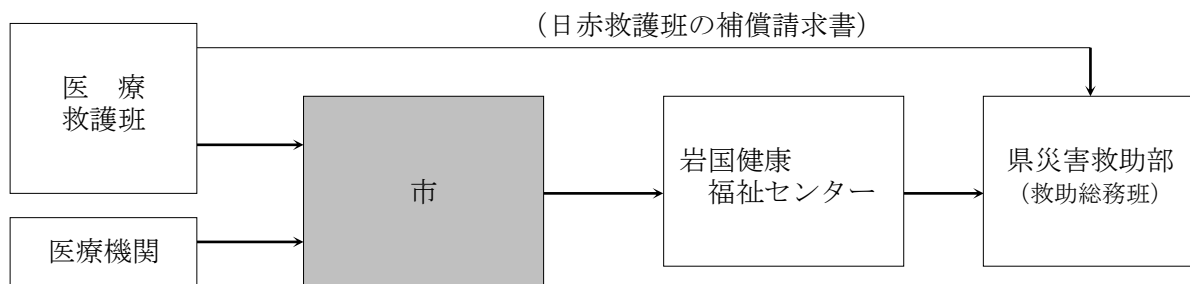
(1) 医療救護班の費用の請求

医療救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 医療救護班以外の者が任意に行った場合

日赤救護班又は従事命令による医療救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

7 連絡協議等

(1) 相互連絡、協議

地域医療課、健康推進課及び関係医療機関は、医療救護対策について相互に連絡、協議し、円滑な救護活動を実施する。

(2) 救助法に関する事務の総括

被災地における医療救護活動を実施するにあたり、救助法に関する事務の総括、調整は、福祉政策課が当たる。

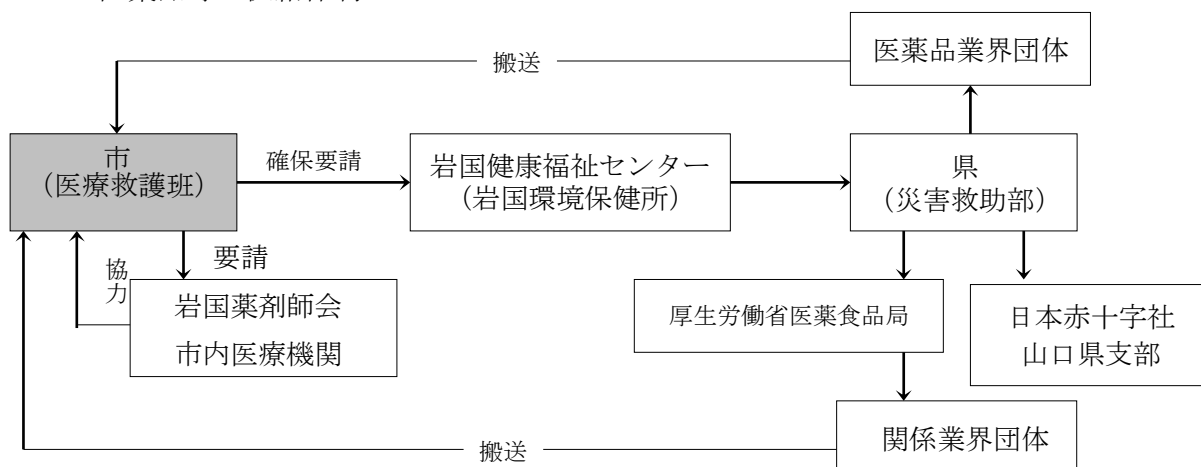
8 対象者、費用の限度額、期間等

医療救護、助産の対象者、費用の限度額、期間等については、資料編参照

第5 医療品・医療資機材の補給

市内医療機関、岩国薬剤師会の協力を得て、医療救護活動・助産活動に必要な医薬品、医療資機材等を調達する。それでもなお不足する場合は、県（岩国健康福祉センター（岩国環境保健所））に対して供給の要請を行う。

1 医薬品等の供給体制



2 血液製剤等の確保

市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、必要に応じて、日本赤十字社山口県支部への供給要請を県に依頼する。

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送にあたっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者医療計画

市の主な担当	危機管理課、福祉政策課、地域医療課、錦中央病院、美和病院
--------	------------------------------

第1 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ

適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 災害現場での救出
- ・ 現場付近での応急手当
- ・ 傷病者の分類
- ・ 収容医療施設の指示
- ・ 医療施設への輸送
- ・ 遺体の処理
- ・ 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

4 対策に定める事項以外の救急医療対策

この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関係法令及び市又は県の防災計画に定めるところによるものとする。

第2 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 市の措置（災対法第5条）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市長等に応援を求めるほか必要な措置を講じるものとする。

なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- ・ 災害発生時における通信連絡方法
- ・ 現場活動部隊、医療救護班の編成
- ・ 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認
- ・ 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- ・ その他必要な事項

3 消防及び警察機関、海上保安部・署の措置

消防及び警察機関、海上保安部・署の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともに

に、その事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

4 県の措置（災対法第4条）

知事は、災害の状況等から、市のみでは適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったとき、必要に応じて県立病院救護班の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町村長に応援を指示し、独立行政法人国立病院機構中国四国ブロック事務所長（岩国医療センター）その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条第2項、第28条、第33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会長等の措置

県医師会及び岩国市医師会は、知事又は市等からの出動の要請があったときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安部長又は空港事務所長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力

（災対法第7条、第65条、第71条、救助法第24条、第25条、第26条、消防法第29条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事又は市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の発生原因及び状況
- ・出動を要する人員及び資機材
- ・出動時期及び場所
- ・その他必要な事項

第4 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

本計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療体制が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保

つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部は、本庁舎内又はいわくに消防防災センター内に置き、災害対策総合連絡本部の設置を示すため、正面玄関に災害対策総合連絡本部標識板を掲示する。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互の連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

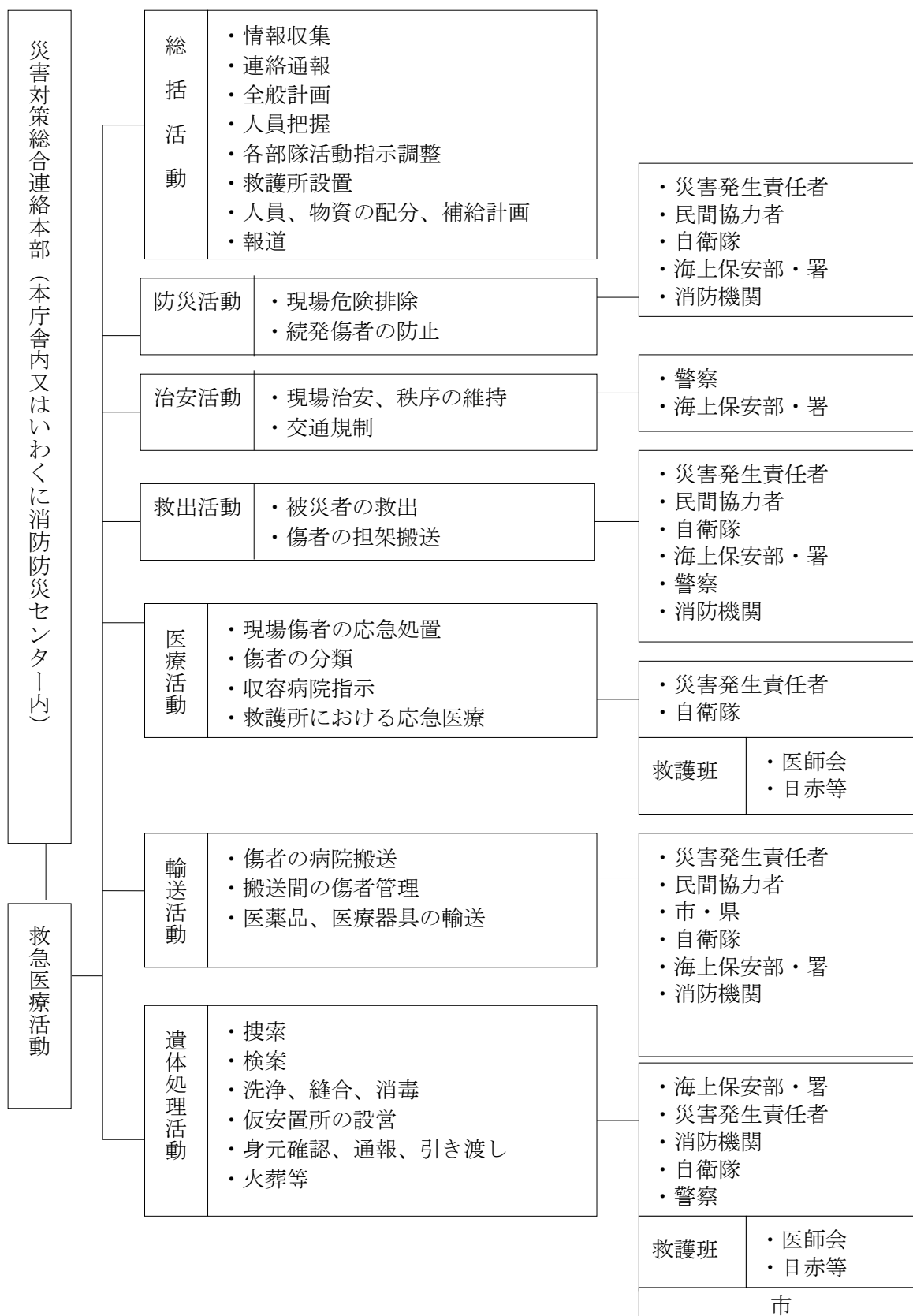
2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議のうえ、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもと受け付け、応急処置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現地に出動した各部隊の活動

災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は次のとおりとする。

災害現場における救急医療活動



4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して、又は単独で訓練を実施するものとする。

第5 費用の負担

1 実施弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は市
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議のうえ定めるものとする。

2 実費弁償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病又は重度障害となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により補償するものとする。知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

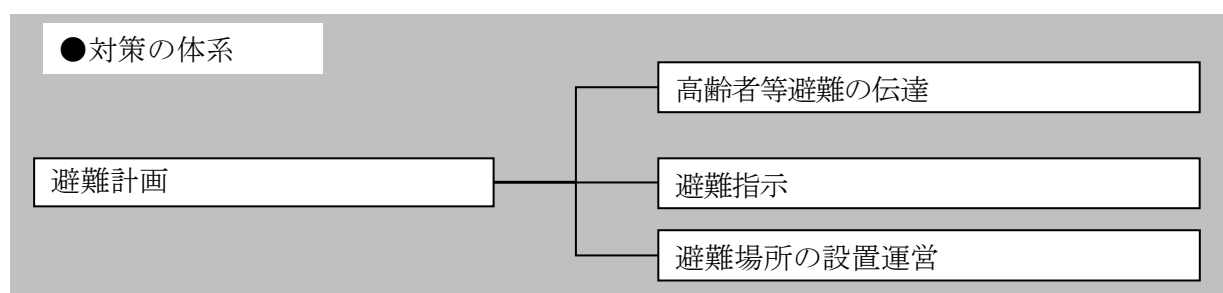
第6 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事及び市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出するものとする。

- ・ 出動場所
- ・ 出動者の種別、人員（出勤者の出動時間及び期間別に記載）
- ・ 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- ・ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- ・ 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- ・ 救急医療活動の概要
- ・ その他必要な事項

第5章 避難計画

災害発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。市は、災害発生時に地区住民等を速やかに避難誘導させるため、避難準備情報の伝達、避難指示を行うとともに、速やかに緊急避難場所を開設し、管理運営に当たる。



第1節 高齢者等避難の伝達

市の主な担当	危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課
--------	---------------------

第1 高齢者等避難の伝達

市長は、地域の住民に対して、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する人が避難を開始しなければならない段階に達し、人的被害の発生する可能性が高まったと認めた場合、高齢者等避難を発令し、出張所・総合支所・支所に併設している緊急避難場所などを早期に開設する。

1 伝達項目

避難準備情報の伝達項目	・ 気象情報 ・ 潮位 ・ 水位 ・ 土砂災害情報 ・ 大規模火災事故等
-------------	--

2 伝達内容

高齢者等避難の伝達内容は次のとおりである。

伝達内容	・ 発令者 ・ 高齢者等避難発令の理由 ・ 避難場所 ・ その他
------	--

3 伝達手段

高齢者等避難の主な伝達手段は次のとおりである。

伝達手段	・防災行政無線・広報車 ・口頭伝達（消防団、自主防災組織など） ・テレビ・ラジオ ・市民メール・緊急速報メール・市民ニュースアプリ・LINE ・ホームページ
------	--

4 災害時要配慮者への伝達

災害時要配慮者への伝達を徹底するために、避難行動要支援者名簿の登録者や緊急連絡先、民生委員、障害者団体、介護保険施設などの福祉関係者への伝達を周知徹底し、伝達漏れの防止に努める。

第2節 避難指示

災害により人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、住民に対して速やかに避難の指示を行う。

「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認めるときに、避難のための立ち退きを指示することをいう（災対法第60条）。

市の主な担当	危機管理課、秘書広報課、高齢者支援課、障害者支援課、消防本部
--------	--------------------------------

第1 避難指示権者

避難の指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な指示権者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

1 避難指示権者

- ・市長（災対法第60条）
- ・警察官（警察官職務執行法第4条）（災対法第61条）（水防法第21条第2項）
- ・海上保安官（災対法第61条）（海上保安庁法第18条）
- ・水防管理者（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条））

2 避難指示の基準

避難の指示の基準は、岩国市避難情報発令基準による。

3 避難指示の伝達内容

避難の指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

(1) 住民への周知

避難の指示を行った場合は、速やかにその内容を広報車、防災行政無線、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶと

認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達には、特に配慮するものとする。

(2) 協力支援

避難の伝達にあたっては、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

(3) 地域支部・地区対策班による伝達

被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、地域支部・地区対策班の伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた分担により、伝達の徹底を図るものとする。

伝達内容	・ 指示者 ・ 避難すべき理由 ・ 避難場所 ・ 避難経路
------	--

4 伝達手段

避難指示の伝達情報は、高齢者等避難と同様にすることとし、さらにサイレンを利用することとする。

避難情報発令時のサイレンパターン

高齢者等避難	5 秒	放送文	5 秒	放送文	5 秒	放送文
避難指示	○	(種別ごと)	○	(種別ごと)	○	(種別ごと)

5 避難指示の連絡

(1) 市長が避難指示を行った場合

市長は、避難指示を行った場合、知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難指示を行った場合

市長以外が避難指示を行った場合は、市長に報告し、市長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認める場合は、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

警戒区域の設定に必要な措置は、危機管理課、消防本部、その他関係各部が連携し、岩国警察署、岩国海上保安署等の協力を得て実施する。

1 警戒区域の設定権者

・ 市長（災対法第 63 条）

- ・警察官又は海上保安官（災対法第 63 条）
- ・消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防関係機関に属する者（水防法第 21 条）
- ・消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る（自衛隊法第 94 条、災対法第 63 条））

2 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、岩国警察署、消防団、住民組織（自主防災組織、自治会等）等の協力を得て、地域住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。
- (4) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等により地域を明示する。表示板による標示は、立入禁止の旨と実施責任者名を明記する。

第3 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと災害時要配慮者に配慮しつつ、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

住民等の避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災会員が安全の確保に十分に配慮しつつ、住民を安全かつ迅速に避難できるよう避難場所への円滑な誘導に努める。避難誘導に当たっては、自治会単位を原則に、地区ごとの集団避難を行うものとする。

避難誘導時の留意事項

危険箇所等の情報提供
避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
集団避難
被災地域近傍の公園等に避難者を集合させたのち、あらかじめ定める指定の避難場所に集団避難する。この場合、高齢者、障害者、傷病者等の避難行動要支援者を優先して避難誘導する。
安全な経路の選定
避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
安全の確保
危険な地点には表示、縄張りを行うほか、状況により誘導職員等を配置し、安全を期する。
浸水地帯への対応
浸水地帯では、船艇又はロープを使用して安全を期する。
避難行動要支援者の避難
高齢者、障害者、傷病者等の避難行動要支援者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を利用するなど配慮する。

施設の避難誘導
学校、保育所、事業所、観光施設その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。
他機関への応援要請
交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じて他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第3節 避難場所の設置運営

避難場所は、災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難場所の開設は、避難所運営班を中心に、消防団のほか他機関、協力団体等（婦人会、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

市の主な担当	危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課、環境政策課、関係各課、各総合支所
--------	--------------------------------------

第1 避難場所の開設・運営

1 避難場所の開設

市は、あらかじめ指定した避難場所（緊急避難場所、広域避難場所、福祉協定避難施設）の中から、災害規模・被災状況等を勘案し、開設する。

なお、開設にあたっては、建築物等の安全を確認した上で開設し、付近住民に対して周知徹底を図るとともに関係機関へ連絡する。

また、避難場所内では、情報提供に必要な窓口（市民相談窓口）を設けるよう努める。

開設する避難場所

種 別		対象となるところ	開設方法
緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための場所	小・中学校、その他公共施設、民間施設等	避難所運営班は、施設管理者と協力して施設等を開設
広域避難場所	多数の避難者が集まることができ、大規模な空地を含む場所	公園、グラウンド、河川敷等	
福祉協定避難施設	要配慮者のうち、特別なケアを必要とする避難者を受け入れる施設	高齢者福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設等	関係課は、協定を締結した施設への受け入れを調整

2 避難場所の管理・運営

(1) 管理責任者、運営協力者

緊急避難場所又は広域避難場所の管理責任者は、避難所運営班の職員とする。また、円滑な管理運営を図る観点及び男女共同参画の視点から、女性を含む運営協力者を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から代表者を選任する。

なお、福祉協定避難施設については、管理責任者を協定の施設管理者並びに受け入れを調整する課の職員とする。

(2) 運営主体

自治会等を中心とした避難場所内の住民組織は、自主的な活動によって避難場所又は広域避難場所を運営する。

福祉協定避難施設は、通常どおりの運営主体とする。

(3) 一般ボランティアの役割

一般ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表である運営協力者と協議しながら、運営を補助する。

(3) 避難者名簿の作成

管理責任者は、災害時要配慮者に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市は避難者情報の早期把握に努める。

(5) 水、食料、生活必需品等の確保、配分

避難所等においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。また食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

各管理責任者は、避難所等で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を各地域支部・各地区対策班の責任者に報告する。各地域支部・各地区対策班の責任者は取りまとめた後、緊急初動班（危機管理課）に報告し、調達を要請する。また、調達した食料や物資を受け取った場合は、その都度物品受払簿に記入のうえ住民組織、一般ボランティア等の協力を得て、女性用品等の女性による配布等、女性の視点にも配慮し配布する。

(6) 避難場所運営上の留意事項

避難場所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。特に、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて医療機関への搬送、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

また、避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(7) 応急仮設住宅の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

住家被害を受け、居住の場所を失った者
住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常の居住の場所を失った者
現実に災害を受けた者
自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。たとえば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1) 避難指示が発せられた場合
(2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合
(注) 被害を受けるおそれがある避難所等に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない（救助法の基準）。 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できる限り同一町内単位等にまとめることが望ましい。

第3 避難場所開設の期間及び費用

避難場所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難場所開設に伴う費用の範囲、額等は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

第4 被災者の他地区等への移送

1 県への要請

市長は、避難場所に被災者を収容できないときは、他市町への移送を県に要請する。

2 引率者

市長は、被災者の他地区等への移送を要請した場合、市職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送にあたっての引率者を定め引率させる。

3 受入体制の整備

市は、県から被災者の受入れを指示された場合、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

4 避難所の運営協力

移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は避難所の運営に協力するものとする。

5 医療機関への移送

避難場所において、治療が必要になった場合は、医療救護所やかかりつけ医等の医療機関へ移送する。

6 福祉協定避難施設への一時的な収容、移送

避難所等での生活が極めて困難なねたきり高齢者、重度障害者等については、災害時要配慮者のための避難施設として、あらかじめ協定を締結している高齢者福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の福祉協定避難施設への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

7 警察、自衛隊等の協力

被災者の移送は、市又は県が調達した車両を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5 避難場所及び避難後の警備

避難場所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性等について配慮し、地域の防犯に努める。

第6 避難場所における動物の適正な飼育

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等の所要の措置を講ずるよう努める。

第7 避難場所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

1 避難者への周知

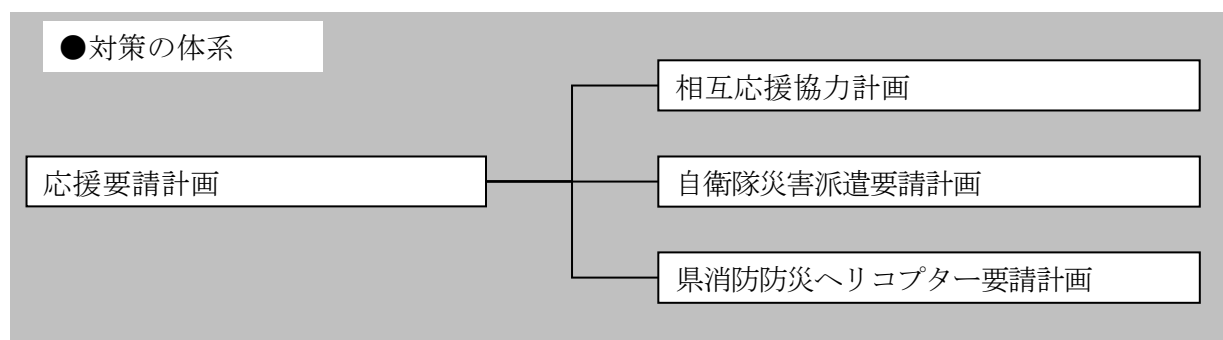
市長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

2 閉鎖の報告

管理責任者は、避難場所を閉鎖した旨を危機管理課及び施設管理者（学校長等）に報告する。

第6章 応援要請計画

大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから、市のみの対応では困難な場合が想定される。このような場合、被災を受けていない他の市町村、民間組織、県及び県内の各機関等、さらには県を通じての近接県、国及び自衛隊等の協力、応援を得て災害対策を実施する。



第1節 相互応援協力計画

市の主な担当	危機管理課、職員課、消防本部
--------	----------------

第1 防災関係機関相互協力

1 相互協力体制

(1) 他の市町村への応援要請

市長は、応急措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援要請を行うものとする。この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど充実を図っておくものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請

ア 県への応援要請

市長は、応援措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

イ あっせんの要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ 派遣要請者

派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

区 分	派遣の相手方		
	他の市町村	県	指定地方行政機関
派遣要請	地方自治法第 252 条の 17	地方自治法第 252 条の 17	災対法第 29 条第 2 項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第 30 条第 2 項 (知事)	災対法第 30 条第 2 項 (知事)	災対法第 30 条第 1 項 (知事)

エ 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県災害対策本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町村に対する応援要請 2 県への応援要請 又は応援措置の実施要請	・ 災害の状況 ・ 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ・ 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ・ 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） ・ その他必要な事項	災対法第 67 条 災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請 (要求)	本章第 2 節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関 又は都道府県の職員 の派遣のあっせんを 求める場合	・ 派遣のあっせんを求める理由 ・ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ・ 派遣を必要とする期間 ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・ その他参考となるべき事項	災対法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
他県消防の応援のあっ せんを求める場合	本編第 19 章「火災対策計画」参照	消防組織法 第 44 条の 3
放送機関への災害 時放送要請	本編第 2 章「災害情報の収集・伝達計画」参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株) ・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第 57 条

(3) 民間組織との協力体制の確立

市は、区域内の民間組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう協力内容及び協力方法等について明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動がとれるよう、日常から関係者等に周知を図っておく。

各組織との協力業務として考えられる主なものは次のとおりである。

日本赤十字奉仕団、自治会、婦人会及び自主防災会
・ 災害発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力 ・ 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力 ・ 医療救護所の設置、応急手当、患者搬出の協力 ・ 行方不明者及び遺体の捜索協力 ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力 ・ 警報の伝達 ・ 被災地内の社会秩序維持への協力 ・ 義援金品の募集、輸送又は配分の協力 ・ 災害現場の後始末、防疫、被災者の更生援護に必要な協力 ・ その他の災害応急対策業務への協力
農業協同組合
・ 農業用緊急資材の確保その他農作物災害応急対策指導 ・ 農業災害関係資金の融通あっせん等 ・ 農事有線放送施設による災害情報の広報連絡
医師会、歯科医師会、薬剤師会
災害時における被災者の医療救護
漁業協同組合
・ 救助、行方不明者、遺体捜索の協力 ・ 救助物資の輸送協力
土建協同組合
災害応急工事实施の際の機械、賃金職員等の調達協力
商工会議所
被災中小企業者に対する資金対策指導

(4) 資料の整備

市は、被災市町村からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておく。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。あわせて、各機関相互の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

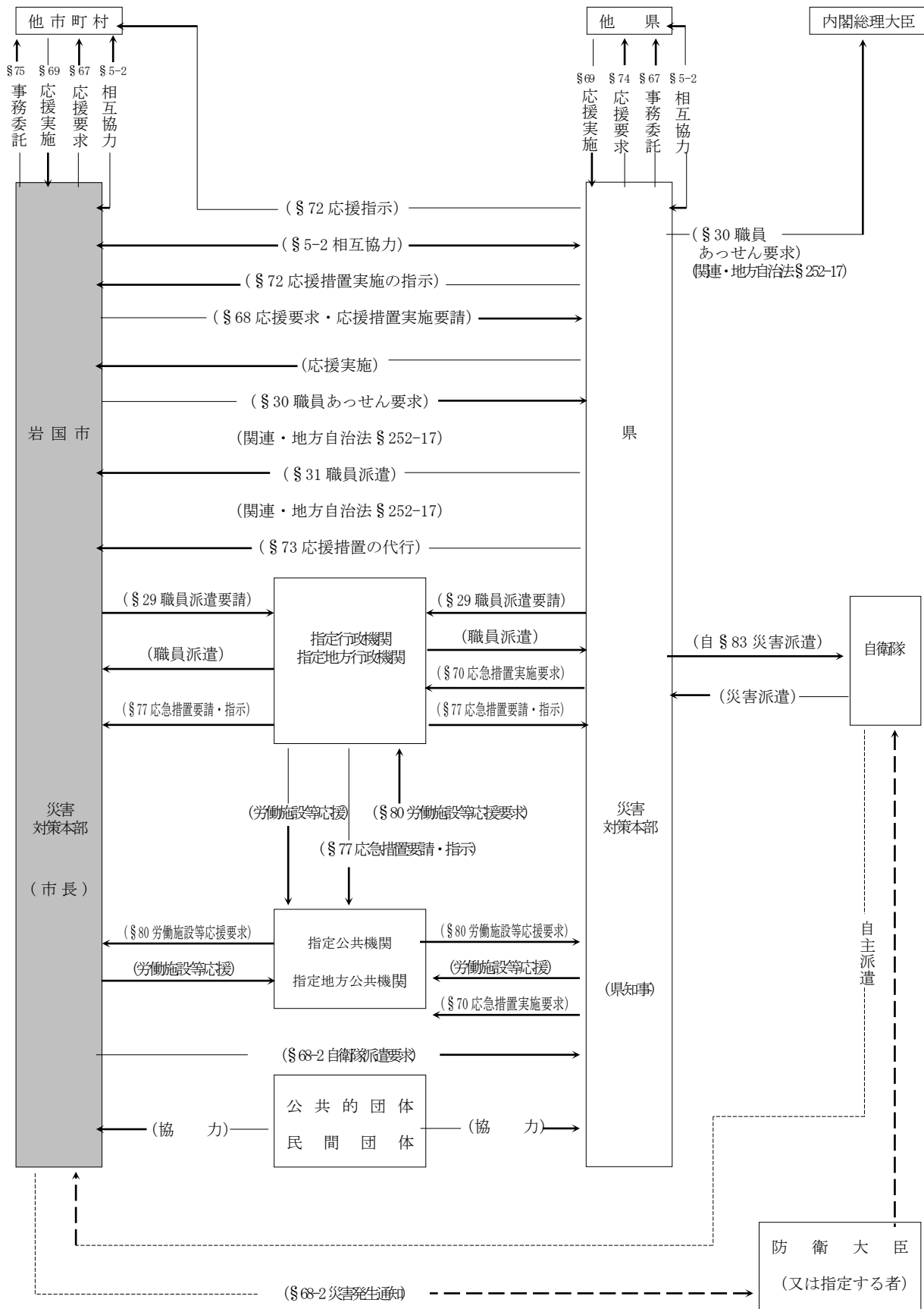
他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用負担は、災対法第 92 条によるが、相互応援協定に特別の定めのある場合は、これによるものとする。

費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

・ 派遣職員の旅費相当額 ・ 応急措置に要した資材の経費 ・ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費 ・ 救援物資の調達、輸送に要した経費 ・ 車両機器等の燃料費、維持費
--

第2 災害時の応急対策協力関係図

1 災対法による場合



- 2 消防組織法による場合
本編第 19 章第 1 節「消防活動計画」参照

第 3 応援協定

- 1 市に係る相互応援協定
- (1) 消防相互応援
 - (2) 自動車専用道における消防相互応援
 - (3) 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援
 - (4) 海上保安部・署との業務協定
 - (5) 他市町村との相互応援協定
 - (6) アメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との消防相互援助協定
- 2 県の相互応援協定

県は、隣接県、防災関係機関（日本赤十字社山口県支部、山口県医師会、山口県歯科医師会、山口県薬剤師会、各放送機関、山口県警察本部、西日本旅客鉄道㈱、管区警察局、海上保安部、管区气象台等）、民間団体（空港に所在する民間団体、(社)プレハブ建築協会等）との間に、災害時における協定を締結している。

第 4 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第 32 条、同施行令第 17 条、第 18 条にその取扱いが規定されている。災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（平成 18 年岩国市条例第 58 号）」によるものとする。

第 5 応援者の受入措置

1 応援者の受入れ先

他市町村、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事において、受入れに必要な措置を講じる。

- ・到着場所の指定
- ・連絡場所の指定
- ・連絡責任者の氏名
- ・指揮系統の確認及び徹底
- ・使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

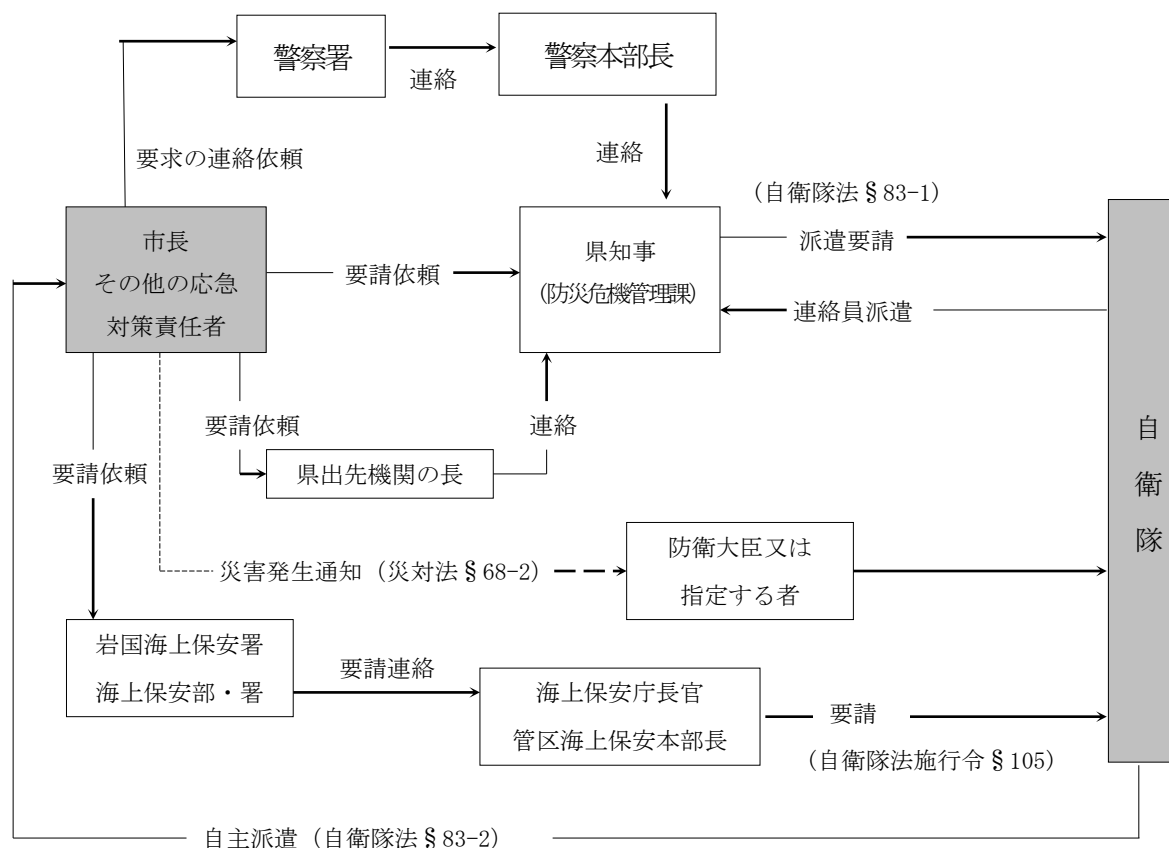
要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長又は知事のもとに活動するものとする。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 自衛隊派遣要請系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情やむを得ないと認めた場合
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は次のとおりである。

- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき要請を待ついとまがないと認められること。
- (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事からの要請により、要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難等指示発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消防活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、市及び県は要請にあたっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請又は要請依頼を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡する。

- ・災害により、人命又は財産の保護のため必要であること。
- ・救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる差し迫った必要性があること。
(緊急性)
- ・人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。(緊急性)
- ・自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。(緊急性)

第2 災害派遣要請の手続き

1 要請権者

(1) 要請権者

- ア 知事（自衛隊法第83条第1項）……………主として陸上災害の場合
- イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長（自衛隊法施行令第105条）主として海上災害の場合
- ウ 空港事務所長（自衛隊法施行令第105条）……………主として航空機遭難の場合

(2) 要請依頼者の措置

市長及びその他の応急対策責任者（指定行政機関の長、指定公共機関の長、県出先機関の長、警察署長等）は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1「1 自衛隊派遣要請系統図」に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に要請依頼するものとする。

応急対策責任者において、事態が切迫し速やかに派遣を要すると認めたときは、最寄りの部隊等に被害状況等を通知することができる。

2 要請手続

市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を文書で行う。ただし、その事態が切迫している場合は必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。また、通信の途絶等によって知事に派遣要求ができない場合は、直接、最寄りの部隊の長に通知し、事後速やかに所定の手続きをとる。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

3 要請（通知）先

(1) 市長が知事に対して派遣要請できる場合

県災害対策本部 本部室班 (防災危機管理課)	昼間	T E L	083-933-2370
		F A X	083-933-2408
	夜間	T E L	083-933-2390(当直)

(2) 市長が知事に対して派遣要請できない場合

連絡責任者	所在地名	電話番号
第 31 航空群司令 第 13 旅団長	岩国市三角町 2 丁目 広島県安芸郡海田町寿町 2-1	0827-22-3181 082-822-3101 防災無線（衛星系） 034-101-941-157
第 17 普通科連隊長	山口市上宇野 784	083-922-2281 防災無線（衛星系） 035-217
自衛隊山口地方協力本部	山口市上八幡馬場 814	083-922-2325

第 3 災害派遣受入れ

市は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

なお、市の区域には、自衛隊基地があり、活動拠点は原則として当該地とする。

1 部隊の受入準備

- (1) 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保その他について計画し、部隊の到着と同時に作業を開始できるよう準備しておく。
- (3) 部隊が集結した後、直ちに指揮官と(2)の計画について協議し、調整のうえ、必要な措置をとるものとする。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着時刻の申告を受け、また従事している作業の内容、その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室に報告するものとする。

4 経費の負担区分

- (1) 自衛隊が負担する経費
 - ア 部隊の輸送費
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食料費
 - エ その他部隊に直接必要な経費
- (2) 派遣を受けた側が負担する経費
 - (1)に掲げる経費以外の経費

第4 自主派遣の場合の措置

1 県知事等への連絡

指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。

2 知事等による市長への通知

知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市長等応急対策責任者に通知するものとする。

3 災害派遣受入れの措置

市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3に定める措置に準じた措置をとるものとする。

4 災害派遣要請の手続き

自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は前記第2に定める措置をとるものとする。

第5 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

- ・要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
- ・市長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。
- ・知事は、市長から撤収の要請を受け、また、自ら撤収の必要を認めた場合にあっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、知事あてに撤収要請の文書で行うものとする。

第6 離島患者救急搬送

1 実施方針

市は、離島の救急重症患者を空輸により本土の医療機関に搬送する必要がある場合、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県知事に応援要請を行うことになるが、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、自衛隊の航空機による搬送を要請する。

2 自衛隊の災害派遣手続

市長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプターによる運航ができない場合、知事に対し電話等で別紙（資料編）に定める「災害派遣発生情報」の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

3 航空機の出動要件

航空機の出動要件は次のとおりとする。

- ・消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合であること。
- ・自衛隊の航空救難態勢に支障をきたさない範囲であること。
- ・荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。
- ・原則として、日出から日没までの間であること。

4 ヘリポートの整備

市長は、ヘリポートの整備（照明装置も含む。）及び管理を行うものとする。

(1) ヘリポートの整備

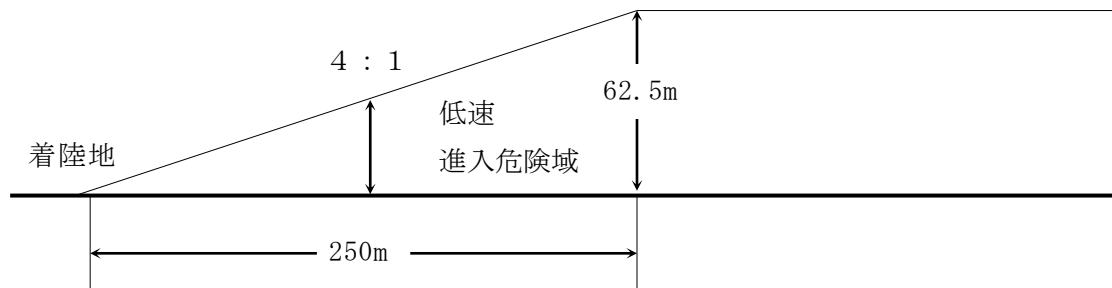
- ・定期的な清掃（着陸時におけるゴミ等の巻き上げ防止）、特にビニール袋、発泡スチロールに留意すること。
- ・グラウンド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径 50m 内に散水する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止）
- ・夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。）
- ・吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため）

(2) ヘリポート周辺の整備

- ・着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ 5 m 以上の物）
- ・海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を待避させる。（進入コース：着陸地から直径 200m 以内）

(3) 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置、250m以内に高さ 62.5m 以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）



5 航空機搭乗医師等の確保

市長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師を含む。）を確保しなければならない。

6 搭乗者の国内旅行傷害保険

市長は、航空機に搭乗する医師、看護婦及び患者に対して、国内旅行傷害保険をかけなければならない。

7 搬送の手続き及び報告

市長は、事後速やかに災害派遣発生情報を知事へ提出するものとする。

第3節 県消防防災ヘリコプター応援要請計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

市長は、県知事に対して「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

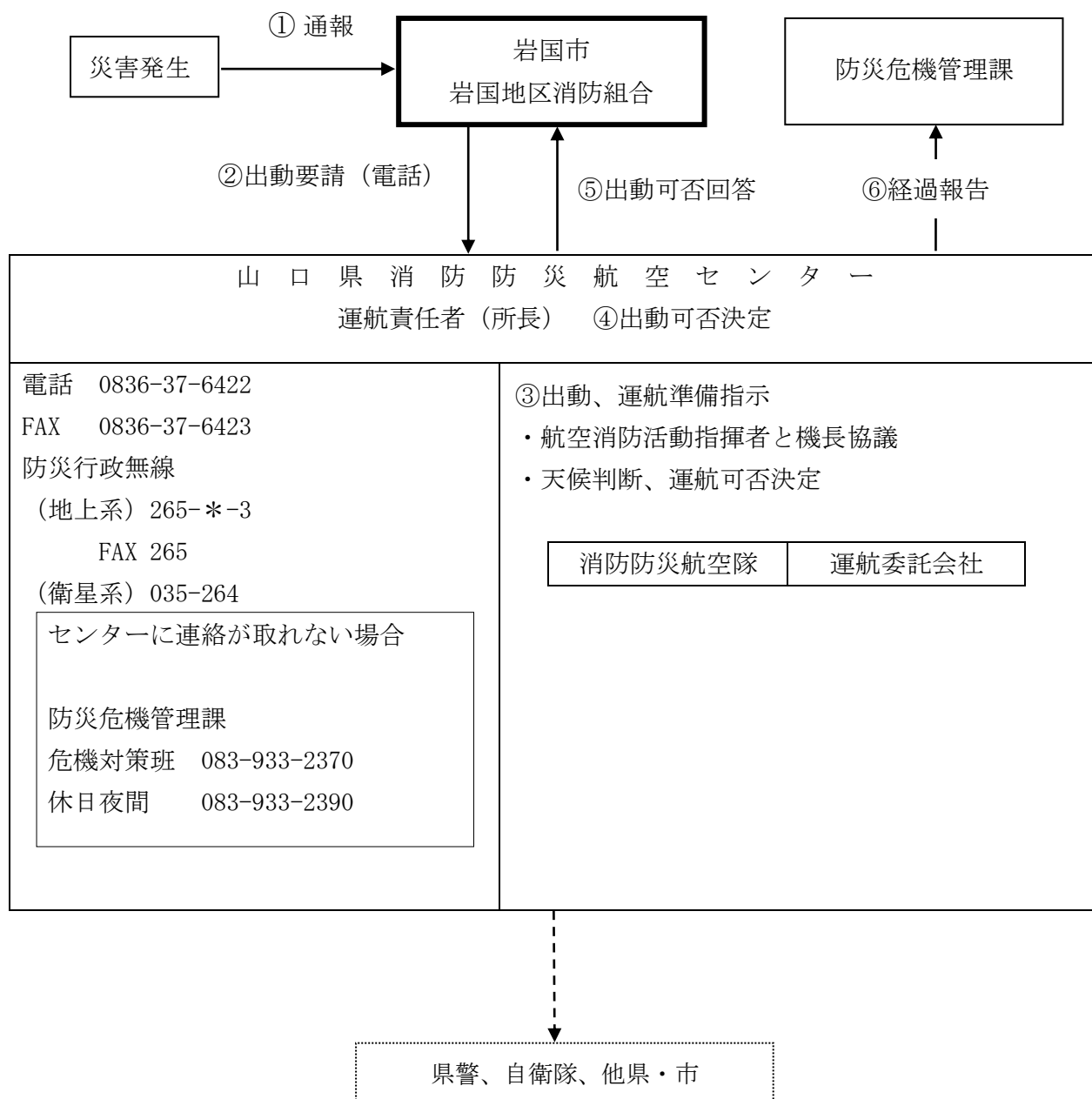
第1 応援要請の原則

被災市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- ・災害が他の協定市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- ・市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- ・その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

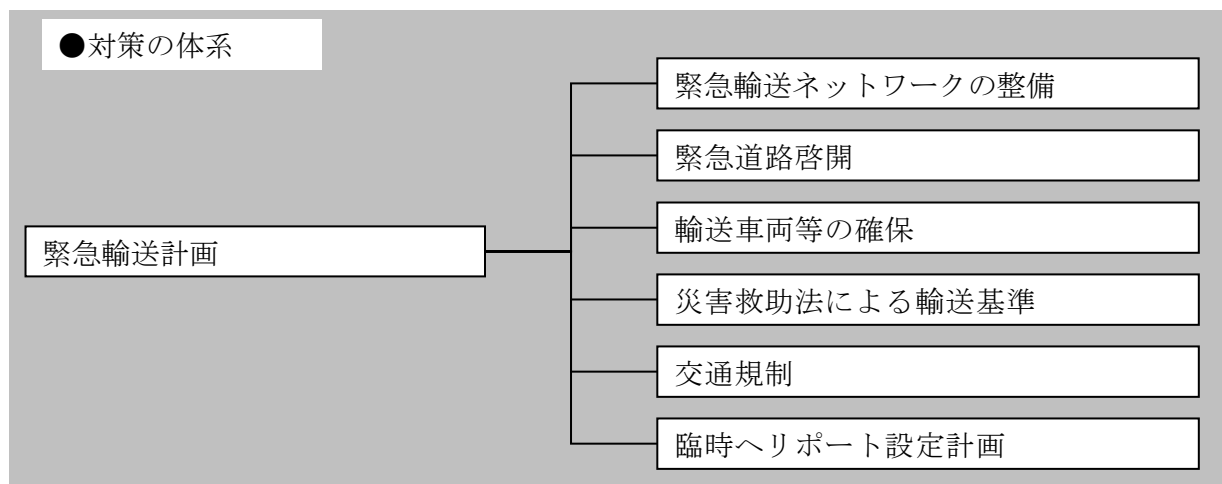
第2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



第7章 緊急輸送計画

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施にあたって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

市の主な担当	危機管理課、水産港湾課、道路課
--------	-----------------

第1 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 道路

市は、輸送拠点、災害対策本部、医療機関等と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定している。

[指定基準]

- ・県が指定する緊急輸送道路にアクセスする道路
- ・災害対策本部を結ぶ道路
- ・救援物資等の集積地点を結ぶ道路
- ・主要施設（港湾（漁港）、飛行場等、病院、広域避難場所等）を結ぶ道路
- ・その他主要な道路

なお、大きな河川に囲まれるなど地形的要因により、孤立する可能性のある人口密集地区では、幹線路線が通行不能となった場合を想定した代替路線（幹線路線相当規模の道路）を防災上重要な道路として指定するとともに、住民不安による混乱が緊急輸送や避難誘導に支障をきたすことのないよう整備（照明装置も含む。）する。

(2) 港湾（漁港）

海路による救援物資等の受入港として、また、それを保管する港として港湾（漁港）を指定する。

(3) 飛行場等

空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また、臨時ヘリポートとして、指定する。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて自衛隊基地を活用する。

2 緊急時の臨時ヘリポートの指定

市は、市の区域内における緊急物資配送のための緊急輸送道路の指定を行うとともに、緊急時の臨時ヘリポートの指定を行う。

第2 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3 広域輸送拠点の整備

1 一時保管のための拠点

市は、県内他市町及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管のための拠点を定める。

2 広域輸送基地

県は、他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として広域輸送基地を定める。

3 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備にあたっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の建物や公園等の広場の整備を進める。

4 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第4 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路啓開

市の主な担当	道路課
--------	-----

市及び県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準による緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物

の除去、路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1 緊急啓開道路の選定基準

1 第1次緊急啓開道路

- ・高速自動車道、主要国道及び連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- ・病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
- ・県庁及び出先機関庁舎を結ぶ道路

2 第2次緊急啓開道路

- ・第1次緊急啓開道路と市町村災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路
- ・第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- ・第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- ・他県、市町村の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2 緊急啓開道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議のうえ、それぞれが管理する基幹道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

第3 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開にあたっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

- (1) 市は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保にあたっては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、岩国市土建協同組合や建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4 道路啓開に必要な資機材の確保

市は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、岩国市土建協同組合

や建設業協会等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

災害時における応急対策の実施にあたり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

市の主な担当	危機管理課、総務課、水産港湾課
--------	-----------------

第1 輸送手段の確保措置

1 輸送力の確保ができないとき

輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

2 輸送方法について

輸送方法については、車両、列車、船舶、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法による。

(1) 車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上げ等の措置を講じるものとする。

ア 公共的団体の車両	イ 営業所有者の車両	ウ その他の自家用車両
------------	------------	-------------

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、市は、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、市は、適宜次の措置を講じるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 岩国海上保安署所属船艇への支援要請・ 県に対する運輸局の海上輸送措置のあっせん又は調整の要請依頼・ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請 |
|--|

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、知事を通じ自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自衛隊所有車両による輸送支援の要請・ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請・ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請 |
|--|

第2 調達

1 輸送手段の確保

市は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃

料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。

2 運送車両等に不足が生じた場合

市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他市町又は県にあっせんを依頼するものとする。

- ・輸送区間及び借上期間
- ・輸送人員又は輸送量
- ・車両等の種類及び必要台数
- ・集結場所及び日時
- ・車両用燃料の給油所及び給油予定量
- ・その他参考となる事項

3 県

危機管理課は、輸送手段の確保について、県に要請、あっせん依頼を行う。県は、適宜次の措置を講じるとともに、関係者に対して協力を要請する。

- ・隣接市町に対し応援の指示を行う。
- ・他の公共機関による応援のあっせんを行う。
- ・県保有車両により直接応援する。
- ・救助法により県が直接の輸送力を確保して応援する。

4 海上保安部・署

危機管理課は、必要により海上輸送について、岩国海上保安署に応援を要請する。海上保安署は市又は県の要請により、次の措置を実施する。

- ・市及び県から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、所属船艇及び派遣船艇、航空機等により緊急輸送活動を実施する。
- ・飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び災害応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。

5 日本通運株式会社

総務課は、陸上輸送について、日本通運株式会社広島支店大竹営業課に車両の確保を要請する。日本通運株式会社は、災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。

6 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

危機管理課は、人員の輸送については、西日本旅客鉄道株式会社へ、物資の輸送については、日本貨物鉄道株式会社へ要請を行う。日本貨物鉄道株式会社においては、災害被災者救助用寄贈品に対する運賃減免制度を活用する。

7 漁業協同組合

水産港湾課は、各漁業協同組合所有の船舶（漁船）の借上げ等について協力要請を行う。

8 自衛隊

危機管理課は、県に対して、自衛隊の派遣を要請し、ヘリコプター等航空機による輸送を依頼する。

9 市内事業者等

総務課は、普通自動車、バス、貨物自動車等特殊車両の借り上げ等について協力要請をおこなう。

(1) 普通自動車、バス、貨物自動車等

中国ジェイアールバス株式会社周防営業所、いわくにバス株式会社、市内運送業者

(2) 特殊車両

岩国市土建協同組合、市内土木建築業者

第4節 災害救助法による輸送基準

市の主な担当	危機管理課、関係各課
--------	------------

第1 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

2 医療及び助産のための輸送

- ・重症患者で医療救護班が処置できない場合等の病院又は産院への輸送
- ・医療救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
- ・医療救護班の人員輸送

3 被災者救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

6 遺体の捜索のための輸送

- ・遺体処理のための医療救護班員等の人員の輸送及び遺体処理のための衛生材料の輸送
- ・遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、市は、知事へ厚生労働大臣に対する特別基準の申請の依頼を行う。

第2 輸送の期間

1 救助法による各救助の実施期間中とする。

2 各種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の同意により延長(特別基準)されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上げのための費用は、慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする）。

第5節 交通規制

市の主な担当	危機管理課、くらし安心安全課、道路課、消防本部
--------	-------------------------

第1 交通規制の内容

1 交通規制の内容

公安委員会、警察、道路管理者は、法令に基づき、災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、岩国警察署と連携をとり規制を実施する。

第一次交通規制
災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため次の措置を行う。 ・被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。 ・避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。 ・救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。
第二次交通規制
・緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。 ・一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。 ・被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両 以外の車両	災対法 第76条第1項
同上	同上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1ヶ月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

2 交通規制の実施

交通規制の実施者は、災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保するため、岩国警察署と相互連携をとり、次のように処置する。

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

被災地域への流入交通の抑止
- 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。 - 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
避難車両の流出誘導の実施
- 被災地域内にある道路の中から避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。 - 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

緊急交通路の指定
緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。 ・ 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。 ・ 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。 ・ 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分し、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
その他の交通規制の実施
・ 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入りの交通路を確保する。 ・ 被災地域内の生活道路の確保を図る。

3 被災現場措置

(1) 現場措置

ア 警察官（災対法第76条の3第1項・第2項）

応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令（第1項）
車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。
命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置（第2項）
上記措置を命じられたものが措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。
移動措置に係る車両その他の物件の破損行為（第2項）
上記措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他物件を破損することができる。この場合通常生じるべき損失の補償を行うことになる。

イ 自衛官・消防吏員（災対法第76条の3第3項・第4項・第6項）

警察官がその現場にいない場合の措置（第3項・第4項）
それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。
命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知（第6項）
(ア) 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行う。 (イ) 措置に係る通知措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行う。 ・ 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 ・ 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付のうえ、通知の際送付するものとする。

(2) 車両運転者の義務（災対法第 76 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 4 項）

項目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を指定区域の道路外に、又は指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動等の命令に対する受認義務	警察官等の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第 76 条の 2 第 4 項

第 2 海上交通規制

岩国海上保安署及び港湾管理者は、海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、被害状況の把握を行い、また、岩国港長（岩国海上保安署長）は、次に掲げる規制措置を行う。

1 在港船舶に対する措置

- (1) 在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命じる。
- (2) 港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又は繋船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命じる。

2 航行規制

- (1) 被災地域の港湾に入出港する船舶に対し、港則法に従い、必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。
- (2) 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講じるとともに、港内の船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第 3 緊急通行車両等の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急輸送を行う車両以外の一般車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認が必要である。

この確認は、県知事又は県公安委員会（警察本部及び警察署）が交付する緊急輸送車両標章及び緊急通行車両確認証明書で行う。

第 4 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により車両通行止め等の交通規制をした場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車による広報活動や自主防災組織（自治会等）への広報紙による伝達等及び報道機関を通じ、次の事項について市民に周知徹底を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 禁止、制限の対象道路名・橋りょう名と被害状況・規制理由・ 対象道路・橋りょうの場所・区間及び迂回路道路等・ 交通規制するおおむねの期間又は復旧の見込み時期 |
|---|

第6節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について必要な事項を定める。

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

市は、災害時の対応に備え、市内に1か所以上の臨時ヘリポート予定地を確保する。

2 臨時ヘリポートの選定

(1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県(防災危機管理課)と協議して定める。

(2) 自衛隊ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県(防災危機管理課)経由により、陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

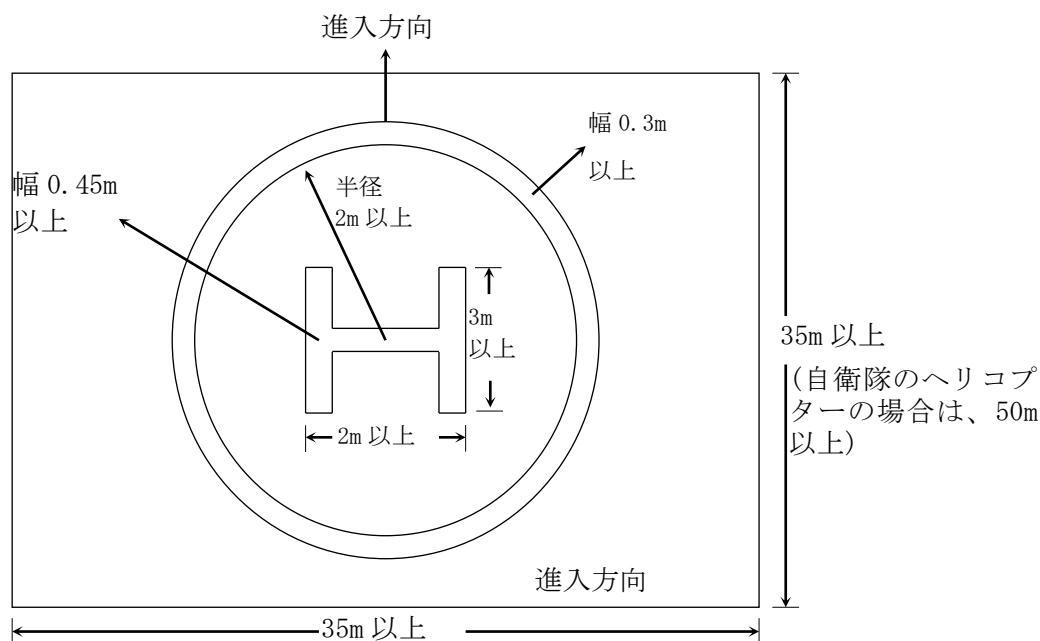
臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。・ 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。・ 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。・ ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。・ 天候による影響の少ない場所であること。 |
|---|

第2 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。



Ⓜ は航空法に基づく標示（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m 以上）

2 標示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定通り標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹き流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m 以上）の位置は、ヘリポートの地点に立てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3 臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、ヘリポートの確保整備に努める。

第8章 救助法の適用計画

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会的秩序の保全を図るため、市は応急的かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、運用取扱等について必要な事項を定める。

●対策の体系

救助法の適用計画

救助法の適用

技能者、労務者等の雇い上げ計画

第1節 救助法の適用

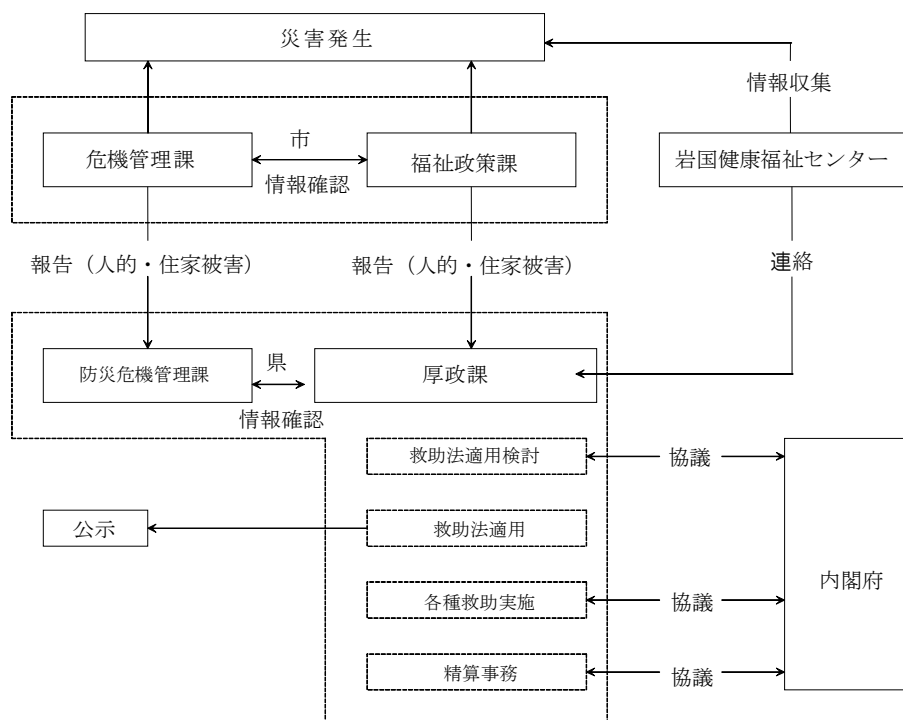
救助法が適用された場合、救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、知事はその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

ただし、災害の事態が急迫し、救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長自ら救助に着手するものとする。

市の主な担当	関係各部、危機管理課、福祉政策課
--------	------------------

第1 救助法による救助の実施

1 救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 知事は、国の機関としての救助の実施にあたる。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 委任の範囲及び市、県の実施区分を示すと次のとおりである。

救助実施内容	実施機関			
	市	県	警察	海上保安部
避難所の設置	○			
応急仮設住宅の供与 ・建設 ・入居予定者の選考、敷地の選定	○	○		
炊き出しその他による食品の給与	○			
飲料水の供給	○			
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	○			
医療及び助産	○	○		
被災者の救出	○		○	○
被災した住宅の応急修理	○			
障害物（土石、竹木等）の除去	○	○		
生業資金の貸与		○		
学用品の給与	○	○		
遺体の捜索	○		○	○
遺体の処理	○		○	○
埋葬	○			

(4) 実施区分

各種の救助を迅速に実施するために、救助法第 13 条に基づき、必要に応じて（個別の災害ごとに）救助の実施に関する事務の一部を市長へ委任できることとなっている。

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

3 適用基準

市及び県は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は第 2 に示す手続きを行う。

- (1) 市の区域内で 100 世帯以上の住家が滅失した場合。
- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、市の被害住家のうち、滅失した世帯の数が 50 以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 7,000 世帯以上であって、市の区域内の被害世帯が多数である場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

4 適用基準の算定方法

住宅が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を基準とし、半壊等については、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、みなし換算を行う。

全壊（全焼・流失）	住家 1 世帯	=	滅失住家 1 世帯
半壊（半焼）	住家 2 世帯	=	滅失住家 1 世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難なとき			
	住家 3 世帯	=	滅失住家 1 世帯
(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。			

第 2 適用手続

1 適用手続に係る処理事項

救助法を適用するにあたって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

- (1) 市長は、市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。
- (2) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。
- (3) 報告内容
被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害
- (4) 報告系統
第 1 「1 救助法事務処理系統図」に基づき、報告する。
- (5) 報告主任の設置

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

第 3 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施にあたって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第 4 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところにより実施する。

救助の種類		応急対策計画編
救助の総括		第 8 章「救助法の適用計画」
被害状況等の調査・報告		第 8 章「救助法の適用計画」 第 2 章「災害情報の収集・伝達計画」
避難所の設置		第 5 章「避難計画」
応急仮設住宅の供与		第 11 章「応急住宅計画」
被災住宅の応急修理		
炊き出しその他による食品の給与		第 9 章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」
飲料水の給与		
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		
学用品の給与		第 16 章「応急教育計画」
医療及び助産		第 4 章「救助・救急、医療等活動計画」
被災者の救出		
遺体の搜索		第 10 章第 2 節「遺体の処理計画」
遺体の処理		
遺体の埋葬		
障害物の除去		第 10 章第 3 節第 3 「障害物除去計画」
業務協力	輸送協力	第 7 章第 3 節「輸送車両等の確保」
	労務協力	第 8 章第 2 節「技能者、労務者等の雇い上げ計画」

第 5 知事による強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するにあたり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

- ・従事命令（救助法第 7 条）
- ・協力命令（救助法第 8 条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

- ・管理、使用、保管命令及び収用（救助法第 9 条第 1 項）
- ・損失補償（救助法第 9 条第 2 項）

第 6 市長の事務

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

- ・市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。
- ・救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助

の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 り災証明書の発行

市長は、「被災者台帳」に登録された「被災」について、被災者からの要求があったときは、「り災証明書」を発行するものとする。

- ・り災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
- ・災害の混乱時においては、仮り災証明書として「り災届出証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることができるものとする。

4 り災届出証明書の発行

市長は、「被災者台帳」に登載されない「被災」について、被災者からの要求があったときは、「り災届出証明書」を発行するものとする。

- ・り災届出証明書は、「り災」の届け出を受け付けたものについて発行するものとする。

5 安否情報の提供

市長は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、回答するものとする。ただし、安否情報を回答するときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画

大規模災害時には、市及び県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合も想定する。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な技能者、労務者の雇い上げができることになっており、これに関して市がとるべき措置について定める。

市の主な担当	福祉政策課、職員課
--------	-----------

第1 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の応急対策部の各課が調整のうえ、実施するものとする。

第2 市の雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合、当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数

県職業安定課は、災害時に円滑な対応がとれるよう、平素から必要な資料の整備に努めるものとする。

3 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

4 救助法による労務者の雇い上げ

(1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、知事及び市長は、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇い上げる。

対象種別	内 容
被災者の避難	・災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長が雇い上げる労務者
医療及び助産における移送	・医療救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための労務者 ・医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者 ・傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための労務者
被災者の救出	・被災者救出行為そのものに必要な労務者 ・救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末をするための労務者
飲料水の供給	・飲料水そのものを供給するための労務者 ・飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 ・飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する労務者
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切に係る労務者 ・救済用物資の被災者への配分に係る労務者
遺体の搜索	・遺体の搜索行為自体に必要な労務者 ・遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労務者
遺体の処理（埋葬は除く）	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労務者 ・遺体を安置所等まで輸送するための労務者
特例（特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て労務者の雇い上げをすることができる。 ・埋葬のための労務者 ・炊き出しのための労務者 ・避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための労務者

(2) 雇い上げの期間

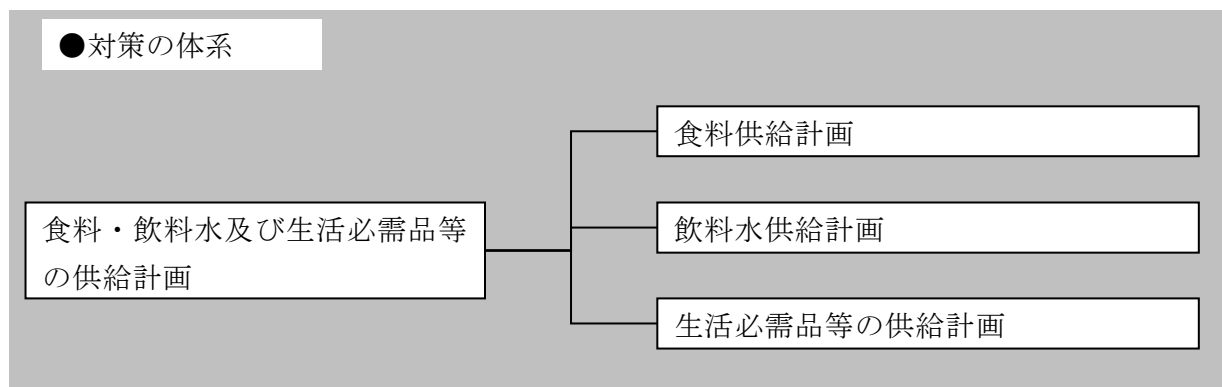
それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度

雇い上げた地域における通常の実費とする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第1節 食料供給計画

市の主な担当	危機管理課、福祉政策課、商工振興課、流通課、農林振興課
--------	-----------------------------

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は、市の要請を受けた場合、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、炊き出し体制が整うまでの間の緊急を要する事態には、一時的に乾パン等の供給を行う。

1 供給方法

(1) 必要な数量の把握

危機管理課は、地域支部及び地区対策班による報告から食料供給の対象者数の必要な数量を把握し、供給計画を作成する。

(2) 協定業者等からの調達

流通課・危機管理課は、供給計画に基づき、協定業者等からの調達によって確保し、供給する。

(3) 避難所等での配布

避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

2 食料の調達・搬送

関係各部と密接な連携を図りながら食料の調達・搬送を実施する。

(1) 食料の調達

ア 協定業者等から調達する。

イ 流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

ウ 市において食料の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 食料の搬送

調達食料については、原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

3 県、農林水産省への要請

市の能力のみでは、食料の供給ができない場合、県及び農林水産省農産局長へ食糧の供給を要請する。

(1) 応急用米穀の供給

災害時における応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

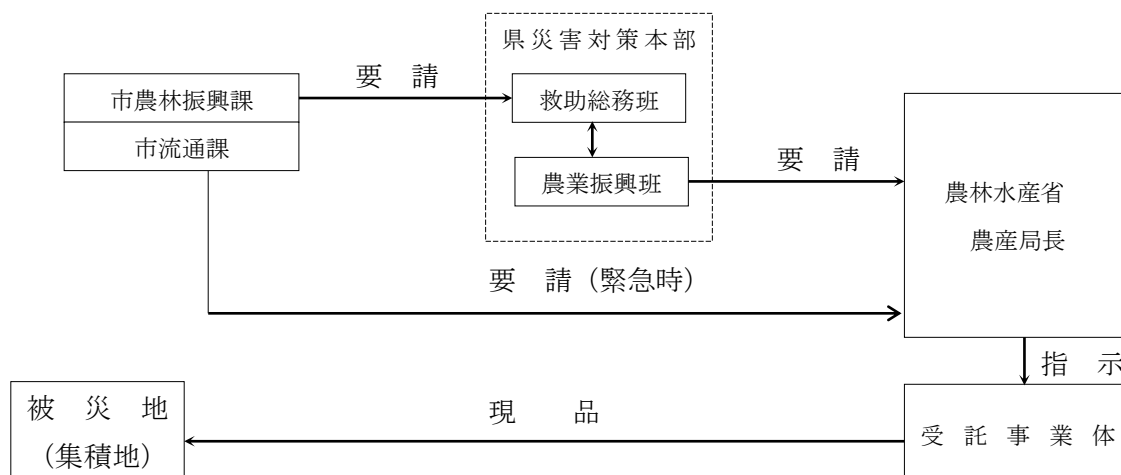
「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、知事が政府米等を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施にあたるものとする。

救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

市は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

[救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図]



(2) 副食等の供給

県は、次の食料について市から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席麺、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー等

(3) 食料の輸送

調達した食料については、市が直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行うこととしている。

県有車両等での輸送が困難となった場合又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができず、また、流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

(1) 市長

救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

(2) 知事

市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社山口県支部に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

- ・避難所に収容された者。
- ・住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等で、当該災害に遭遇した者については、市において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

緊急初動班は、教育委員会と協力して炊き出しの手配を行う。

炊き出しの担い手
炊き出しは、避難所内の住民組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。
炊き出しの実施
炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。
他団体等からの炊き出し申出
他団体等からの炊き出しの申出については、緊急初動班が教育委員会との調整のうえ受入れる。
調理室の利用、資機材の確保
炊き出しは、小学校の調理室、中学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお、給食調理施設が利用できない場合又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。また、適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。
現金、原材料等の給与の禁止
食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する（現金、原材料等の給与は認めない）。
産業給食の給与
食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても良い。
乳幼児に対する食品の給与
乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
災害時要配慮者への配慮
食べやすい食品、副食、飲み物などに配慮する。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。ただし、市において、定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の分の費用については、全て市が負担することになる。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

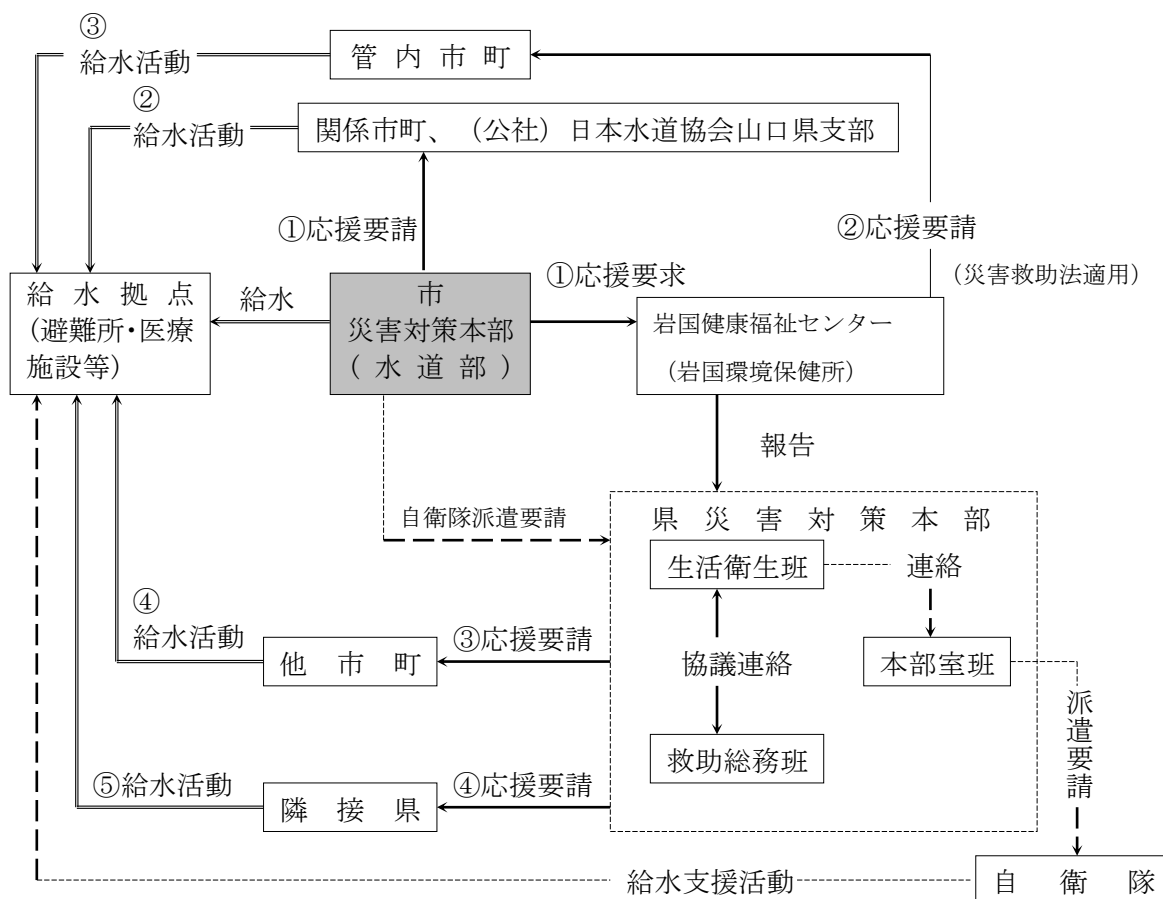
第2節 飲料水供給計画

市の主な担当	環境政策課、水道局
--------	-----------

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

(1) 市長

被災者に対する応急給水は、市長が実施する。

(2) 応援要請の依頼

市（水道局）は、応急給水活動が円滑にできるよう、県が備蓄する給水資機材の提供を依頼するとともに、他市町、隣接県への応援要請を依頼する。また、県に対し、応急給水活動の実施について自衛隊派遣を要請する。

3 実施場所

市（水道局）があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

ア 最低必要量

災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3ℓの給水を基準とする。

イ 生活用水

生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当たり 3 ℓ	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14 ℓ	飲料水、雑用水 (洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21 ℓ	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35 ℓ	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

ア 給水車又は容器による運搬

被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ 水質検査の実施

通常使用していない井戸水、また飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ 浄水（消毒）

防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

(1) 水道部は、災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

(2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び借り上げ車両などにより輸送する。

(3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ過器により処理した井

戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

- (4) 後方医療機関となる病院、医療救護所等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

6 給水の応援要求

市（水道局）において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町及び（公社）日本水道協会山口県支部に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ・ 供給水量（何人分又は一日何ℓ）
- ・ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ・ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- ・ 供給を必要とする期間
- ・ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 岩国健康福祉センター

応援要求を受けた岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）は、管内市町に応援要請を行うとともに、県災害対策本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ 応援要請

県災害対策本部（生活衛生班）は、岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町、（公社）日本水道協会山口県支部及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、水道部は直ちに県災害対策本部（生活衛生班）に対し連絡する。また、生活衛生班は受入体制を岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）に指示する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 市及び水道事業体

(ア) 市（水道局）は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて水道施設設備等の補強を計画的に実施するものとする。

(イ) 市（水道局）は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 施設の管理者

病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水へ対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市（水道局）は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所あるいはその周辺地域に給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

市（水道局）は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2 水道対策

1 水道施設被害報告

市は、下記の報告については、岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）を通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・市長 ————— 「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・水道事業者 ————— 「水道事故報告書」

第3 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要なことから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長が実施する（救助法が適用された都度、知事から委任）。関係事務は福祉政策課が実施する。

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の方法

- ・災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
- ・飲料水の供給という中には、ろ過器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3ℓ

(4) 飲料水供給のための費用

飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になるものであること。

- ・水の購入費
- ・給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
- ・浄水用の薬品及び資材費
- ・供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模でこの基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、知事あて申請し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画

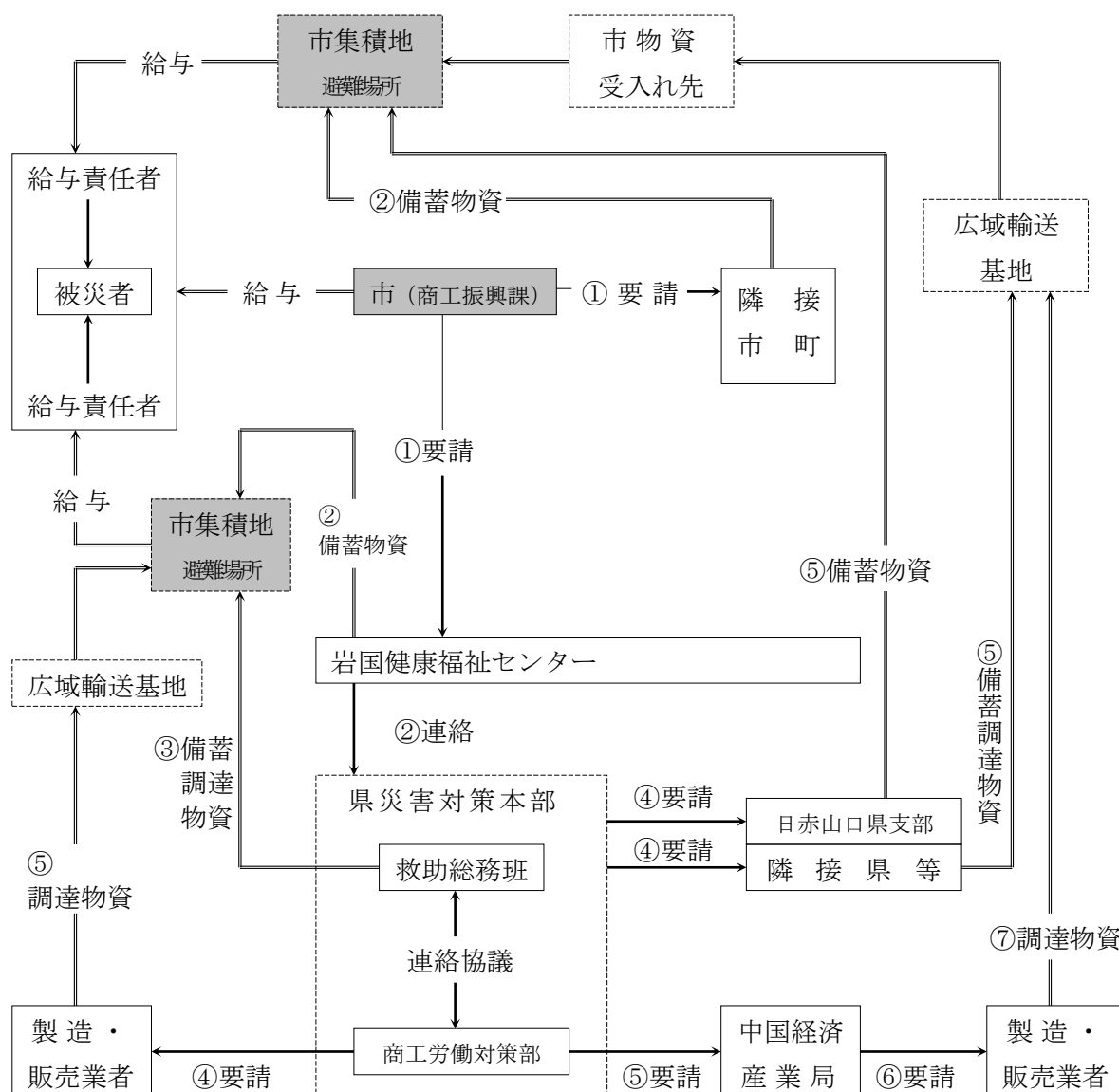
市の主な担当	福祉政策課、商工振興課
--------	-------------

大規模災害では、住家の全壊、全焼等により日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1 生活必需品等の供給体制

1 生活必需品等の調達・供給経路図

市は、以下の流れにそって生活必需品等の調達・供給を実施する。



2 生活必需品等の確保

(1) 物資の備蓄・調達体制の確立

市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域支援体制

県は、市及び県の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接県からの応援をより円滑迅速に進めるため、中国、四国、九州各県及び全国都道府県との間に「災害相互応援協定」を締結している。なお、物資が不足する場合には、国に対して確保を要請する。

(3) 民間業者等との協力体制

市は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、市は被災者への給与基準を定めるものとする。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

(3) 各期間の実施内容

ア 配分方法等

市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

イ 被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与

災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。

ウ 市の実施が困難な場合

市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（厚政課・岩国健康福祉センター）に応援を要請する。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町村、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

市は、避難場所並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資輸送拠点（岩国市総合体育館等）及び集積地（各中学校等）として選定し、県（厚政課・岩国健康福祉センター）に連絡する。

5 輸送体制

市長は、市の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受入配送体制について定めておくものとする。

(1) 備蓄物資・業者調達物資の輸送

商工振興課は、物資輸送拠点に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

(2) 民間組織の協力

物資は、ボランティア等民間人、民間組織の協力を得て物資集積地に輸送する。

(3) 調達依頼

輸送に必要な車両と労働者は、災害復旧本部において各部と調整して調達する。

第2 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

- ・災害により、住家に被害を受けた者等であること。
この場合の住家被害の程度は全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- ・被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- ・被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

物資の購入については、「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

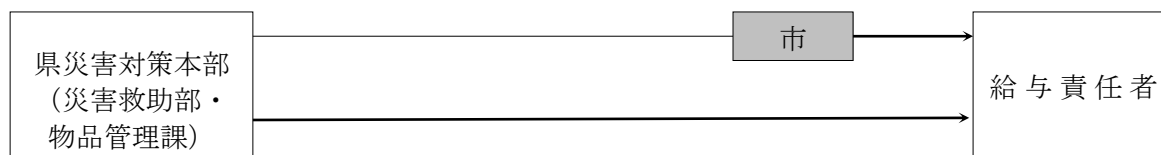
3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 県による実施

原則として県（救助総務班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当を行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積り方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、市が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

原則として次の8品目に限られるが、個々の品目については例示した品目以外のものも

考えられるため、これらに限定するものではない。

また、調達については災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

品目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

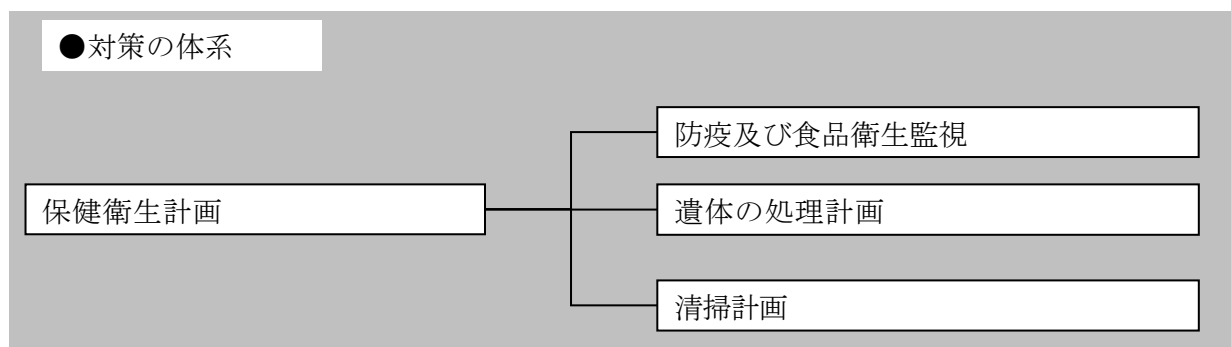
5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から 10 日間以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、知事あて申請し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第 10 章 保健衛生計画

災害の発生により、被災地では大量のゴミやがれきの発生、また多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



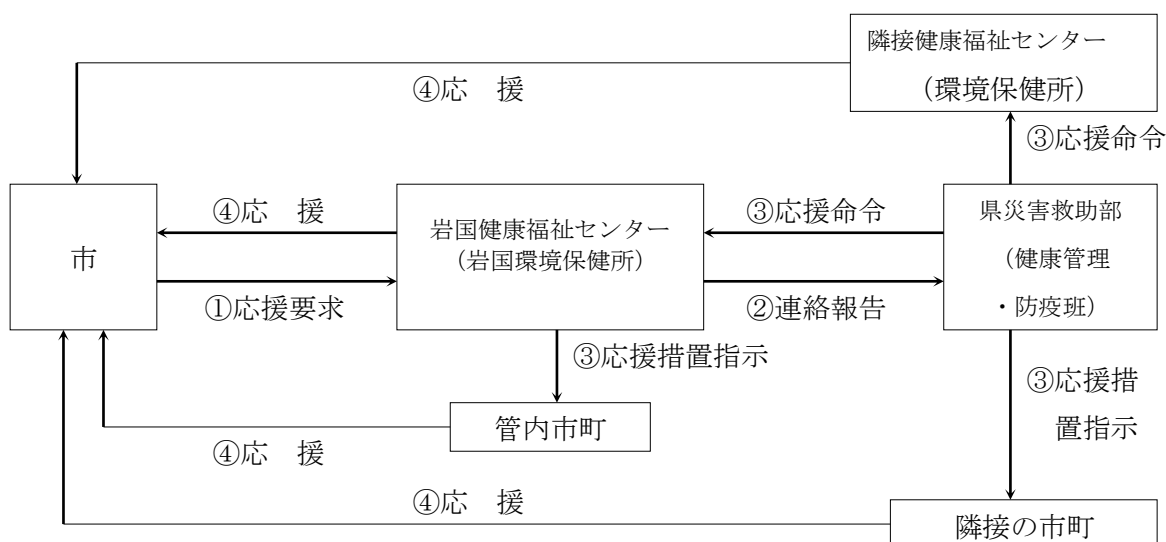
第 1 節 防疫及び食品衛生監視

市の主な担当	健康推進課、地域医療課、錦中央病院、美和病院、環境政策課
--------	------------------------------

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1 防疫活動

災害時における防疫は、県（山口県事務委任規則第31条第5項第1号(34)及び(36)により保健所長へ事務委任）の指示・命令に基づき市が実施するものであるが、市のみで実施することは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。



1 活動基準

市及び県は、災害の種類・程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

検病調査及び防疫についての活動基準は、おおむね次のとおりとする。

検病調査	- 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域 週1回以上 ・避難所等 状況に応じた適切な回数 - 被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 - 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 - 健康診断を実施する。 - 就業制限をする。 - 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
防疫	- 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 - 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 - 井戸の消毒を実施する。 - 感染症患者の住居の消毒を実施する。 - ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 - 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 - 被災地域の清掃を実施する。 - 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う）。

2 市の防疫組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、防疫班を編成する。

防疫班	・市職員等 3 名体制を原則（作業係 2 名、記録係 1 名） ・機材（噴霧機 2、自動車 1）
-----	---

3 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）に防疫活動を統括する医師 1 名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師 2 名
防疫班	衛生技術者 1 名・事務職員 1 名・作業員 1 名

(2) 措置事項

ア 市指導

岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所所長）は、法第 27 条、第 28 条及び第 29 条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

(ア) 直轄防疫班及び検病調査班の派遣

県は、市から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。

(イ) 応援措置の調整指示

岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所所長）は、市から要請を受けた場合、直ちに健康管理・防疫班に報告するとともに、応援措置について調整指示を行う。

ウ 市に対する指示及び命令

法に基づく指示
・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第 27 条第 2 項） ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第 28 条第 2 項） ・物件に係る措置に関する指示（第 29 条第 2 項） ・生活用水の供給の指示（第 31 条第 2 項）
予防接種法に基づく指示
・臨時予防接種に関する命令（第 6 条）

エ 代執行

市における被害が甚大であるため、又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。(法第 17 条)

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

第 2 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等をまねくことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。このため、市は、必要に応じて県（食品衛生監視班）が行う監視指導に協力し、食品の安全確保を図る。

1 衛生管理指導及び検査

救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査

2 監視指導

ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査

3 食品衛生指導

継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導

4 その他

その他必要と判断される食品衛生指導

第 2 節 遺体の処理計画

市の主な担当	生活支援課、環境政策課
--------	-------------

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく搜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第 1 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

(1) 市

遺体の搜索は、市において警察及び岩国海上保安署の協力を得ながら搜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 県

市からの要請に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

(3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の搜索に協力する。

(4) 海上保安部・署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水土等を活用して捜索にあたる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索にあたる。

エ 市が行う行方不明者捜索に協力する。

2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その被災場所が対象となるものである。

3 遺体の捜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の申請を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費又は購入費

船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。

(2) 修繕費

捜索のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、市の救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

ア 遺体の処理

遺体の処理は市が行う。

(ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

市及び県（救護班）が医師に依頼し、医師により行う。

(イ) 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

(ウ) 遺体収容所への輸送

警察、海上保安部・署による検視及び救護班による検案を終えた遺体を、関係機関等に協力を得て遺体収容所に輸送する。

(エ) 埋火葬許可証の発行

遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

ア 救助法が適用された場合

救助法が適用された災害の場合、県は、遺体処理に必要な措置を行う。

(ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。このため、県（救護班）の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。

(イ) 市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

(ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談にあたりとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

イ 日本赤十字社山口県支部

救助法が適用された災害の場合、日本赤十字社山口県支部は知事の委託に基づき救護班を派遣して遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を申請する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

- ・通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。
- ・一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合については、救助法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合
・ 県内の他の市町村に漂着した場合 当該地の市長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。 ・ 他の県内の市町村に漂着した場合 漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については救助法第 35 条の規定により求償を受ける。
イ 遺体の身元が判明していない場合
・ 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱うものとする。 ・ 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3 火葬等

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に関わらず火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な火葬等を実施するものである。

1 実施機関

(1) 市

遺体の火葬等は、市（環境政策課）が実施する。

(2) 県

市が行う火葬等に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 火葬等の要件

(1) 火葬等の要件

ア 対象者

対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。災害発生の日以前に死亡したものであって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、火葬等を行うことが困難な場合

- ・緊急避難を要するため、時間的、労力的に火葬等を行うことが困難であるとき
- ・墓地又は火葬場が浸水又は流失、破損し、個人の力では火葬等を行うことが困難であるとき
- ・経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき
- ・火葬等すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で火葬等を行うことが困難であるとき

(2) 火葬等の方法

火葬等は、市長が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等火葬等に必要な物資の支給及び火葬等又は納骨の役務の提供をする。遺体は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成のうえ、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ引き渡す。

エ 大規模災害時には、多数の火葬等を必要とすることから、近隣市町村等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査にあたりとともに、遺体は、火葬等とする。

イ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、火葬等を行う。

エ 火葬等に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引き取り人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引き取り人を調査する。

(4) 火葬等の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に火葬等を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を申請する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲、限度額は次による。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 火葬等の際の供花代、読経代、酒代等は、この経費の対象としない。

3 処理体制

- (1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連絡体制を確保しておく。
- (2) 県は、市町と連携した広域的な火葬等の実施を行うほか、葬祭業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

第3節 清掃計画

大規模災害時には、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。なお、災害廃棄物処理にあたっては、「岩国地域災害廃棄物処理計画」に従い処理するものとする。

市の主な担当	環境事業課、環境施設課、水産港湾課、道路課、河川課、下水道課 都市排水施設課
--------	---

第1 ごみ処理計画

1 実施機関

(1) 市

被災地域の清掃は、市（環境事業課）が実施する。

(2) 県

岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）は、清掃対策に関する技術援助を行う。また、健康福祉センター相互間、市町村相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、他県の応援を必要とする場合に備え所要の体制を整備するものとする。

2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。そのうち災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破壊、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。排出量については、おおむね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図る。

種 別	推 定 排 出 量		備 考
	震災（主としてがれき）		水害
木 造 住 宅	1 平方m当たり	約 0.7 t	全被害家屋 1 棟あたり約 2 t
鉄 骨 造	〃	約 1.1 t	
鉄筋コンクリート造	〃	約 0.7 t	

出典：厚生労働省資料（震災廃棄物処理指針）
環境省資料（水害廃棄物対策指針）

3 処理体制

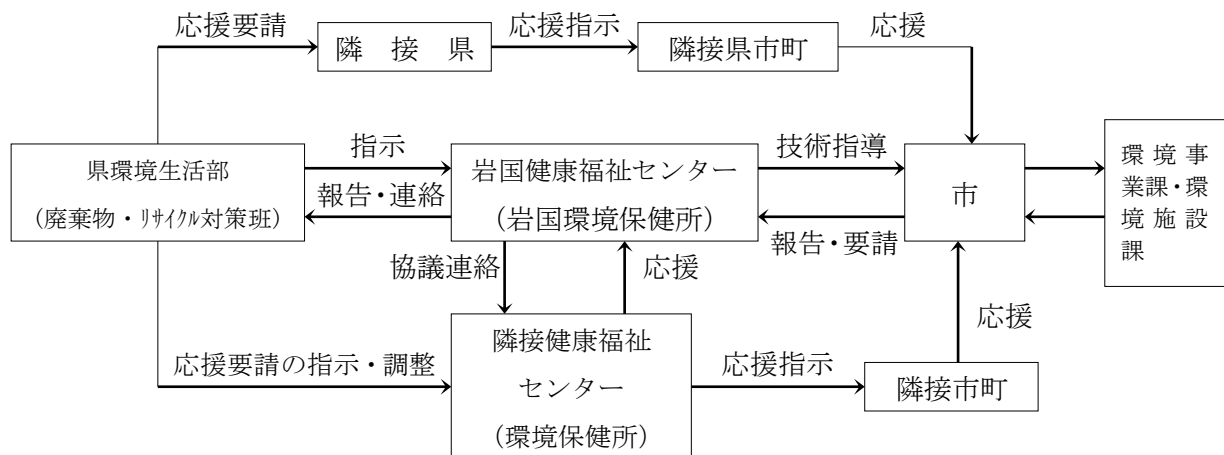
(1) 協力体制の整備

市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

(2) 対策系統

市は、以下の対策系統に従い、ごみ処理を実施する。



4 ごみ処理対策

ごみ処理、収集は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。

ごみ処理にあたっては、排出時の分別状態がその後の処理に多大な影響を及ぼすので、災害時においても可能な限り分別に努めるとともに、環境汚染の未然防止又は、市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策

ア 早急な収集

一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 臨時ごみ集荷場の確保

環境衛生に支障のない公有地等を利用し臨時ごみ集荷場とするなどの対策を講じる。

(2) 2次対策

災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じ環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) 3次対策

ア 非木造建物のがれき処理

鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以

下「がれき」という。)については、上記2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) がれき処理計画の作成

市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

(イ) 情報収集・提供

県は、市町村の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市町村の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬

解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、県はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

(4) 清掃班の編成（1班）

必要機材、人員は、被災家屋数1棟当たり廃棄物量をもとに積算する。

第1次対策に係る清掃班	・ 運搬トラック 1 台 ・ 作業員 10 名
-------------	----------------------------

第2次・第3次対策に係る清掃班	・ 搬出車両 6 台 ・ 積み込み資機材 2 台 ・ 作業員 3 名
-----------------	--

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（岩国健康福祉センター（岩国環境保健所））の指示により処分するものとする。

(6) 放射性物質の処理

災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のゴミ、がれき等と同様な取扱いをする事は極めて危険である。

このため、これらの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難場所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

第1「1 実施機関」参照

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヶ月約500として計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できるものも多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素堀式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難場所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素堀の可否等避難場所の状況により素堀式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 市及び県は、仮設トイレの確保のため、民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難場所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

ア 設置個数

対象人員100人あたり 小3、大2、女3 計8

イ 注意事項

(ア) 立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖にあたっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。

(イ) 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6) 災害時要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の災害時要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

(1) 人員、資機材等の確保

市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

(2) 対策系統

第1 3 「(2) 対策系統」参照

5 処理対策

(1) 仮設トイレし尿収集

避難所及び広域避難場所等の仮設トイレのし尿収集については、その場所及び数量等の状況の報告を受けて収集計画を策定し、効率的な収集体制を整える。

(2) し尿処理

仮設トイレから収集するし尿と平常時から行っているし尿の収集量が処理場の処理量を上回った場合には下水道担当課と調整の上、処理場への直接投入を検討する。

第3 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住民関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

イ 県は、大規模災害発生の場合は、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう支援する。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

・対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

・当面の日常生活が営み得ない状態にあること

・住家は、半壊又は床上浸水したものであること・日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身体障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借り上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の

円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から 10 日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、厚生労働大臣に対し、特別基準（期間延長）を申請する。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第 62 条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するにあたって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策をたて、必要な措置を講じる。

ア 道路上の障害物の除去

道路課は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。

イ 緊急啓開路線の優先的实施

特に、緊急輸送路線については、優先的に実施するものとする。

(2) 河川、港湾、漁港関係障害物除去計画

ア 所管する施設に関わる障害物

各施設管理者は、当該施設に関わる障害物を除去する。

イ 海難船舶又は漂流物等の除去

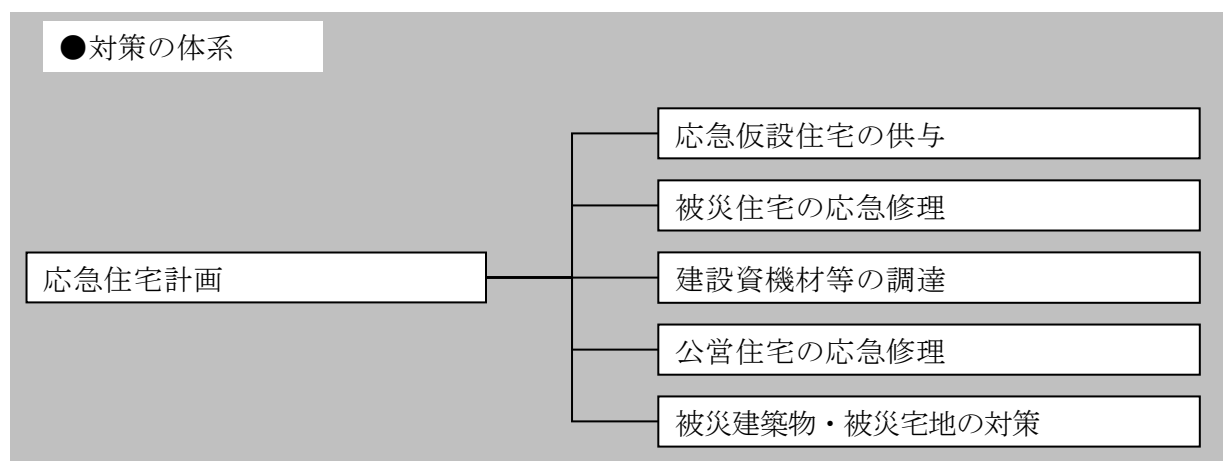
岩国海上保安署、岩国港湾管理事務所は、「漂流物等処理要綱」に基づいて海難船舶又は漂流物の法定表示、所有者氏名、破損・修理再使用の可否等により検討し引き渡し処分する。その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ、又は勧告する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第 11 章 応急住宅計画

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第 1 節 応急仮設住宅の供与

市の主な担当	建築住宅課、危機管理課、生活支援課
--------	-------------------

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

第 1 応急仮設住宅の確保

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、市及び県は、積極的に県営住宅、市町営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

- (1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。
- (2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口

県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

- (4) 被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。
- (5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

- (1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。
- (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
- (3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要配慮者世帯に配慮すること。
- (3) 市長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

(1) 建設型応急住宅

ア 県（厚政課）が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

(2) 賃貸型応急住宅

ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与

する。

イ 供与期間は原則 2 年以内で県が定める期間とする。

ウ 県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。

第 3 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

(1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。

(2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。

(4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

3 建設方法

(1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 県が建築業者に請負わせて建設する。

(3) 県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し設計図書等を示すものとする。

(4) 建設に関して、県は、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1 戸当たりの床面積は、29.7 m²を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2) 構造は、1 戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

(1) 災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(2) 災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別

基準（着工の延長）の協議を行う。

第4 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、県は、（公社）山口県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

市の主な担当	建築住宅課、危機管理課、福祉政策課
--------	-------------------

第1 住宅の応急修理を受ける者の条件

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
- (2) 全壊又は全焼等の被害を受けたもので、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。（

第2 対象者の調査及び選定

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

市町が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。

3 上記1、2は、場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する。

第3 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理は、市長が建設業者へ請負わせるか市から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。

- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市長から建設業者へ請負わせるか市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

2 修理の範囲

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

住家の屋根、外壁、建具(玄関、窓、サッシ等)について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。

- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

日常生活に必要な欠くことができない部分(居室、炊事場、便所等)及び日常生活に欠くことができない破損箇所(土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等)に限るものとする。

3 修理の期間

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

災害発生の日から10日以内に完成させるものとする。

- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から3月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)以内に完成させるものとする。

- (3) 修理期間の延長

上記(1)、(2)の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

第3節 建設資機材等の調達

市の主な担当	建築住宅課
--------	-------

第1 応急仮設住宅資機材等の調達

市長が県から応急仮設住宅の建設を委任された場合、次の措置を講じる。

1 応急仮設住宅の資機材

応急仮設住宅の資機材は、関係団体（岩国市土建協同組合等）の協力を得て調達する。

2 用材の確保

用材の確保については、建築住宅課等からの依頼により、農林振興課が木材業者団体又は生産工場を通じて確保する。

第2 国有林野産物の払下げ

県は、応急住宅用資機材の調達において、不足する場合は、国へ要請する。

第4節 公営住宅の応急修理

市の主な担当	建築住宅課
--------	-------

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第5節 被災建築物・被災宅地の対策

市の主な担当	建築指導課：応急危険度判定士職員（建築技師・土木技師）
--------	-----------------------------

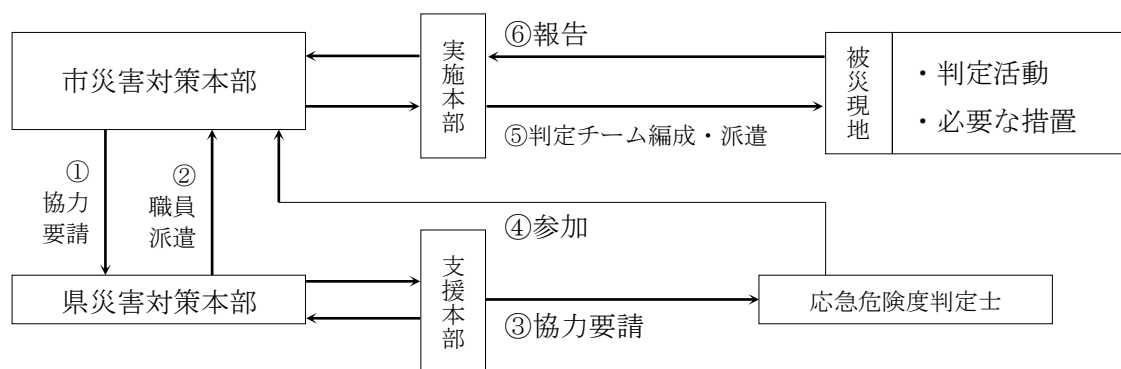
地震発生後、公共建築物及び一般住宅や被災宅地等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要なことから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1 被災建築物応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、市は被災建物の安全性を早急に確認することが必要となる。このため市は、危険度の判定を支援するための応急危険度判定体制を確立する。

第2 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて県を通じて応急危険度判定士の参加を要請する。

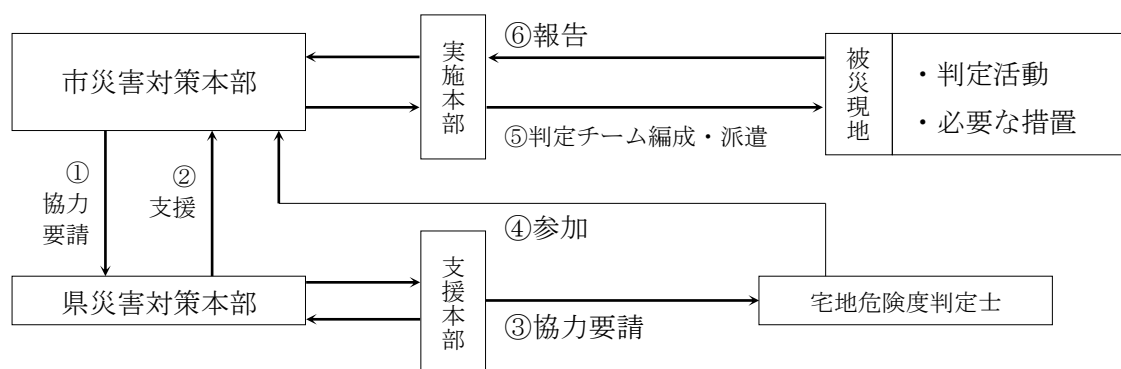


第3 被災宅地危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた宅地の余震による崩壊等から二次災害を防止するため、市は被災宅地の危険性を早急に確認することが必要となる。このため市は、危険度の判定を支援するための被災宅地危険度判定体制を確立する。

第4 被災宅地危険度判定の実施

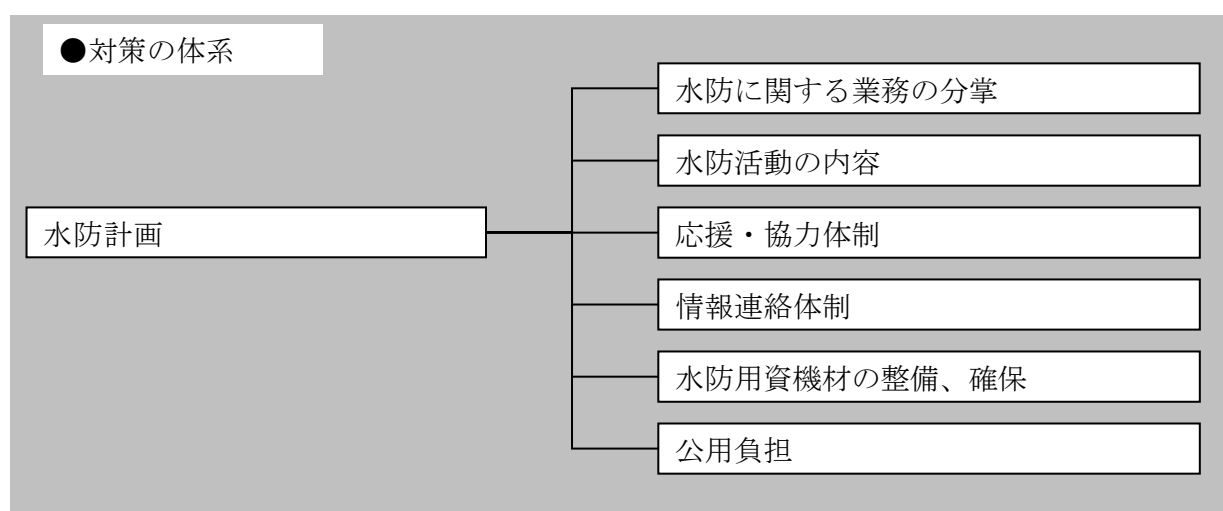
市は、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するものとし、必要に応じて県を通じて被災宅地危険度判定士の参加を要請する。



第 12 章 水防計画

県水防計画に準じ、洪水、津波又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防に関する業務の分掌、水防活動の内容、応援・協力・情報連絡系統等について定める。本章に記載のない事項は全て県水防計画に準ずる。

なお、本章で定める計画は、災対法（昭和 36 年法律第 233 号）に基づく岩国市地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和 24 年法律 193 号。以下この章において「法」という。）第 32 条の規定に基づく水防計画として位置付ける。



第 1 節 水防に関する業務の分掌

市の主な担当	危機管理課、農林整備課、消防本部、
--------	-------------------

第 1 市水防管理団体（法第 3 条）

市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第 2 水防団（法第 5 条）

岩国市は水防団を置く。水防団及び消防組合は、水防に関しては市長の所轄の下に行動する。水防団は、消防団で構成し、岩国市消防団規則第 12 条及び第 13 条により行動する。

第 3 県一県水防本部（法第 3 条の 6、第 30 条）

県知事が指定した河川について、气象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。また、市が行う水防活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、市に対し水防上必要な確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、市長、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。

第4 山口県岩国土木建築事務所（県水防計画）

現地における状況を的確に把握し、県水防本部及び市と密接な連絡を保つとともに、県水防本部の指示を受けて、市が実施する水防活動を指導応援する。

第5 気象台（法第10条）

洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び県知事に通知し、共同で洪水予報を行う。また、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

第6 国土交通省一中国地方整備局太田川河川事務所（法第10条、第31条）

国土交通大臣が指定した河川（小瀬川）について、気象台と共同して洪水予報を行い、単独で水防警報を発令する。また、市、県に対し水防上必要な指示を行う。

第7 ため池管理者（県防災計画）

ため池管理者は、個々のため池についてあらかじめ水防団待機水位を定めておく。また、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等注意到意する。必要に応じ門扉の開閉も行う。

第8 居住者等（法第24条）

市長、水防団長又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内居住者又は水防の現場にある者を水防活動に従事させることができる。

第2節 水防活動の内容

市の主な担当	危機管理課、観光振興課、農林整備課、水産港湾課、河川課、下水道課、都市排水施設課、消防本部
--------	---

第1 監視及び警戒（法第9条、県水防計画）

市長、水防団長又は消防長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。また、県水防本部から警戒又は指令を受けた後は、重要水防区域の監視及び警戒を特に厳重にし、異常を発見した場合は当該河川等管理者に通知し必要な措置を求めるとともに水防作業を行う。

第2 水門、樋門、排水ポンプ等の点検・操作

排水機場、水門、樋門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に出水期には点検整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないように注意する。また、操作はそれぞれの操作規則を遵守し平素から操作手順の確認を行っておく。市長は、水門等管理機関と連絡を密にし、当該水門等の開閉等の状況を把握する。また、市が管理する水門・樋門等につ

いては適宜職員を派遣し状況を報告させる。

第3 河川公園利用者への周知、誘導・退去指導

河川公園の管理者又は受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が冠水する可能性が大きくなったときは河道内から退去するよう注意を促す。

第4 水防団及び消防組合の出動（法第17条、県水防計画）

市長は、次の事態が予測される場合は、水防団又は消防本部を、別に定める出動計画に基づき、警戒配置に付し、適切な水防作業を行うものとする。また市長は、事前に水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態において最も適切な水防作業が即時に実施できるように努めなければならない。

1 出動が想定される事態

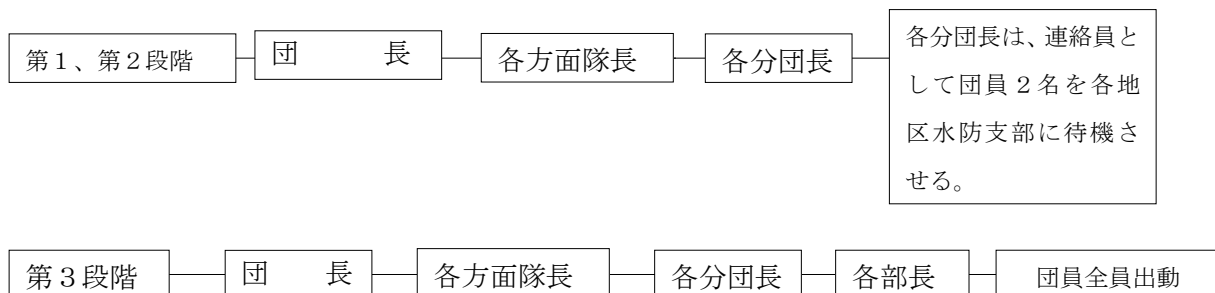
- (1) 河川等の水位が氾濫危険水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり非常事態が予測される時。
- (2) 堤防の異常を発見したとき。
- (3) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮によって被害が予想される時。
- (4) 津波による被害が予想される時。

2 水防団出動概要

(1) 出動段階

第1段階	待	機（状況に応じて速やかに活動できる態勢）
第2段階	準	備（水防資機材の準備、整備及び河川、海岸その他危険区域の監視）
第3段階	出	動（水防要員の警戒配置）
第4段階	出動解除	（水防活動の終了）

(2) 命令系統



第5 警戒区域の設定（法第21条、県水防計画）

水防団長、水防団員又は消防署員（これらの者がいないとき又はこれらの者の要求があったときは警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止・制限し、若しくはその区域からの退去を命ずることができる。市長はこの警戒区域が設定されたときは、岩国土木建築事務所長及び警察署長に通知する。

第6 警察官の派遣要請（法第22条）

市長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の派遣を要請する

ことができる。

第7 立退きの指示（法第29条）

県知事、県知事の命を受けた県職員又は市長は、洪水又は高潮等により著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、その他の者に対し避難のため立ち退くことを指示することができる。市長が指示する場合は、警察署長にその旨を通知しなければならない。

第8 水防訓練（法第32条の2）

市長は法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上期日を定めて訓練を実施し、水防技術の向上を図る。水防訓練は、市及び県防災計画の定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第3節 応援・協力体制

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 輸送

水防の規模、状況等により他の機関の輸送力を必要とする場合は、本編第7章「緊急輸送計画」に定めるところにより協力を依頼する。

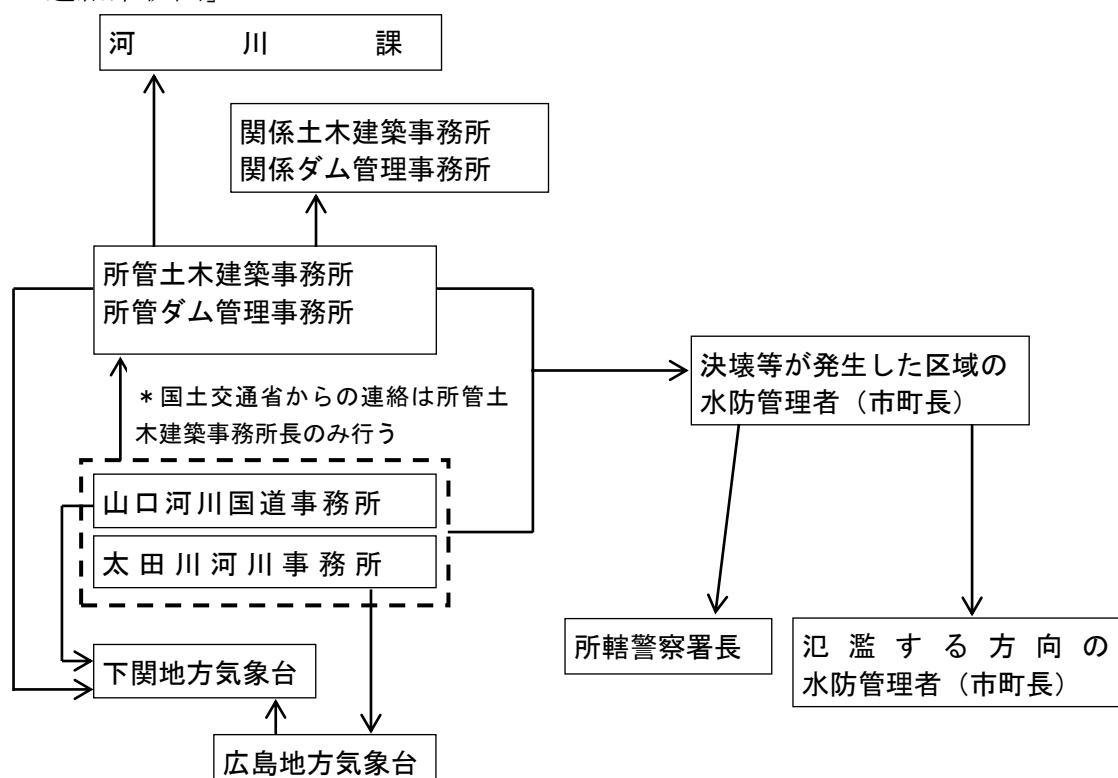
第2 水防管理団体（市町村）等相互の協力（法第23条）

1 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

「連絡系統図」



2 水防管理団体等相互の協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資機材を応援しなければならない。

したがって、隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

第3 広島県との協力（県水防計画）

水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で応援する。

第4 国土交通省（中国地方整備局）への応援協力要請

市は、河川に関する情報の提供、応急復旧資材の提供、水防訓練への参加等について、国土交通省（中国地方整備局）に応援協力を要請するものとする。

第4節 情報連絡体制

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

水防に関する情報連絡体制は、法及び県水防計画等に定めるところによる。本節では、これらに記載のない情報の連絡体制について主に定める。

第1 はん濫注意・警戒・危険・発生情報

岩国土木建築事務所又は太田川河川事務所→市危機管理課（及び発令区間内の市総合支所※1）→消防組合及び市水防団（又は市民）※2

なお、法第14条の浸水想定区域内の地下街・地下施設及び要配慮者施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、当該施設が存する区域に市が避難指示等の避難情報を発令する場合における、市からのはん濫注意・警戒・危険・発生情報の伝達は次のとおり行う。（法第15条）

水系名	河川名	区間区分	管内 区分	情報伝達先	
				地下街等	要配慮 者施設
				情報伝達区分※	
小瀬川	小瀬川	洪水予報	本庁	—	②
錦川	錦川（下流部）、門前川			①	
	錦川（中流部）	美川	—	③	
	宇佐川	錦			
	本郷川	本郷			
	生見川	美川			
		美和			
由宇川	由宇				
島田川	島田川	玖珂			
	東川	周東			
		玖珂			
		周東			
平田川	平田川		本庁		②

※【情報伝達区分】

- ①危機管理課→（電話・ファックス若しくは市民メール）→当該施設所有者又は管理者→法第15条第3項に定める当該地下施設避難確保計画に基づき利用者に周知
- ②危機管理課→（電話・ファックス若しくは市民メール）→当該施設管理者→利用者
- ③次のいずれか又は両方
 - ・危機管理課→（市民メール）→当該施設管理者→利用者
 - ・総合支所→（電話・ファックス若しくは防災行政無線）→当該施設管理者→利用者

第2 水防警報

岩国土木建築事務所又は太田川河川事務所→危機管理課（及び発令区間内の総合支所※1）→消防組合、市水防団

第3 氾濫危険水位（警戒水位）

岩国土木建築事務所又は太田川河川事務所→危機管理課（及び発令区間内の総合支所※1）
→消防組合、市水防団又は市民 ※2

第4 その他水位・雨量・潮位

県土木情報システム等で危機管理が情報収集（→必要に応じて消防組合及び市水防団、市民※3）

※1…電話連絡は本庁危機管理課のみ

※2…市が避難指示等の避難情報を発令する場合、避難情報に併せて防災行政無線、市民メール、緊急速報メール、広報車等で当該発令対象区域内の市民に周知。

※3…避難情報に併せて防災行政無線、市民メール、広報車等で市民に周知

第5 水位の通報及び公表（法第12条）

市長は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は法第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

第6 決壊等の通報（法第25条）

堤防その他の施設が決壊したときは、市長、市水防団長、消防長は、直ちに関係者（岩国土木建築事務所長又は太田川河川事務所、警察署長及びはん濫する方向の市町長）に通報するものとする。

第7 水防通信（法第27条）

何人も水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

第8 水防信号（法第20条、県水防計画）

法第20条に規定する水防用に用いる信号については、水防法施行規則（山口県規則）に定める方法によるものとする。

第9 報告（法第47条、県水防計画）

市が水防活動を行った場合は水防活動状況報告書を作成し、水防活動終了後5日以内に県（河川課）に報告するものとする。

第5節 水防用資機材の整備、確保

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 重要水防区域内の資機材整備（県水防計画）

市は、おおむね重要水防区域内の堤防の延長2kmについて1か所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具、資材を準備しておく。

品 名（例示）
くわ、つるはし、唐くわ、おの、スコップ、ハンマー、ペンチ、空俵、照明、その他

第2 重要水防区域外の資機材整備（県水防計画）

本計画に定める急傾斜地崩壊危険区域等において、風水害等による被害を軽減するため、各地区の水防倉庫に被害想定に応じた水防用資機材を準備しておくものとする。

水防倉庫の管理は、所轄消防団分団及び市（危機管理課）とする。

第6節 公用負担

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1 物的負担（法第28条）

市長、水防団長又は消防長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の事項を行うことができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- 3 車両その他の運搬具又は器具の使用
- 4 工作物その他の障害物の処分

第2 人的負担（法第24条）

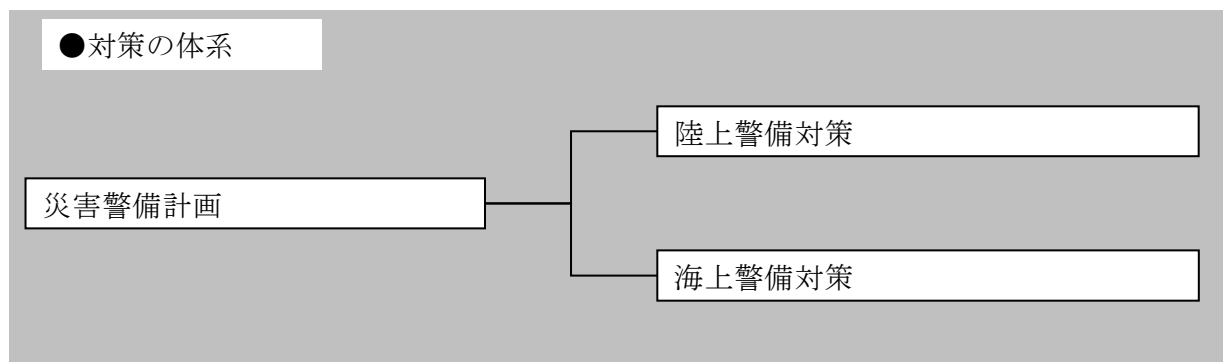
市長、水防団長又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、市内居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3 損失補償及び損害補償（法第28条第2項、第45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条（時価補償）及び第45条（負傷、病気、障害、死亡に対して市条例に基づき補償）に規定するところによるものとする。

第13章 災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持にあたる。



第1節 陸上警備対策

第1 警備体制（災害警備実施計画）

1 職員の招集・参集

職員は、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

ア 管内において震度4及び震度5弱の地震が発生したとき

イ 大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

(2) 第2次体制

ア 管内において震度5強の地震が発生したとき

イ 大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) 第3次体制

ア 管内において震度6弱以上の地震が発生したとき

イ 大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

3 警備本部の設置

市内に警戒体制及び非常体制を要する災害が発生した場合は、県警察本部及び岩国警察署に所要の災害警備本部を設置する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、岩国警察署災害警備実施計画の定めるところによる。

第2 警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに、被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集にあたる。

(1) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 警察署等における救出救助活動

岩国警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(2) 機動隊等の出動要請

把握した被害状況に基づき、機動隊・管区機動隊等の出動を要請する。また、被害の状況により、山口県災害警備本部を通じて他の都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(3) 行方不明者の搜索等

関係機関と連携して、行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の災害時要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域

内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第 76 条の 3 に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備実施計画で示す。

第2節 海上警備対策

第1 治安の維持

岩国海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 犯罪の予防、取締り

巡視船艇及び航空機を災害発生地域に配備し、犯罪の予防、取締りを行うものとする。

2 周辺海域の警戒

巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2 海上交通安全の確保

岩国海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1 避難の勧告・入港制限・船舶移動

暴風、高潮等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。

2 船舶交通の整理・指導

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

3 船舶交通の制限又は禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。

4 漂流物・沈没物その他の物件の除去

海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告するものとする。

5 水路管理者への通報・周知

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、水路の管理者に通報するとともに、航行警報・水路通報又は船舶・航空機による巡回により、速やかに周知に努めるものとする。

6 復旧措置

航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。

7 航行警報・水路通報の周知

気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき、航路障害物の発生、大量の油の排出・放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報・水路通報又は船舶・航空機による巡回等により、速やかに周知させるよう努めるものとする。

8 船舶への情報提供

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3 通信の確保

岩国海上保安署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

1 機材の確保・復旧

情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。

2 船艇の配備

多重通信装置、非常用電源、携帯用無線機等を搭載した船艇を配備する。

3 機器の配備

携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。

4 非常の場合の通信確保

非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。

5 巡視船艇及び航空機の配備

映像システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。

6 職員の派遣

関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、必要に応じて職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第 14 章 要配慮者支援計画

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、災害発生直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。このため、避難誘導、避難場所の運営、保健福祉サービスの実施など、避難行動要支援者に配慮する必要がある事項について定める。

●対策の体系

要配慮者支援計画

避難誘導・避難場所の管理等

保健・福祉対策

第 1 節 避難誘導・避難場所の管理等

市は、避難計画の実施にあたり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

市の主な担当

危機管理課、文化スポーツ課、高齢者支援課、障害者支援課、建築住宅課、関係各課、各総合支所、消防本部

第 1 避難誘導

1 対象者別の避難誘導

要配慮者となる以下の者を対象とした災害時要援護者支援マニュアルに基づき、それぞれの避難誘導を行う。

- | | | |
|----------------|--------------|--------|
| ①ねたきり高齢者・重度障害者 | ②その他の高齢者・障害者 | |
| ③病弱者・難病患者・傷病者 | ④妊産婦 | |
| ⑤乳幼児・遺児 | ⑥外国人 | ⑦観光旅行者 |

2 避難の指示の配慮

避難の指示を行う市長は、情報の伝わりにくい要配慮者や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

3 避難誘導の優先

避難指示が出された場合、市は要配慮者を優先して避難誘導する。

4 車両等による移送

自力で避難できない要配慮者の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。特に、ねたきり高齢者・重度障害者の移送は、あらかじめ策定された個別避難支援計画に基づき、

協定を締結している協力事業所と調整しながら行う。

第2 避難場所の開設・運営

1 避難場所の開設

市は、指定した避難場所（指定緊急避難場所）の開設・運営にあたり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

(1) 開設する避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための指定緊急避難場所を施設管理者と協力して開設する。

(2) 避難行動要支援者向け避難場所

指定緊急避難場所のうち、ベッドがあるなど避難行動要支援者に適した設備等を有している又は病院が近くにある避難場所については、避難行動要支援者向けの避難場所として指定する。

2 避難場所の管理・運営

(1) 管理責任者

緊急避難場所又は広域避難場所の管理責任者は、避難所運営班の職員とする。福祉協定避難施設については、管理責任者を協定の施設管理者並びに受け入れを調整する課の職員とする。

(2) 避難者名簿の作成

管理責任者は、要配慮者に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

(3) 良好な生活環境の確保

緊急避難場所及び広域避難場所において、高齢者、障害者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

(4) 的確な伝達手段の確保

自らでは情報把握の困難な避難行動要支援者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 生活必需品への配慮

緊急避難場所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。また、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 被災者の他地区への移送

緊急避難場所及び広域避難場所での生活が極めて困難なねたきり高齢者、重度障害者等については、あらかじめ協定を締結している高齢者福祉施設、特別養護老人ホーム、老人

保健施設等の福祉協定避難施設への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

治療が必要な災害時要配慮者については、かかりつけ医や医療機関へ移送する。

また、観光旅行者等については、観光事業者や関係機関との連携により迅速かつ的確に帰宅支援を行う。

第3 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

応急仮設住宅の建設にあたっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。入居者の選考にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

市の主な担当	福祉部、健康医療部
--------	-----------

第1 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。この場合、必要に応じ県又は他の市町等へ応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには各種施設、社会福祉協議会をはじめとする職員派遣等の協力要請を行う。

第2 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市及び県は、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

1 巡回健康・栄養指導

市及び県の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア

県精神保健福祉センター、岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）等におけるメンタルヘルスケアを実施する。

3 在宅保健サービス

訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスを早期に実施する。

第3 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、他市町村等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目処に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市及び県は、発災後直ちに福祉関係職員等により、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難になった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う災害時要配慮者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

(1) 保育や養育が困難になった児童への対応

市及び県は、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入れ、ホームステイや里親への委託等の保護を行う。また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(2) 在宅福祉サービスの提供

市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスの提供に努める。

3 情報の提供

市及び県は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。視覚障害

者、聴覚障害者については、手話、点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付け

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。また、生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難場所としての機能を果たすことが求められる。このため、被災社会福祉施設は、市、県等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

(1) 入所者の退避

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2) 施設設備の安全確認

発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。

(3) ライフライン復旧の優先的対応

市及び県は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要援護者の受入れ

(1) 福祉協定避難施設の受入れ

あらかじめ協定を締結した被災地の社会福祉施設等は、ねたきり高齢者、重度障害者の緊急一時受入れを実施する。

(2) 社会福祉施設の受入れ

入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の受入れを行うものとする。

(3) 要配慮者の受入れ協力

被災地以外の地域の施設は、市又は県の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

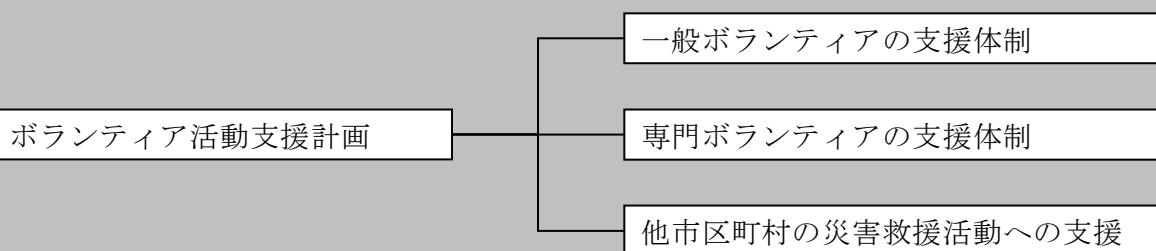
第3節 避難確保計画の作成及び訓練の実施

本計画資料編第9章に記載のある、浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域等又は津波災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

第 15 章 ボランティア活動支援計画

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

●対策の体系



第 1 節 一般ボランティアの支援体制

市の主な担当	福祉政策課
--------	-------

第 1 市・県社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、市及び県災害対策本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 市災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会に、ボランティア活動の第一線の拠点として市災害ボランティアセンターを設置し、市災害対策本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。なお、大規模かつ広域的な災害が発生し、市災害ボランティアセンターが被災等によってその機能を十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンターとの災害ボランティアセンターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

また、市の区域が被災を免れた場合、市ボランティアセンターは、県ボランティアセンター、その他の市町の災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

- ・被災者ニーズの把握
- ・ボランティアの募集及び受付
- ・ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- ・ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

2 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会に県災害ボランティアセンターを設置し、市災害ボランティアセンターが救援活動に専念できるよう、市及び県災害対策本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、該当ブロックごとに市町災害ボランティアセンターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- ・ボランティアの参加要請及び派遣
- ・ボランティアのコーディネーター等の応援要請及び派遣
- ・ボランティア募集のための広報
- ・ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- ・その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など

第2 市、県の対応

市災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 市の対応

- ・県、市災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- ・被災地ニーズの把握
- ・報道機関等への情報提供
- ・活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- ・その他市災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 県の対応

- ・国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- ・被災地ニーズ等の情報収集
- ・報道機関等への情報提供
- ・広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- ・その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

第2節 専門ボランティアの支援体制

市の主な担当	福祉政策課
--------	-------

第1 市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合は、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2 県の対応

専門ボランティア関係各班は、市の要請によりあらかじめ登録され、あるいは、県社会福祉協議会を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3 県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せて専門ボランティアの登録を行う。

第3節 他市区町村の災害救助活動への支援

市の主な担当	危機管理課、福祉政策課
--------	-------------

市は、他市区町村で大規模な災害が発生した場合において、被災市区町村と緊密な連絡・調整を行いながら、県、関係団体等と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第 16 章 応急教育計画

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体が脅かされる事態が生じるおそれがある。幼稚園、小中学校、高等学校、専修学校、各種学校、盲・聾・養護学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

●対策の体系

応急教育計画

文教対策

災害応急活動

第 1 節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

市の主な担当

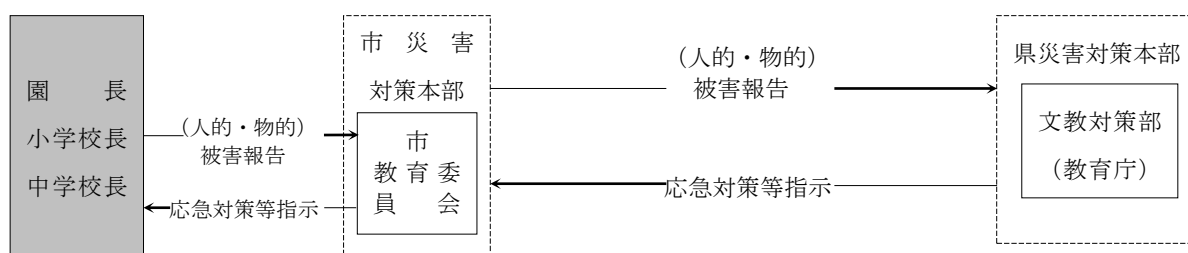
教育政策課、学校教育課

第 1 文教対策の実施

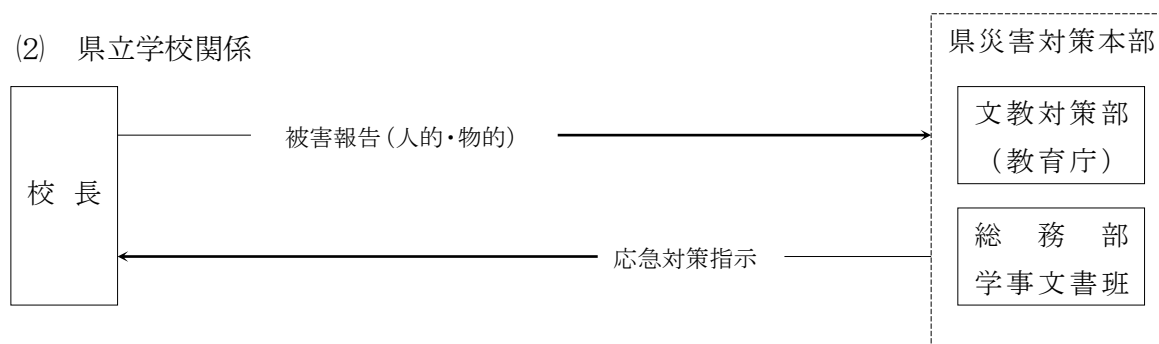
文教対策は、以下の実施系統図に沿って実施する。

1 文教対策実施系統図

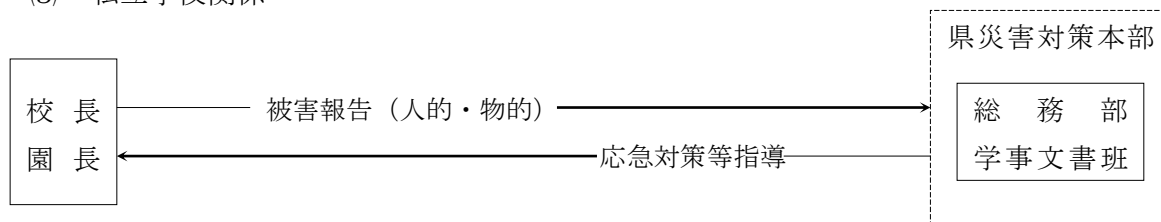
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

被害報告	被害報告の内容
被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・盲・聾・養護学校児童生徒被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
報告者、報告系統	第1「1 文教対策実施系統図」によるものとする。
学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2 児童生徒等の安全対策

市教育委員会及び県は、災害発生時において児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取組みを推進していく。

1 取組みの主な視点

- ・様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- ・大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ・教職員に対する安全教育の充実
- ・通学路の安全点検
- ・家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- ・集団生活を行ううえでの基本的生活習慣の確立と自主性のかん養
- ・災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ・学級活動（ホームルーム活動）等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や習慣の確立
- ・避難場所の周知と災害時要配慮者への配慮

2 応急対策

市教育委員会及び県は、所管する学校又は幼稚園（以下「学校」という）について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定及び周知の指導

市教育委員会及び県は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定及び見直し、その計画内容について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- ・学校の防災組織と教職員の任務
- ・動員計画（勤務時間外における連絡、非常招集の方法）
- ・情報活動（情報組織、情報の収集、伝達、広報活動）
- ・関係機関（市教育委員会・県、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
- ・避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）
- ・実験・実習中の対策
- ・火元の遮断と初期消火活動
- ・救護活動（児童生徒等、避難者）
- ・応援活動（被災者への応援協力）
- ・児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- ・盲・聾・養護学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）
- ・避難誘導（在校時、登下校時、校外（屋内・屋外））
- ・災害時要配慮者への配慮

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等への参加又は自ら防災訓練を実施するものとする。

- ・総合防災訓練（県によるもの）
- ・地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- ・学校で行う訓練

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食器類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚教室	落下、転倒の有無
コンピューター	コンピューター室	落下、転倒の有無

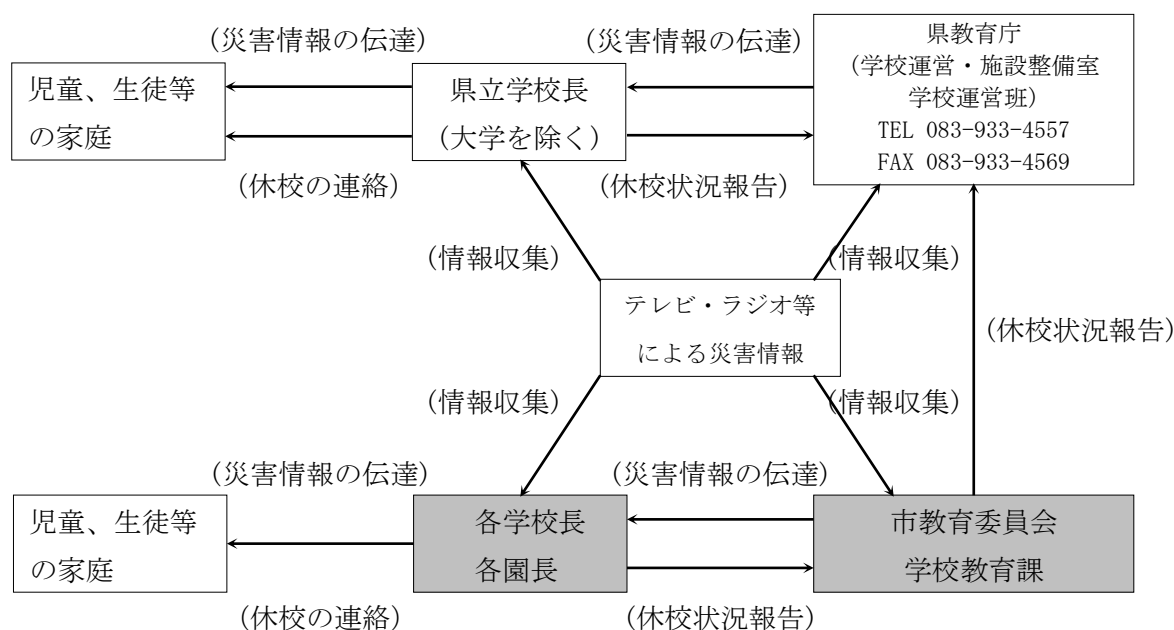
エ 気象情報の収集

学校は、県・市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

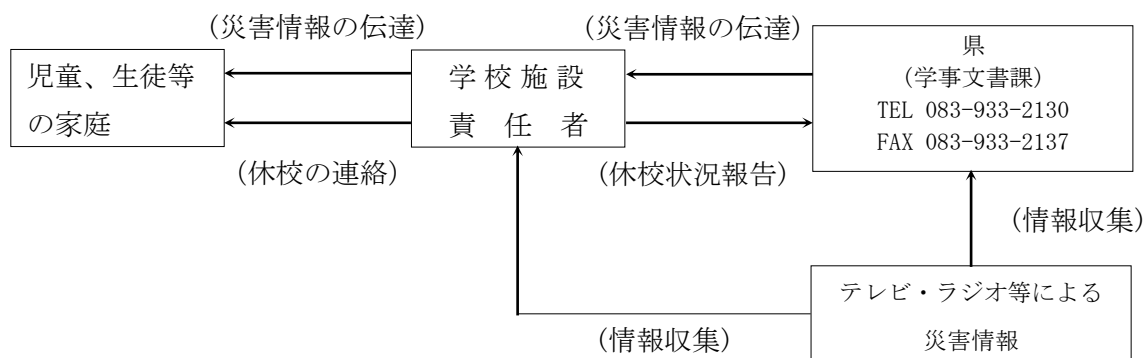
また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校については、児童、生徒の登校前までに決定連絡する。

なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立大学にあっては学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

(ア) 公立幼・小・中・高等学校



(イ) 県立大学・私立学校



(2) 災害時の対応

ア 指導及び支援

市教育委員会及び県は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ 応急復旧に必要な措置の実施

学校教育施設の確保を図るため、下記(4)に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し、又は指導助言を行う。

ウ 必要な措置の実施

校長は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物安全措施

学校の管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

エ 市教育委員会又は県への報告

校長は災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1「1 文教対策実施系統図」により、市教育委員会又は県に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、学級担任が行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

学校被災状況速報は、把握の都度に報告する。

オ 臨時休校等の措置

校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとったときは、その旨を市教育委員会または県に報告する。

カ 設備の応急復旧

校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)に記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保の基準」により行うものとする。

キ 応急教育計画の作成

校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会又は県に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

ク 市への応援要請

校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

(3) 災害復旧時の対応

ア 授業再開に必要な対策

市教育委員会及び県は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

- ・学習場所の確保等
- ・教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）
- ・教科書等の供給

イ 情報収集及び指示等の伝達

市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 教育事務の委託

市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒等についての教育事務の委託を近隣市町村に対して行うことができるものとする。

エ 児童生徒等の転入学

市教育委員会及び県は、被災地の児童生徒等の転入学の弾力的な運用を他市町村教育委員会及び都道府県に依頼するものとする。

オ 教育再開に向けて

校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての態勢を整備する。

カ 避難場所に避難している児童生徒等への対応

校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難場所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を決め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

キ 学習場所確保のあっせん依頼

校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

ク 保護者及び関係者への連絡

校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

ケ 登下校時の安全確保

校長は、授業再開にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

学校施設の応急復旧	・災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 ・応急復旧計画の樹立等の措置 ・応急復旧のための設備及び資材の確保措置 ・被害状況の詳細な記録（写真等） ・現地指導員の派遣 ・学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
学校施設の被害に応じた施設設備確保の基準	・応急的な修理で利用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 ・学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ・校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被害を受けていない近隣学校の施設設備等を利用する。 ・特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮設校舎の建設を要請する。

第3 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付文初管第211号）によるものとする。

2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対策

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を支給する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置を行うとともに、市教育委員会に対し、必要な指導及び援助を行う。また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請する。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

- ・学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助
- ・保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等
- ・被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

- ・給食施設設備の安全点検及び衛生管理
- ・給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
- ・調理従業者の確保及び健康診断
- ・学校給食と被災者炊き出しとの調整

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学指導

要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒については、学校教育基本法に基づく援助措置が講じられる。

(2) 特別支援学校児童生徒等就学奨励

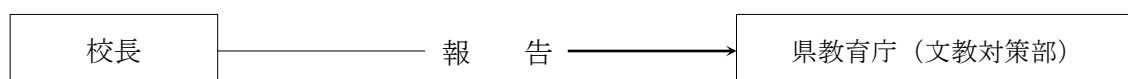
特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料及び聴講料の減免等(山口県使用料手数料条例)

ア 県立高等学校生徒等の被災状況の調査報告

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。



イ 減免措置

県及び県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

私立高校生特別就学補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ（財）山口県ひとづくり財団奨学センター、日本学生支援機構等による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難場所として防災上重要な役割を担うことになる。このため、関係部局と協議調整のうえ、避難場所として必要な設備等の整備の促進を図る。

市の主な担当	教育政策課、学校教育課
--------	-------------

第1 避難場所としての活動

学校が避難場所となる場合の運営管理は、原則として避難所運営班の職員が行うものとし、教職員は災害応急対策が円滑に行われるよう協力する。

また、教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

第2 避難場所としての施設設備の整備

本計画において、避難場所に指定された施設整備については、関係部局と協議のうえ必要な対策を計画的に講じるものとする。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、情報ネットワークの整備を図る。

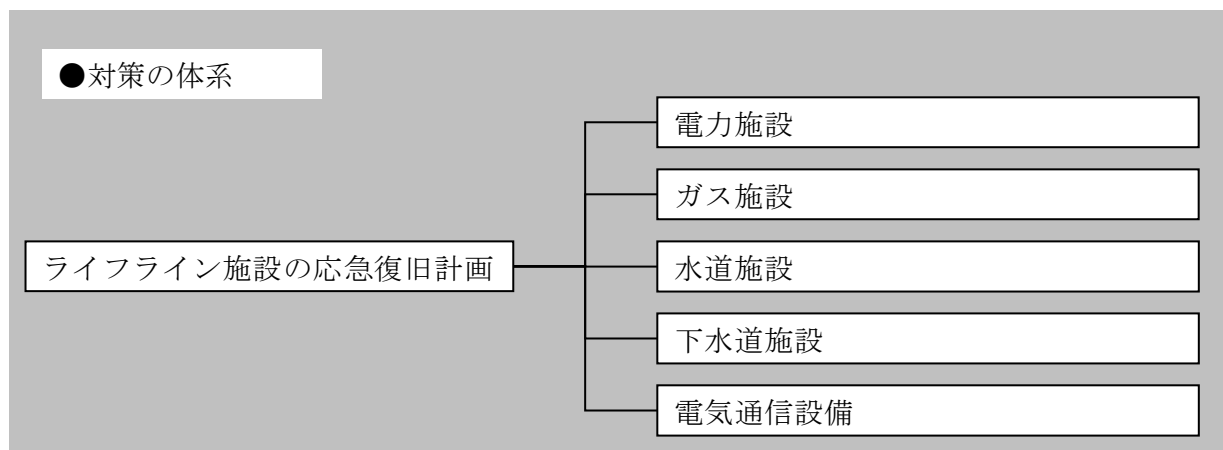
2 既存施設・資機材の活用

学校が避難場所として防災上重要な役割を担っていることに鑑み、既存施設・資機材を活用し、防災機能の向上を図る。

第 17 章 ライフライン施設の応急復旧計画

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設はどれも市民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。



第 1 節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第 1 実施機関

- 1 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)
- 2 県(企業局)

第 2 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)

災害により所管する電気施設等に被害が発生した場合の対応については、災対法第 39 条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規、中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)の諸規程に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

(1) 防災活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

ア 防災体制の発令基準（支社）

区分	発令基準
警戒体制 (災害準備対策室)	・ 台風が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・ 山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 非常体制が発令された事業所がある場合
非常体制 (災害対策室)	・ 山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (災害対策室)	・ サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

(2) 構成及び任務

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱の社内規程に基づき、別に定める。

(3) 防災体制時の情報連絡経路

ア 支社に防災体制が発令場合の情報連絡経路は、社内規程に基づき別に定める。

イ 電気事業法、災対法、河川法及び電波法に基づく報告は、原則として業務分掌によって行う。

ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、中国電力㈱東京支社及び中国電力ネットワーク㈱東京事務所が対応する。

3 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、迅速的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。

事項	対応措置
災害に関する予報及び警報の伝達方式	・ 災害に関する予報及び警報の伝達は、社内通信設備による。 ・ 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
災害時における災害に関係ある情報収集	・ 社内情報の収集は、社内規程による。 ・ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ・ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。

事項	対応措置
災害時における県への情報伝達	(1) 伝達を要する場合 ・ 気象予警報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況 ・ 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 (2) 伝達内容 中国電力(株)山口支社と県（産業政策課）が協議して別に定める。 (3) 伝達系統図 ・ 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 ↔ 県災害対策本部 （産業労働部） ・ 山口支社に防災体制が発令されていない場合 時間内 中国電力（株）山口支社 （広報） ↔ 県（産業政策課） 休日、時間外 中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） ↔ 県（防災危機管理課）
応急対策要員の確保	・ あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。
応急対策用資材の確保	・ 予備品、貯蔵品等の在庫品の活用 ・ 他事業所等からの調達
災害時における電気の保安	・ 電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。 ・ 特に火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。 ・ 被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。
災害時における応急工事	・ 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 ・ 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保については、状況により、知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
ダム・ゲート等の管理	・ 河川法及び電気事業法に基づく社内規程等による。 ・ 特に、ダム放流にあたっては、危害防止のための一般への周知、関係機関に対する通報・通知を迅速確実に行う。
災害時における広報	・ 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 ・ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

市の主な担当	危機管理課
--------	-------

第1 簡易ガス供給事業者の応急対策

1 簡易ガス供給事業者

(1) 災害時の活動体制

供給地域内において災害が発生した場合は、直ちに応急体制を確立する。

(2) 初動措置

- ・防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集
- ・供給施設設備等の点検
- ・被害状況に応じたガス導管網の遮断及び減圧
- ・そのほか状況に応じた措置

(3) 応急措置

ア 施設の点検を行い、機能及び安全性を確保する。

イ 付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。

(4) 復旧対策

ア 二次災害の発生防止

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。

イ 供給再開時における事故発生防止措置

ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各施設の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各施設の安全性を確認のうえ、供給を開始する。

(5) 供給を停止した場合の需要家への周知措置

ア 周知措置

広報車等を通じ、以下の内容について周知する。

- ・ガス供給を停止したこと。
- ・ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。
- ・ガス事業者が安全を確認するまでガスを使用しないこと。

イ 広報活動への協力要請

市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。

(6) 資機材の調達

在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は取引先、メーカー等からの調達、各事業所間の流用、他ガス事業者からの融通等、いずれかにより確保する。

(7) 相互応援体制

日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第2 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

1 調達・供給確保

(1) あっせんの要請

市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災害対策本部（防災危機管理課）にあっせんを要請する。

(2) （一社）山口県LPガス協会への要請

県災害対策本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（社）山口県LPガス協会に要請する。

(3) 供給可能な事業者の通知

（一社）山口県LPガス協会は、県災害対策本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災害対策本部に通知する。

(4) 市への通報

県災害対策本部は、市に通報する。

(5) 必要なLPガス等の調達

通報を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

第3節 水道施設

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。このため、市及び水道局は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

市の主な担当	水道局
--------	-----

第1 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 職員の配備体制

災害時における飲料水の確保、復旧及び情報活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明ら

かにしておく。

イ 休日、夜間等の対応

勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属部署又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。

ウ 不足する場合の人員の確保

水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災害対策本部（生活衛生班）及び（公社）日本水道協会山口県支部へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ防災担当部局と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 指定水道工事業者等へ協力要請

被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定水道工事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町村又は県災害対策本部（生活衛生班）及び（公社）日本水道協会山口県支部に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 他県等への要請依頼

隣接、近接の市町村に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災害対策本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 情報収集・連絡体制の明確化

応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 連絡調整要員の指名

災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災害対策本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指名するなどしておく。

2 応急対策

応急対策は、次の措置内容に沿って実施する。

対策項目	措置内容
災害復旧用資機材の整備	・復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理しておく。 ・不足する場合は、取扱店、他の市町村等から調達することになるため、あらかじめ、隣接・近接市町及び（公社）日本水道協会山口県支部と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 (1)貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 (2)管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 (3)次の管路等については、優先して点検を行う。 ・主要送水管路 ・医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 ・都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 ・河川、鉄道等の横断箇所
応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 (1)取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 (2)送水・配水管等 ・水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 ・管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

第2 復旧対策

水道事業者等は復旧にあたっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐災性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
配水施設の復旧活動	配水機能に影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 (1)復旧にあたっては、随時配水系統等の切り替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水場の運用状況等を考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。 (2)資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 (3)送水・配水管路における復旧の優先順位 ・第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 ・第二次指定路線 重要配水幹線として指定した第一次指定路線に準じる管路及び給水拠点へ至る管路 (4)給水装置の復旧活動 ・送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 ・給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
広報活動	・災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時適確な広報を実施する。 ・広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ・活動体制を確立し(責任者の指名など)万全を期すものとする。

第4節 下水道施設

下水道は、市民の日常生活に大きく関わっており、災害等により施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者（市・県）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

市の主な担当	下水道課、都市排水施設課
--------	--------------

第1 災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

(1) 職員の配備体制

災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

(2) 職員が不足する場合の要員確保

職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災害対策本部に対して応援を求める。この場合の手順等については、下水道課及び都市排水施設課は、危機管理課とあらかじめ協議しておく。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 応急処置及び復旧

被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

(2) 応援あっせんの要請

大規模災害発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町村又は県災害対策本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

(1) 情報収集・連絡体制

応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持ち地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

(2) 要員の配備

災害対策本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

第2 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材等（非常用発電機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1) 被害状況の把握

処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 巡回点検の実施

管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把

握に努める。

3 応急措置

(1) 排水機能の確保

処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 応急措置の実施

管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

(3) 工事施工中の箇所

工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。この場合、環境事業課と連携を図りながら、協力して実施する。

第3 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場が、停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水枥、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、市民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1 災害時の応急活動体制

災害が発生した場合には、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細目にに基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、西日本電信電話株式会社職制（以下「職制」という）の規定に関わらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の班編成

災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(1) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策室は、N T Tグループ災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかに西日本電信電話株式会社本社及び関係災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店災害対策室は、N T Tグループ災害対策組織からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告

情報連絡班（本部を設置していない場合は災害対策室）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知

広報班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

重大な被害（通信不通区間を生じたとき）や大規模な故障（通信への影響が広域に及ぶ場合）が発生した場合

気象警報発表中における一般電話の状況

エ 災害予報

災害の発生又は発生が予想される場合で、電気通信設備に被害を与えると予想される場合には電気通信施設の被害の有無に関わらず「災害予報」を行うものとする。

オ 災害速報

災害が発生した場合、まず第一報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

カ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者、正、副各 1 名及

び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

キ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内・支店内放送により災害情報を周知する。

・ N T T グループ災害対策組織に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外 ・ 広報班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬型交換設備類

災害により、N T T 支店の交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬型デジタル交換装置（改良 K S - 1 改良 K S - 2）、非常用可搬型遠隔収容装置（R T - B O X）、非常用可搬型遠隔集線設備（E - R L C M）及び大容量可搬形電源装置を備えている。

イ 無線装置

無線機器は無線設備の応急復旧だけでなく、N T T 支店の交換設備や線路設備が被災したときの応急復旧用として、可搬型デジタル無線設備、ポータブル衛星通信設備等を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動用電源車を主要拠点に配備している。

エ 応急復旧用ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、医療救護所等に特設公衆電話を開設する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付け

(ア) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は受付け電話番号 115 番で受け付ける。その際発信人はその旨をオペレータに申し出る。

(イ) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 電気通信設備の巡回、点検並びに防護・ 災害対策用機器及び車両の点検、整備・ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配 |
|---|

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- ・ 臨時回線の作成
- ・ 中継順路の変更
- ・ 規制等による疎通確保
- ・ 災害用伝言ダイヤルの運用
- ・ 特設公衆電話の設置
- ・ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(1) 電気通信設備等の復旧

被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら(4)の工事を実施する。

(2) 災害復旧工事の優先

必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(3) 早期復旧

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。

(4) 災害復旧工事の計画

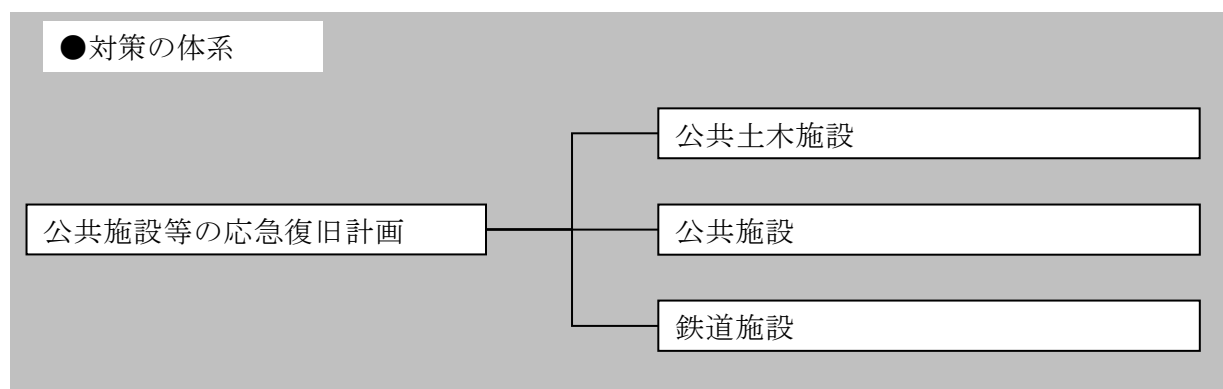
- ・ 応急復旧工事
- ・ 原状復旧工事
- ・ 本復旧工事

(5) 復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第 18 章 公共施設等の応急復旧計画

道路、河川、海岸、橋りょう、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活に大きく関わっている。また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民の日常生活に大きく関わっており、これらの施設が災害等により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第 1 節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急措置を講じるものとする。

市の主な担当	農林水産部、建設部、都市開発部、環境部
--------	---------------------

第 1 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋りょう

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については次のとおりとする。

実施機関名		応急措置
市 及 び 県	市建設部 県土木建築部	・道路、橋りょうの被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 ・まず、緊急輸送路線の確保に全力を上げ、必要な措置を講じる。 ・次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
	市農林水産部 県農林水産部	・所管する道路・橋りょうのうち、応急活動等を実施するうえで比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況の把握及び応急措置を実施する。 ・臨港関連道路及び橋りょうの被害状況を把握する。 ・海上輸送基地に指定された施設周辺の道路、橋りょうの被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。
警察		・発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 ・各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ・必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 ・危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 ・災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)		・所管する道路及び橋りょうの被害状況を速やかに把握する。 ・県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。
西日本高速道路 株式会社		・災害発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。 ・県の防災計画に緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。 ・パトロールカー及び情報板、看板等により、また報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。 ・災害発生時の通報体制 県災害対策本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面交通止め、住民に重大な被害を与える事故の発生」とする。災害対策本部が設置されていない場合は、防災危機管理課へ連絡するものとする。

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応急復旧対策
市及び県 (市建設部) (市都市開発部) (市農林水産部) (市環境部) (県土木建築部) (県農林水産部)	・ 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。 ・ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ・ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 ・ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施するものとし、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下1車線の走行が可能な状態になるよう復旧させるものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

洪水、高潮等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合は、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応急復旧対策
県 (県土木建築部) (県農林水産部)	・ 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 ・ 市が応急措置を実施するうえで、必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 ・ 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。 ・ 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、市へ派遣する。 ・ 特に、住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、おおむね次のとおり。 ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの ・ 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点をおき、速やかに施設の応急復旧に努める。
市 (市建設部) (市農林水産部)	・ 水防活動と併行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 ・ 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 ・ 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 ・ 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点をおき、速やかに施設の応急復旧に努める。
中国地方整備局 (太田川河川事務所) (弥栄ダム管理所)	・ 災害が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び付属設備の点検を実施する。 ・ 堤防、護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。暴風、高潮により、港湾、漁港等の繫留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置・応急復旧対策

実施機関毎の応急措置及び応急復旧対策は、次のとおりである。

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
県 (県土木建築部) (県農林水産部)	ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 エ 港湾・漁港に係る応急工事 ・後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 ・航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不可能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ・繫留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
海上保安部・署	災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。 ア 被災区域の交通規制の実施 イ 被災区域内の交通整理 ウ 航路障害物の除去 エ その他の防災上の措置 ・気象情報の収集伝達 ・船舶在泊状況の把握 ・港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 ・危険物荷役の中止勧告 ・港内整理及び避泊錨地の推薦 ・必要に応じ、繫留施設の使用制限又は禁止 ・必要に応じ、移動命令及び航行制限 ・乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 ・海上における流出油等の防除 ・船舶火災、海上火災の消火活動 ・必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請

4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防ぎよし、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

(1) 閉鎖等の必要な措置

気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。

(2) 応急復旧工事の実施

管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある施設は次のとおりである。

- ・堤防
- ・護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの

5 砂防設備、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については、斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。

(1) 砂防設備

- ・えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの
- ・溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの

(4) 溪流保全工に係る応急工事

ア 溪流保全工が決壊したとき

仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。

イ 仮設工事の応急工事

著しく手戻り工事となるか、又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

(5) 砂防えん堤に係る応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河

道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

(1) 治山施設

えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。

(2) 林道施設

ア 被害状況の早期把握

林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。

イ 応急復旧の実施

- ・ 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき
- ・ 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
- ・ 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第2 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

中国地方整備局、市及び県（以下「応急措置実施機関」という。）は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員
応急措置実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき緊急確保の措置を講じるものとする。輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、県単独で対応できない場合には、隣接県等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せて実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別（土木建築事務所管地域）に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

(2) 緊急使用のための調達

激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・使用場所及び使用期間・使用目的（作業内容）・機械の種類及び必要台数・その他必要な事項 |
|--|

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、次のとおりである。

「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ 平成 31. 4. 1 各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局統括防災間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

県又は市町村が大規模災害時に中国地方整備局長に対し応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、土木建築対策部は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

地方公共団体が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の医療救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

市の主な担当	関係各課、各総合支所
--------	------------

第1 応急対策

市及び県は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- ・ 災害情報等の施設利用者等への伝達
- ・ 避難誘導等利用者の安全確保措置
- ・ 応急対策を実施する組織体制の確立
- ・ 火災予防等の事前措置
- ・ 応急救護措置
- ・ 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、利用者・入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

- ・ 被災当日及びその後における施設の運営
- ・ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
- ・ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課（市・県）に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課（市・県）と協議のうえ、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また利用者の人命に直接関わるおそれがある。このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 事故対策本部・現地対策本部の設置

災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。

イ 復旧責任者の設置

現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。

ウ 復旧担当箇所の長の任務

事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引き継ぐものとする。

エ 事故対策本部及び現地対策本部の業務

事故対策本部及び現地対策本部の業務は、おおむね次のとおりである。

事故対策本部
・ 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 ・ 併発事故、災害の未然防止に関すること。 ・ 被害の拡大防止に関すること。 ・ 運転事故、災害の復旧に関すること。 ・ 応急輸送に関すること。
現地対策本部
・ 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 ・ 運転事故及び災害の情報に関すること。 ・ 被害の拡大防止に関すること。 ・ 応急輸送に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

災害が発生した場合、西日本旅客鉄道株式会社の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道株式会社と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して、同様の業務を行う。

(3) 錦川鉄道株式会社

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、本社に災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

イ 対策本部の組織

事故発生時における対策本部の組織は、錦川鉄道災害対策基準による。

ウ 対策本部の業務

対策本部の業務は、おおむね次のとおりである。

- ・ 運転事故・防災及び災害の情報に関すること
- ・ 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 運転事故、災害の復旧に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。
- ・ 負傷者等の救護に関すること。

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

ア 情報の入手

中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。特に、台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。

イ 災害の未然防止

岩国駅長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。

ウ 気象推移・台風の進路等の予測

天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により、路線等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他の気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。

エ 列車運行基準の適用

強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

(2) 錦川鉄道株式会社

ア 警戒体制の把握

本社の各課は、現業社員の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。

イ 災害の未然防止及び拡大防止

各課長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、現地社員を指揮、災害の未然防止及び拡大防止に努める。

ウ 列車運行基準の適用

強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

第2 応急措置

1 人命救護の優先

災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

2 応援出動の要請

事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときは、その出動を要請する。

3 消火活動への協力

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として市民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており、災害が生じた場合速やかな応急復旧を実施する。

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(1) 復旧計画の実施

災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 部外機関への協力要請

対策本部長並びに復旧本部長は、必要により部外機関の協力を要請する。なお、駅長はあらかじめ部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

2 錦川鉄道株式会社

(1) 復旧計画の実施

災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」は、別に定める手順及び計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 部外機関への協力要請

対策本部長は、必要により部外機関の協力を要請する。なお、各課長はあらかじめ部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

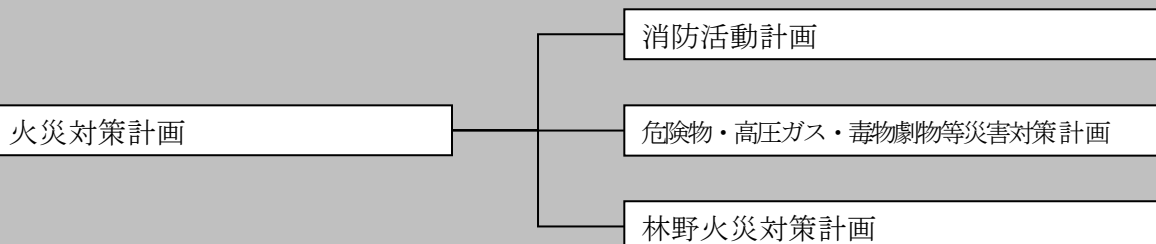
(3) 自衛隊の派遣要請

対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、総務班を中心に本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

第 19 章 火災対策計画

地震発生に伴う火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての消防活動計画を定めるとともに、危険物等災害対策及び大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。

●対策の体系



第 1 節 消防活動計画

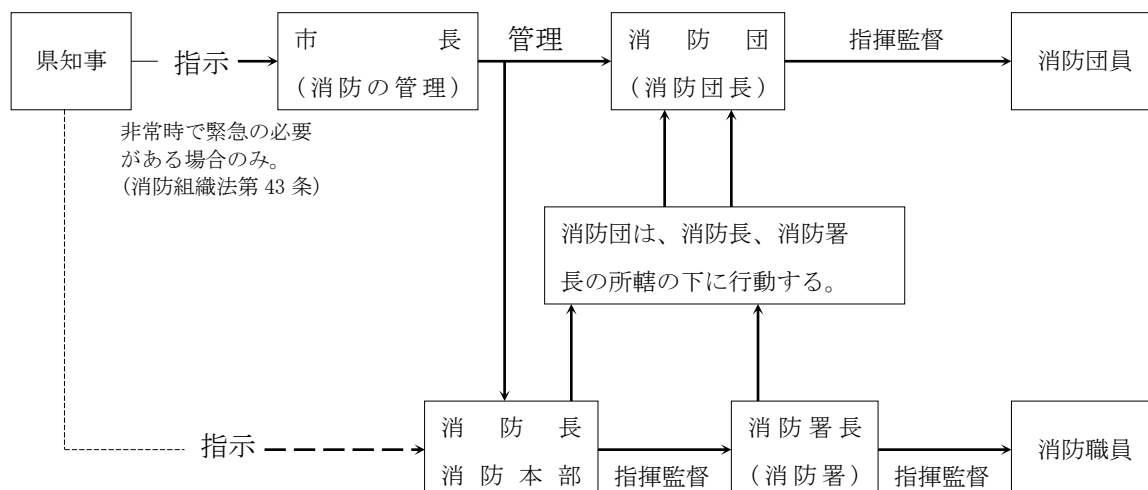
大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第 1 消防活動

1 実施機関

市（消防対策部）は、全機能を上げて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておくものとする。



2 地震火災防ぎょ計画の策定

(1) 消防計画の策定

消防活動について、市は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防ぎょ活動計画の策定を図っていくものとする。

(2) 地震発生時の火災防ぎょ計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防ぎょ対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市町、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

(3) 地域住民の活動内容、協力支援体制

地震発生時火災防ぎょ計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込む。

3 地震火災対策の方針

(1) 住民の生命の保護優先

市（消防対策部）は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼びかけるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

(2) 防ぎょ活動

防ぎょ活動の実施にあたっては、明確な防ぎょ方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防活動の実施

市長は、当該区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「本計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

(1) 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。このため、市、消防機関は、情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初 期 情 報	中 期 情 報
・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項	・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

(2) 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- ・資機材の配置状況
- ・必要資機材等の種別
- ・資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- ・資機材等の調達先（協力先）の状況
- ・資機材等の使用期間

(3) 情報伝達

ア 関係機関への伝達

(ア) 関係機関への伝達

消防本部は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、隣接市町村・消防本部等）に対し、速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 電話・ファックスによる報告

消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については、火災発生後直ちに電話・ファックスにより報告するものとする。

- (ア) 死者が 3 人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者が発生した火災
- (ウ) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- (エ) 空中消火を要請した林野火災
- (オ) タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きい火災
- (カ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (キ) 危険物の漏えい、流出、爆発等の事故
- (ク) 放射性物質の漏えい等の事故

(ケ) 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故で、社会的影響の大きいもの

(コ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災

(4) 応援要請必要時の情報連絡

「第23章 広域消防応援」参照

5 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、消防本部は、以下の対策を講じるものとする。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらのものから委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

(ア) 警戒区域の設定にあたっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに、適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。

(イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。

(ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出・爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導等を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

(ア) 火災

- a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想される時。
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
- (イ) 危険物の流出
 - a 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。
- (ウ) ガス等の漏えい
 - a 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想される時。

イ 市長等の避難指示

本編第5章第2節「避難指示」参照

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策は本編第5章第2節「避難指示」及び第3節「避難場所の設置運営」参照
なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の設定

本計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横のある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち要配慮者を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

6 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市部局と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに、避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- ・ 気象情報
- ・ 被害状況
- ・ 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通情報
- ・ その他必要な事項

イ 避難広報

- ・ 避難指示の出された地域の範囲等
- ・ 避難先（避難場所の所在地、名称）
- ・ 避難経路
- ・ 避難の理由（危険切迫の理由）
- ・ 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- ・ 避難順位
- ・ その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防本部、市部局等と調整のうえ、次の事項について発表する。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

被害状況等

- ・ 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- ・ 災害危険区域等
- ・ 避難、警戒区域設定状況
- ・ 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報

広報車、防災行政無線、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 放送要請

住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

7 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び保有装備を活用して、消火活動その他の災害防ぎょにあたるものとする。

- ・ 出火警戒活動
- ・ 消火活動
- ・ 救助救出活動
- ・ 応急手当活動
- ・ 災害情報の収集伝達活動
- ・ 避難誘導及び指示

8 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第2 海上災害対策

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から油の流出又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、岩国海上保安署は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じるものとする。

1 被災情報の収集

(1) 被災状況の把握

- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- ・水路、航路標識の異常の有無
- ・石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

- ・在泊船舶の状況
- ・船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他、発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

(1) 人命救助

巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により搜索救助活動を実施する。この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。

(2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導

- ・流出箇所等の閉鎖
- ・船舶所有の資機材による防除活動
- ・積載油等の他タンクへの移送

(3) オイルフェンスの展張

(4) 流出油の回収等

(5) 初期消火及び延焼拡大防止

(6) 被災地付近の警戒及び立入制限

(7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送

(8) 被災船舶の移動等

(9) 被害拡大防止のため、（必要があるときは）船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターに防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対す

る出動要請

(10) 船舶の交通規制

ア 航行の制限又は禁止

イ 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令

ウ その他必要な航行管制

(11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限

(12) 必要に応じ、被災地付近住民への避難指示

(13) 海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第3 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報の発表・通報

(1) 定時に行う火災気象通報

下関地方気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

(2) 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合。
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10m/s以上予想される場合。
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合)

(3) 知事（防災危機管理課（消防保安課））

知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長に通報する。

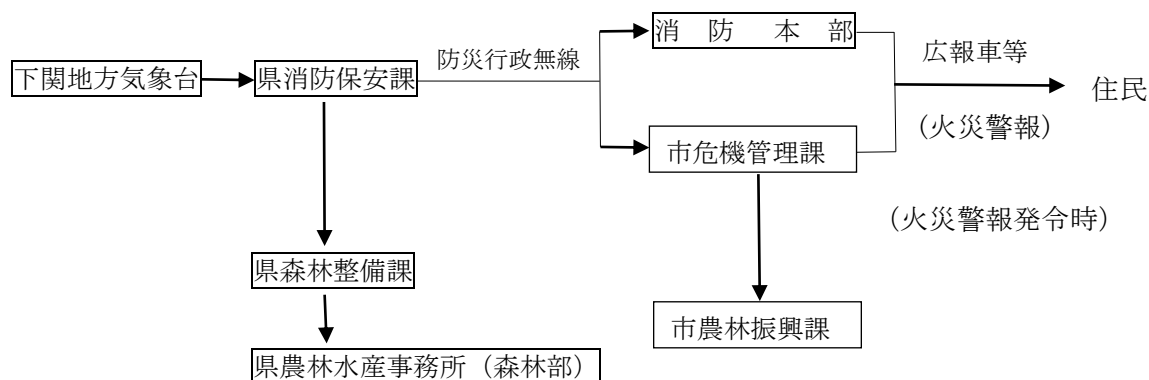
2 火災警報の発令

市長は、県知事（消防保安課）から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

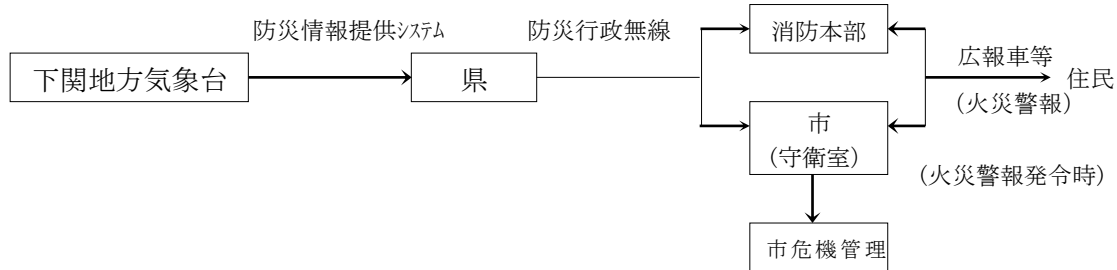
なお、火災警報の発令基準については、市において地域の実態を加味しあらかじめ定めておくものとする。

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼びかけ

市長（消防長）は、県（防災危機管理課）から火災気象通報・火災警報の通報を受けたときは、防災行政無線、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼びかけ、火災発生の未然防止を図る。

(2) 市は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

- ・ 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
- ・ 防災行政無線を使用しての広報
- ・ 主要地域における吹き流しの掲揚
- ・ 警報信号（消防法施行規則別表 1 の 3）
- ・ 広報車による巡回広報

(3) 警報信号

火災警報の発令又は解除を市民並びに関係機関に迅速確実に周知させるため、消防法施行規則第 34 条に定める信号を用いる。

5 防火パトロール

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報・警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め広報車等でパトロールを強化する。

第2節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や、周辺住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法による石油コンビナート等特別防災区域における、危険物施設・高圧ガス施設等の対策については、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

市の主な担当	危機管理課、錦中央病院、美和病院、消防本部
--------	-----------------------

第1 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実 施 者	措 置 内 容
施設の所有者、管理者又は占有者	地震発生時の応急対策
	・地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 ・地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 ・地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 ・地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 ・車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。
	地震発生時の連絡通報及び広報活動
	・地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県防災危機管理課等へ通報する。なお、通報手段が途絶えない限り、第一報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項はファクシミリ等により逐次報告するものとする。 ・地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。

実 施 者	措 置 内 容
知事又は市長	地震発生時の危険物関係事業者への指示等
	・危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議のうえ、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 ・危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全 確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。 ・危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。
	救急・防災活動（消防機関）
	地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。
	広報・警戒区域・避難指示（市・消防機関）
	・周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 ・危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。
	関係機関との連絡・調整等
警察	・地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 ・地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
	・県及び市消防本部と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 ・市長から要求があったときは、災対法第 59 条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。
海上保安部・署	・巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防本部と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 ・危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 ・船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 ・被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対して、安全な場所への救出措置を講じる。 ・危険物等の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。

第2 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
火薬庫又は 火薬類の 所有者又は 占有者	- 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 - 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 - 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり見張りを厳重にする。 - 搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 - 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに状況によっては、付近住民に避難の指示を行う。 - 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。
知事 (産業振興課)	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 - 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という）に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。 - 製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止又は制限する。 - 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 - 火薬類を廃棄した者に対して、廃棄した火薬類の収去を命じる。
警察	第1「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第1「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業保安 監督部	火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。
中国四国 鉱山保安監督部	鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実状把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

(注) 緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

第3 高圧ガス

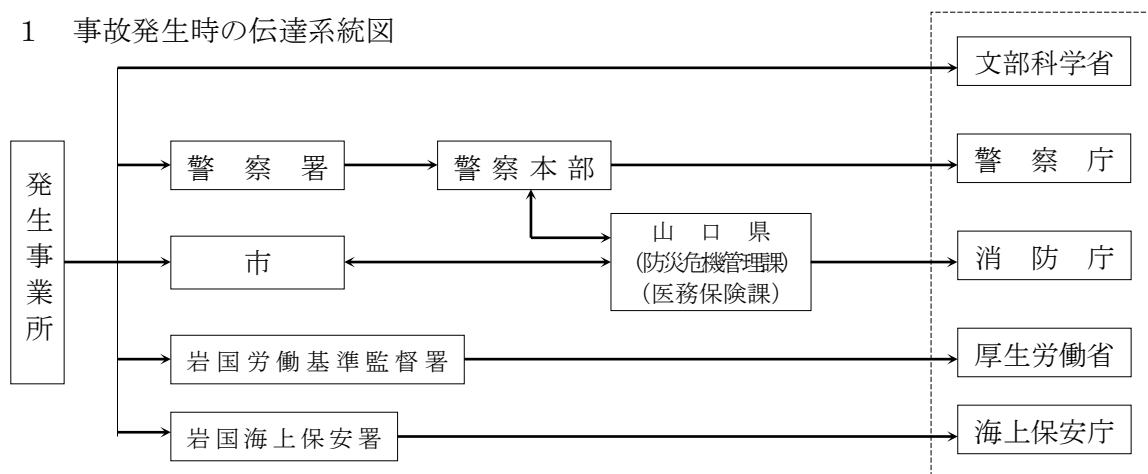
高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
高圧ガス関係事業者	- 地震発生時の応急対策 - 地震発生後直ちに人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 - 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 - 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難指示等に必要な措置を講じる。 - 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車してガス漏洩の有無等について点検し、異常があるときは上記の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス地域防災協議会等による応援を受ける。 - 地震発生時の連絡通報及び広報活動 - 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市、県（防災危機管理課）等へ通報する。なお、通信手段が途絶しない限り、第一報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファックス等により逐次報告するものとする。 - 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
知事 (防災危機管理課)	- 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等 - 高圧ガス関係施設の災害により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議のうえ、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。 - 高圧ガス関係施設に災害が発生し被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。 - 関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。
市長 (消防機関)	- 救急・防災活動等 地震により高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 - 警戒区域・避難指示・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 - 広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
警察	第1「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第1「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業保安監督部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第4 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じ「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

1 事故発生時の伝達系統図



2 応急対策実施機関及び措置

実施者	措置内容
使用者 取扱関係者	放射性同位元素又は放射線発生装置に関して、放射線障害の発生又は発生するおそれがある場合には、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1) 放射線源の露出、拡散等の発生若しくは発生するおそれがある場合は、岩国労働基準監督署、県警察、市等に通報する。 (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市長 (消防機関)	(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 - 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 - 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
県知事 (防災危機管理課) (医務保険課)	(1) 市又は警察から事故等の発生若しくは発生するおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。 (2) 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 (3) 放射線物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため観測測定班等を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 (4) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警察	(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県（防災危機管理課又は医務課）へ通報する。 (2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部・署	(1) 第1「石油類等の危険物」でとる1～5の措置に準じた措置を講じる。 (2) 海上におけるモニタリングに関し、現地対策本部から要請があったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。

第5 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 ・ 県(健康福祉センター(環境保健所))、警察、消防機関に直ちに通報する。 ・ 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 ・ 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
知事(薬務課)	1 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 2 毒物劇物の飛散、漏洩した場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 3 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。
市長 (消防機関)	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示を行う。
警察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部・署	第1「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。

第3節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

市の主な担当	危機管理課、農林振興課、消防本部
--------	------------------

第1 実施機関及び組織

本章第1節第1「1 実施機関」参照

第2 火災気象通報及び火災警報の伝達

本章第1節第4「火災気象通報及び火災警報の伝達」参照

第3 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

(1) 市

市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び

消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。消防機関は、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

(2) 県

県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町村との連絡調整等の任にあたる。火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要があるときは、市長、消防長に対して知事は、災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町村に対して応援出動の措置を求める。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

(3) 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

(4) 住民及び自主防災組織等

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 消防活動の組織体制

本章第1節第1「1 実施機関」参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常現象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林のパトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検準備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(団員)の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方气象台 「火災気象通報」の通報 2 県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林づくり推進課(農林事務所) 森林保全巡視員によるパトロールの強化
出火	覚知(通報受信) 1 覚知情報の伝達 2 出動 火災初期における防ぎよ体制 (1) 非番職員、団員の非常招集 (2) 現場指揮本部の開設 (3) 車両部署、水利部署位置の選定 (4) 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 (5) 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ・消防防災ヘリコプターによる状況把握 ・自衛隊への通報・協議 ・県警察ヘリによる状況把握要請 ・農林事務所職員の市町派遣 ・関係先連絡 ・下関地方气象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・応援隊員の確保 ・資機材の確保と点検 ・応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選択 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町村等から空中消火資機材の確保 ・水のう ・消防ポンプ車 ・無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 隣接県への広域応援要請 ・消防庁へ要請 ・隣接県防災危機管理課への連絡 (2) 自衛隊災害派遣要請 ・ヘリコプター・要員の派遣 ・消火資機材の搬送 ・地上部隊員の派遣 (3) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣 (4) 消防防災ヘリコプターによる空中消火
鎮圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ・残火処理部隊の編成 ・警戒要員の配置 (2) 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎよ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材

県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

(2) 貸付けの手続き

ア 手続き

借受をする場合は、指定の様式（「災害対策用資機材貸付け申請書」）を、空中消火用資機材にあつては県防災危機管理課長へ、農林事務所所有資機材にあつては岩国農林事務所森林部長に提出する。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内

山口県防災危機管理課 (TEL 083-933-2367 又は 2360)

岩国農林事務所（森林部） (TEL 0827-29-1565)

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課長宅（守衛室）、農林事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、指定の様式（「資機材借用証」）を、防災危機管理課長又は農林事務所森林部長（以下「貸付者」という）あてに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町村、他県等からの応援者が使用する場合は、派遣を要請した側に貸付けたものとする。

この場合の貸付け手続はアからウまでの手続による。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

第4 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等は、23 章「広域消防応援・受援に係る計画」参照

第5 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え、自衛隊の消防活動が必要になる。特に、ヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図るうえで必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

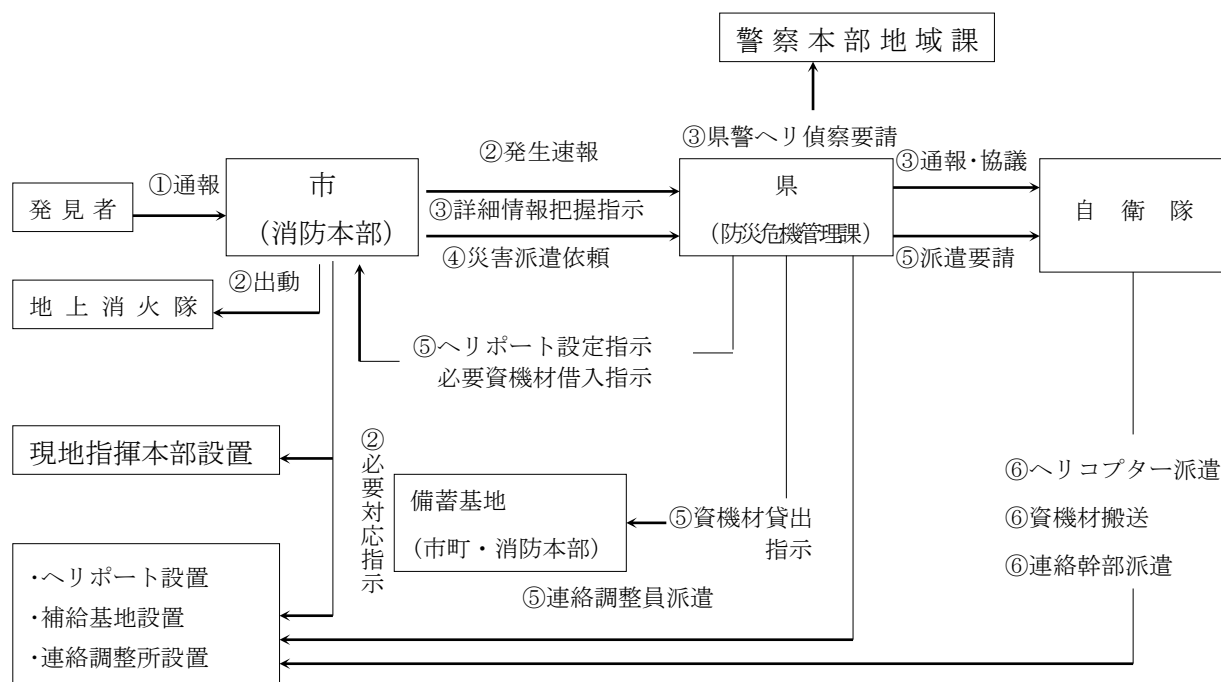
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣に係る一般的事項は、本編第6章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照

2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- ・空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- ・要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- ・空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- ・空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部

現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。自衛隊が派遣された場合、現地自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合、自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は、風向きに正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

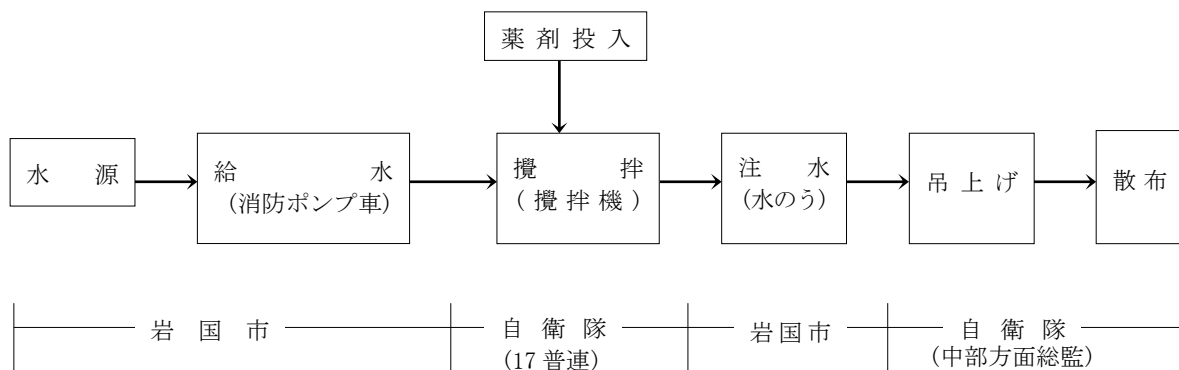
イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系

下記は自衛隊の体系である。



イ 補給作業の内容

- ・給水作業
- ・薬剤準備・投入作業
- ・攪拌作業
- ・消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

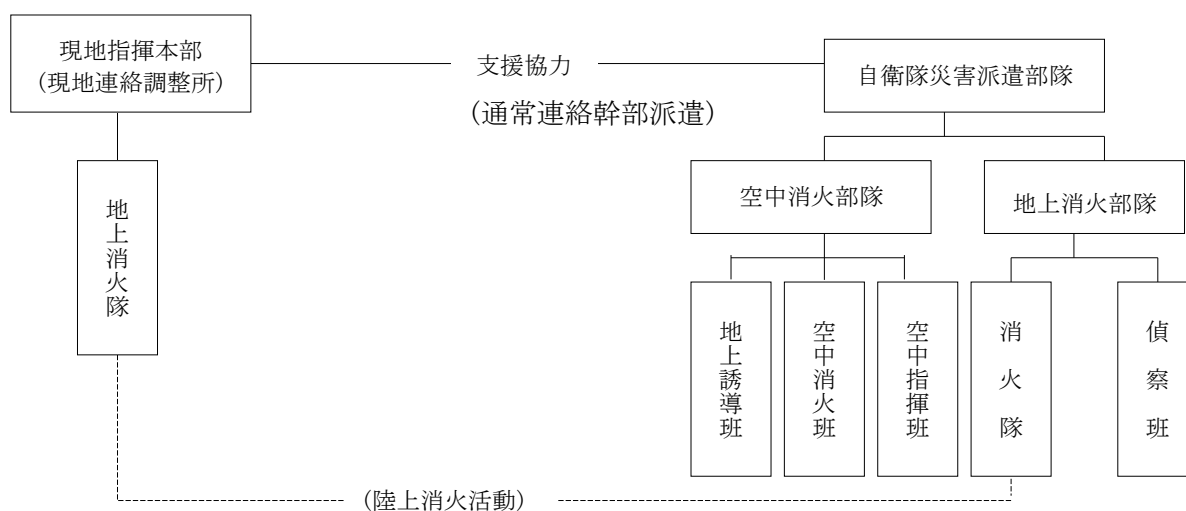
市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保にあたっては、これを目安に要員を確保するものであること。

班 長	給水係	薬 剤 注入係	連 絡 警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(1台)・防塵眼鏡・ 防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い、空中消火作業に支障がないようにするものとする。

(1) 空地連絡体制

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向き等を常に把握し、消火及び防ぎょ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況と効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合わせた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識をたて関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識をたてるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲 50m 以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径 15m 以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第6 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また、入山者、遊山者も危険にさらされる。このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

1 避難指示、警戒区域の設定

(1) 市長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは、法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体安全確保を図る。

(2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は本編第5章「避難計画」参照

第7 災害広報

市、消防本部及び県は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は、下記のとおり。

1 災害広報事項

- ・ 気象警報・注意報発表
- ・ 災害危険区域等に関すること。
- ・ 避難、警戒区域設定に関すること。
- ・ 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- ・ その他必要事項

2 伝達手段

伝達手段	・ 防災行政無線・広報車 ・ 口頭伝達（消防団、自主防災組織、自治会長、民生委員など） ・ テレビ・ラジオ ・ 市民メール・ホームページ
------	--

第8 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。
また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ・ 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- ・ 利用資機材の点検
- ・ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推

移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

火災原因関係
・ 火災発生日時、場所 ・ 発生原因 ・ 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件 ・ 被害状況
火災防ぎょ鎮圧活動関係
・ 消防機関の覚知時刻及び経過 ・ 出動人員及び出動時刻 ・ 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況 ・ 防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等） ・ 広域応援部隊の活動状況 ・ 残火処理活動 ・ 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要 ・ 救護、資機材給与概要 ・ その他

第9 二次災害の防止活動

1 二次災害の防止

国及び地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

2 警戒避難体制の整備

国及び地方公共団体は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険個所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第20章 雪害対策計画

雪害による交通の途絶等各種産業に及ぼす被害及びなだれ等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

●対策の体系

雪害対策計画

道路鉄道除雪計画

第1節 道路鉄道除雪計画

市の主な担当

道路課

第1 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

1 県道及び県管理国道の除雪

山口県土木建築部道路整備課（土木建築事務所、土木事務所を含む。）

2 国道の除雪

直轄道路については、中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）

3 市道の除雪

市（道路課）

4 山陽自動車道の除雪

西日本高速道路株式会社山口高速道路事務所及び広島高速道路事務所

5 鉄道除雪

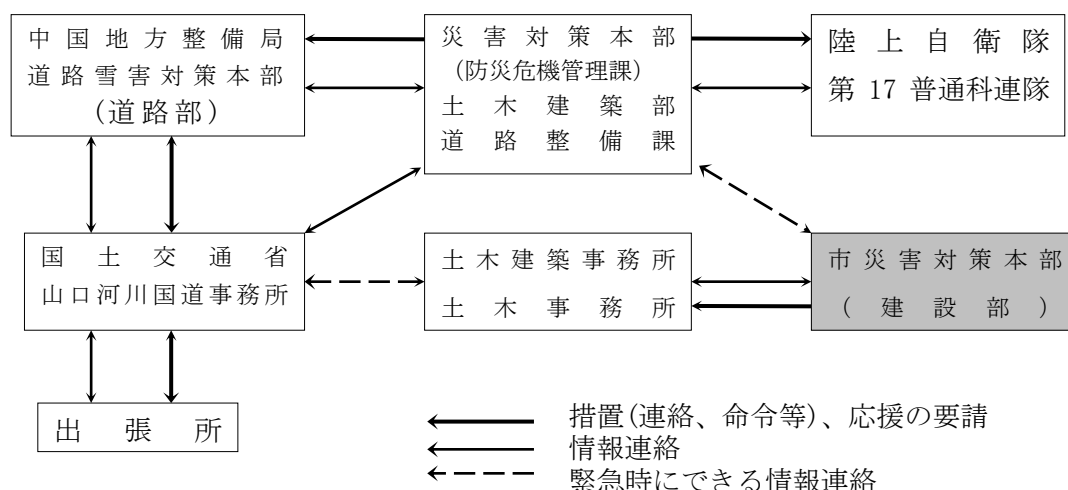
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2 道路除雪

1 対策系統

道路除雪は以下の機関が連携して実施する。

対策系統



2 市の除雪対策

市は、県岩国土木建築事務所・土木事務所と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

3 県の除雪対策

県は、県管理道路のうち除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図るものとする。

(1) 除雪区分

区 分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第 1 種	日交通量おおむね 1,000 台以上の区間	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時には 5 日以内に 2 車線確保を図る。
第 2 種	日交通量おおむね 500～1,000 台の区間	2 車線幅員確保を原則とするが状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける	異常降雪時には約 10 日以内に 2 車線又は 1 車線確保を図る。
第 3 種	日交通量おおむね 500 台未満の区間で次に該当するもの 1 国道その他重要な路線 2 代替道路のない路線又はバス路線で民政安定上特に重要路線	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。	

(2) 除雪道路の指定

県は、毎年対策実施時期に係る土木建築事務所・土木事務所管内毎に除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

(3) 除雪機械及びオペレーターの配置計画等の整備

ア 機械数、動員可能数の把握

土木建築事務所・土木事務所は、管内の市町及び建設業者等の所有する除雪用機械数、オペレーターの現員可能数を把握し、配置及び輸送方法を検討して、これらとの協力体制を確立しておくものとする。

イ 配置状況の把握

県道路整備課は、県内全般の除雪用機械の配置状況を把握し、毎年所要の資料を整備して、各土木建築事務所・土木事務所間の運用調整を図るものとする。

(ア) 除雪用機械確保計画

＜機械名＞ ブルドーザー、グレーダー、ジープ、プラウ付トラック、ローダー、ダンプトラック等

＜動員体制＞ 平常時及び緊急時

＜動員方法＞ 現有、借上、応援

(イ) オペレーター配置計画

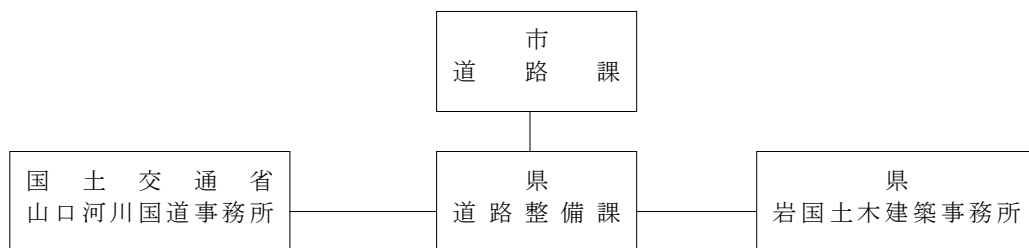
各土木建築事務所・土木事務所管内毎の平常時及び緊急時における除雪機械に対するオペレーターの動員、雇上、応援に関する計画を整備する。

4 災害時における道路交通確保のための緊急措置

国土交通省及び県は、積雪時における道路除雪活動を円滑に実施するため、緊急確保路線、除雪用機械及び除雪要員の現員及び連絡系統その他必要な事項を定めるものとする。

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統



イ 情報連絡の内容

- ・ 指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況
- ・ 道路交通確保状況
- ・ 除雪機械及びオペレーターの動員数

ウ 連絡の実施時期等

(ア) 実施区分

a 平常時の観測及び情報連絡

平常時の降積雪量は、県道路整備課が指定した観測地点において12月1日から3月31日までの間、観測所からの午前8時現在の状況を毎日午前9時までに土木建築事務所・土木事務所から県道路整備課に連絡すること。

b 注意積雪深の観測及び情報連絡

各観測点における積雪深が警戒積雪深の1/2に達したときは、注意積雪深として直ちに報告するものとする。ただし、夜間における積雪は、午前6時に道路整備課に連絡系統図により連絡すること。

c 交通確保準備態勢

(a) b の状況に達したとき、県道路整備課は、土木建築事務所・土木事務所に

連絡し、土木建築事務所・土木事務所は、交通確保準備態勢に入り、9時、11時30分、16時30分のそれぞれの時間までに降雪、積雪及び交通確保状況を連絡すること。

(b) 土木建築事務所・土木事務所長は、必要に応じ交通規制を実施し、降積雪及び凍結の状況により作業を開始しその作業状況の情報連絡を行うこと。

(イ) 緊急時

さらに事態が逼迫してきた場合は、状況変化（なだれ等による交通不能）の都度即刻報告するものとする。

(ウ) 連絡方法（対土木建築部道路整備課）

別に定める様式により、防災行政無線により連絡するものとする。

(2) 雪量観測点及び警戒積雪深

ア 雪量観測点

土木建築事務所	観測点名	警戒積雪深（cm）
岩 国	錦町高根支所	50
	錦町大野	50

（注）各観測点には観測に必要な器具（雪尺、雪板、雪暖計等）を整備すること。

イ 警戒積雪深

警戒体制に入る基準の積雪深として、雪量観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5カ年以上の間における平均をいう）をその観測点の警戒積雪深とする。警戒積雪深は、毎年県道路整備課において所要の資料を作成するものとする。

(3) 警戒体制及び緊急体制への移行

市域に大雪警報が発表されたときは、第1警戒体制の配備につき、豪雪等のため必要と認めるときは、第1、第2警戒体制又は災害対策本部体制の配備につくものとする。

また、県内の各観測点のうち、観測点の総数の1/2以上がほぼ警戒積雪深に達するときを目安として、除雪状況その他を勘案し、関係土木建築事務所・土木事務所と県道路整備課が協議して、必要な警戒体制の配備につくものとする。

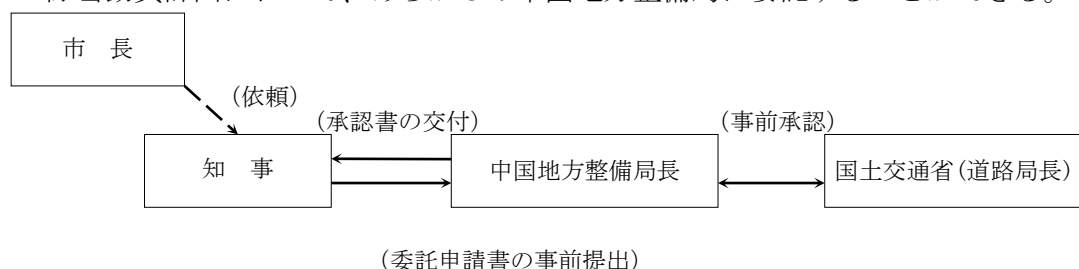
(4) 除雪機械及びオペレーターの配置

緊急確保路線に対して配備を予定すべき除雪機械（現有、借上、応援）及びこれに対応するオペレーターの配置計画は、毎年県道路整備課が関係機関と連絡協議して定めるものとする。

(5) 応援派遣等に関する事務的处理

ア 国道における県管理部分の中国地方整備局委託

除雪動員計画において、あらかじめ中国地方整備局に委託することができる。



イ 中国地方整備局所有の除雪機械の借用

災対法に基づき県災害対策本部を設置し、中国地方整備局長に応援の要請をした場合は、国土交通大臣の定めるところにより、中国地方整備局から除雪機械を無償で借り受けることができる。ただし、県災害対策本部が設置されない場合は有償である。

なお、貸付料以外の費用（オペレーター等）は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」（平成20年8月20日）による。

ウ 県相互間の応援の事務処理

応援措置可能な県相互間において、あらかじめ経費の単価、支払方法等を協議するものとする。

5 国土交通省山口河川国道事務所が行う除雪

国土交通省（山口河川国道事務所）は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、毎年具体的な計画を整備するものとする。

計画事項の概要は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報、措置等の連絡体制

国土交通省が定める連絡系統図による（第2「1 対策系統」を参照）。

(2) 警戒体制における措置

- ・ 情報連絡の強化（パトロールの実施を含む。）
- ・ 除雪機械及びオペレーターの借上、応援に関する事前手配
- ・ 除雪作業、凍結防止作業の強化

(3) 緊急の体制における措置

- ・ 情報連絡の強化
- ・ 除雪機械及びオペレーター、その他必要な機械等の確保

6 標示板の設置

国土交通省及び県は、別に定めるところにより、路面凍結及び積雪等に関する標示板を設置するものとする。

7 「県民除雪」の協力体制の確立

市が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

第3 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

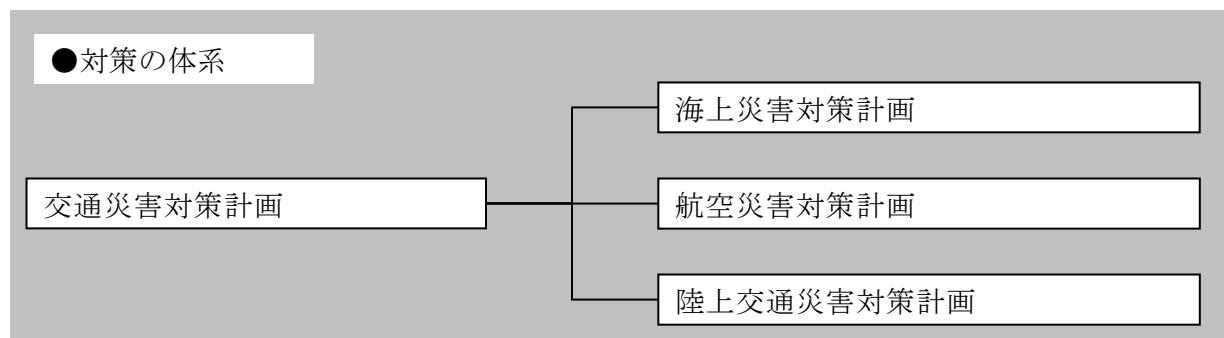
1 除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合必要により、一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- ・ 積雪状況の把握及び段階的想定
- ・ ラッセル車運転計画の樹立
- ・ 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第 21 章 交通災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、市、県、国をはじめ各防災関係機関は、連携のもと各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。



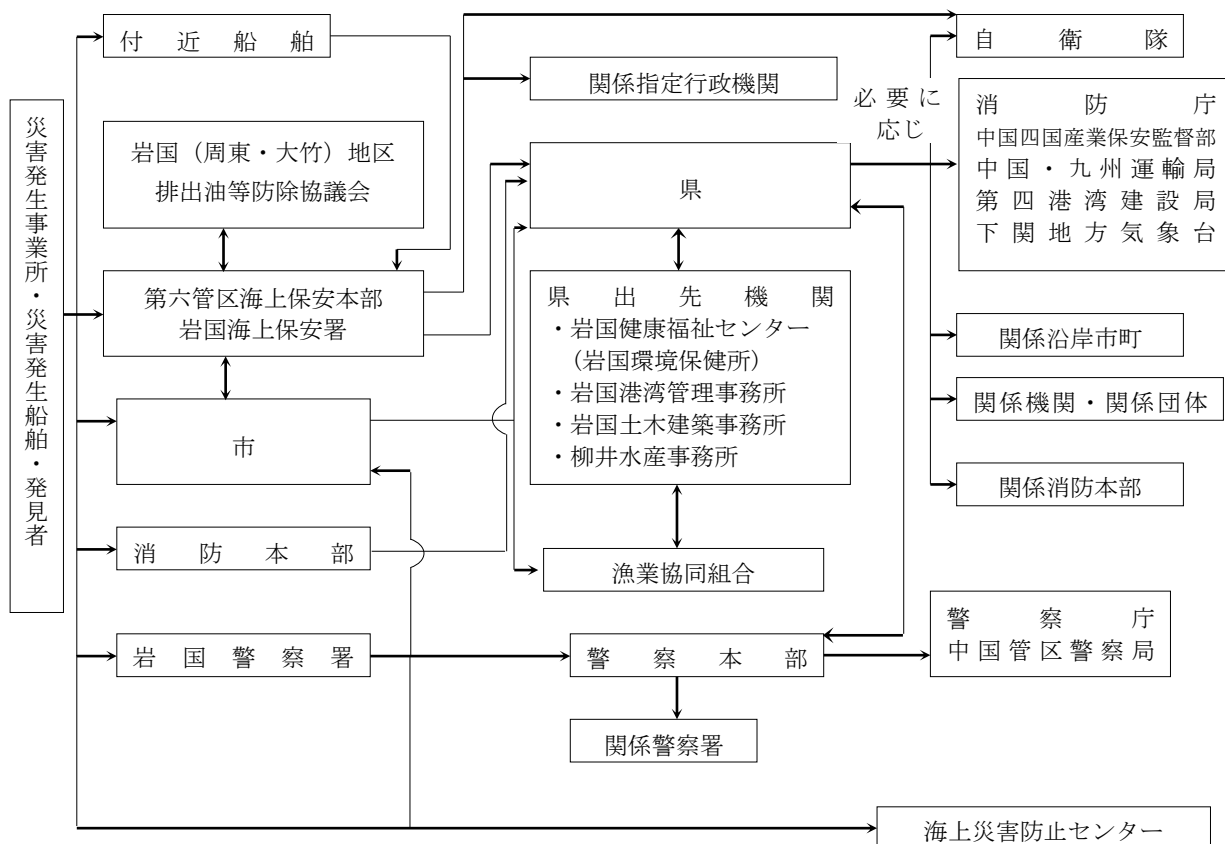
第 1 節 海上災害対策計画

市の海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

市の主な担当	危機管理課、環境政策課、水産港湾課、消防本部
--------	------------------------

第1 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。



第2 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部・署、県、市（水産港湾課、環境政策課）、消防本部、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、おおむね以下のとおりである。

(1) 災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む）の措置

ア 災害発生の通報

所轄海上保安部・署、消防本部、市等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

イ 災害の拡大防止

自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。

(ア) 大量の油の流出があった場合

- ・ オイルフェンスの展張、新たな油の拡大を防止するための措置の実施
- ・ 損傷箇所の修理等、その他流出した油の流出防止措置の実施
- ・ 損壊タンク内等における残油の抜き取り、移替え等の措置の実施
- ・ 流出した油の回収の実施
- ・ 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施
- ・ 関係機関への情報連絡・報告

(イ) 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合

- ・ 損傷箇所の修理の実施
- ・ 損壊タンク内の危険物の抜き取り、移替え等の措置
- ・ 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施
- ・ 火気の使用制限及びガス検知の実施
- ・ 船舶にあつては安全な海域への移動等
- ・ 自衛消防隊による消火活動の準備
- ・ 必要に応じ付近住民への避難警告

(ウ) 海上火災が発生した場合

- ・ 放水、消火薬剤による消火活動の実施
- ・ 事故付近の可燃物の除去
- ・ 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施
- ・ 火点の制御活動の実施
- ・ 船舶にあつては安全な海域への移動等

(エ) 防除活動の実施

消防機関、海上保安部・署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部・署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。

(2) 海上保安部・署の措置

ア 被害状況の把握と伝達

巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達

イ 乗客・乗組員の救助

遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助

ウ 必要な資機材の確保及び輸送

流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送

エ 現場付近海域の警戒

付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒

オ 船舶への周知徹底

船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。

カ 関係者に対する指導及び命令

応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。

キ 防除措置の指導

油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。

ク 非常処分の実施

船体並びに流出油の非常処分の実施

ケ 拡散防止措置及び除去活動の実施

巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。

コ 応援の要請

必要に応じ自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。

サ 必要な資機材の確保

必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

(3) 県の措置

ア 早期の状況把握と伝達

海上保安部・署、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。

イ 防除活動に協力及び実施

応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部・署、地方整備局又は関係市町村（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。

ウ 防除措置の実施

港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。

エ 必要資機材の調達確保

備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。

オ 自衛措置の指導

漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。

カ 水質環境調査

水質環境に係る調査、保全措置を行う。

キ 必要な支援・指導

その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。

- ・関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援
- ・化学消火薬剤等の調達確保
- ・他市町、他県、国等への応援要請
- ・必要に応じて自衛隊の災害派遣要請
- ・市町が実施する医療・救護活動等への支援

ク 適切な情報提供

発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。

ケ 体制の確立

大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制は、災害の状況に応じ、第1警戒体制（連絡調整会議）、第2警戒体制（警戒本部）及び災害対策本部体制を確立する。

(4) 市・消防本部の措置

ア 情報の収集・通報伝達

関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、岩国海上保安署、県等関係機関に通報伝達する。

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施

災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。

ウ 防除措置

沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに、管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。

エ 流出防止措置の指導

事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。

オ 流出拡散防止活動の実施

消防計画等に基づき消防隊を出動させ、岩国海上保安署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。

カ 関係機関への応援要請

火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。

キ 資機材の確保

必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

ク 救護・医療活動の実施

遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。

ケ 被害防止措置

港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。

コ 応急対策活動実施体制

県の活動体制に準じた活動体制を確立する。

(ア) 注意体制

本市近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。

沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。

a 体制

注意体制の関係課等

b 実施する活動の概要

(a) 早期情報収集体制の確立

- ・海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集
- ・県（連絡調整会議）との情報収集体制の確立
- ・漁協への早期情報収集体制確立の要請

(b) 油防除資機材の所在地、数量の確認及び点検

- ・県、市町村保有分（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）
- ・民間企業等（特防協・油災協、漁協等）保有分（同上）

(c) 漂着油回収資機材（蓋付きからドラム缶等）の調達先、数量の確認

(d) 他市町村、他県からの応援要請への対応

(イ) 警戒体制（災害警戒本部体制）

本市近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。

市の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、市の総力をあげて対応するまでに至らないとき。

a 体制

警戒体制の関係課（副市長を本部長とした災害警戒本部体制）

b 実施する活動の概要

(a) 海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報 収集

(b) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の搬送（保管場所、輸送手段の確保等）

(c) 漂着油回収資機材の搬送（保管場所、輸送手段の確保等）

(d) 不足資機材の確保

(e) 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保

(f) 状況により県への自衛隊派遣要請依頼

(ウ) 災害対策本部体制

流出油が本市に漂着すると認められるとき。

a 体制

市長を本部長とした災害対策本部体制

b 実施する活動の概要

(a) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部・署、関係市町

村等関係機関との連携による油回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等)

- (b) 県への自衛隊派遣要請依頼
- (c) 他市町、他県、他機関等への応援要請
- (d) 復旧・復興対策

(5) 警察の措置

ア 警戒取締り及び防除活動

警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動

イ その他陸上災害に準じての応急対策活動

- ・警戒区域の設定、避難誘導
- ・海上保安部・署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施
- ・危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等

(6) その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置

消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有する者は、海上保安部・署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

2 応援協力関係

市、岩国海上保安署、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 岩国地区消防組合と岩国海上保安署との応援協定

消防相互応援協定（昭和 45 年 12 月 1 日締結、平成 10 年 4 月 9 日改正）

(2) 関係企業と岩国海上保安署との覚書

海上災害の応援に関する覚書（昭和 46 年 1 月 1 日締結、昭和 55 年 4 月 1 日改正）

＜関係企業＞

岩国・大竹コンビナート各社（三井化学(株)岩国大竹工場、ENEOS(株)麻里布製油所、ユニオン石油工業(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井ダウ・ポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、三菱ケミカル(株)広島事業所、大竹明新化学(株)、日本海事興業(株)岩国出張所、(株)シーゲートコーポレーション）

(3) 岩国地区排出油防除等協議会

岩国地区排出油等防除協議会会則（平成 10 年 6 月 5 日施行）

(4) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

岩国地区化学消火剤共同備蓄会規約

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

(5) 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

市、岩国海上保安署等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

3 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

- ・海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。
- ・船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。
（昭和 62 年 4 月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）
- ・油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。
- ・海上防災訓練に関すること。
- ・海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 現地業者との契約締結状況

海上災害防止センターは、全国 45 か所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な体制を整えている。

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管管理	陸上輸送	海上輸送
岩国	山九㈱岩国支店	同左	同左	同左	日本海事興業㈱岩国出張所

(3) 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等は、これを十分留意して使用するものとする。

第3 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救助事務は、最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は、海上保安部・署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに、県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安部・署、県、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市町村地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

海上保安部・署、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安部・署は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

第4 海上交通災害対策

1 被災情報の収集

(1) 被災状況の把握

- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- ・水路、航路標識の異常の有無
- ・石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

- ・在泊船舶の状況
- ・船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他、発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

(1) 人命救助

巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により捜索救助活動を実施する。

この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。

(2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導

- ・流出箇所等の閉鎖
- ・船舶所有の資機材による防除活動
- ・積載油等の他タンクへの移送

(3) オイルフェンスの展張

(4) 流出油の回収等

(5) 初期消火及び延焼拡大防止

(6) 被災地付近の警戒及び立入制限

(7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送

(8) 被災船舶の移動等

(9) 被害拡大防止のため、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び必要があるときは、海上災害防止センターに防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請

(10) 船舶の交通規制

- ・航行の制限又は禁止
- ・港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令
- ・その他必要な航行管制

- (11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限
- (12) 必要に応じ、被災地付近住民への避難指示
- (13) 海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第2節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

市の主な担当	危機管理課、基地政策課、消防本部
--------	------------------

第1 空港の所在地、管理者

所在地	空港の名称	管理者	備考
岩国市	岩国飛行場	米軍	共同使用 海上自衛隊岩国航空基地 岩国錦帯橋空港（国土交通省大阪航空局）

第2 民間航空機災害応急対策活動

県内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、県をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

1 実施機関

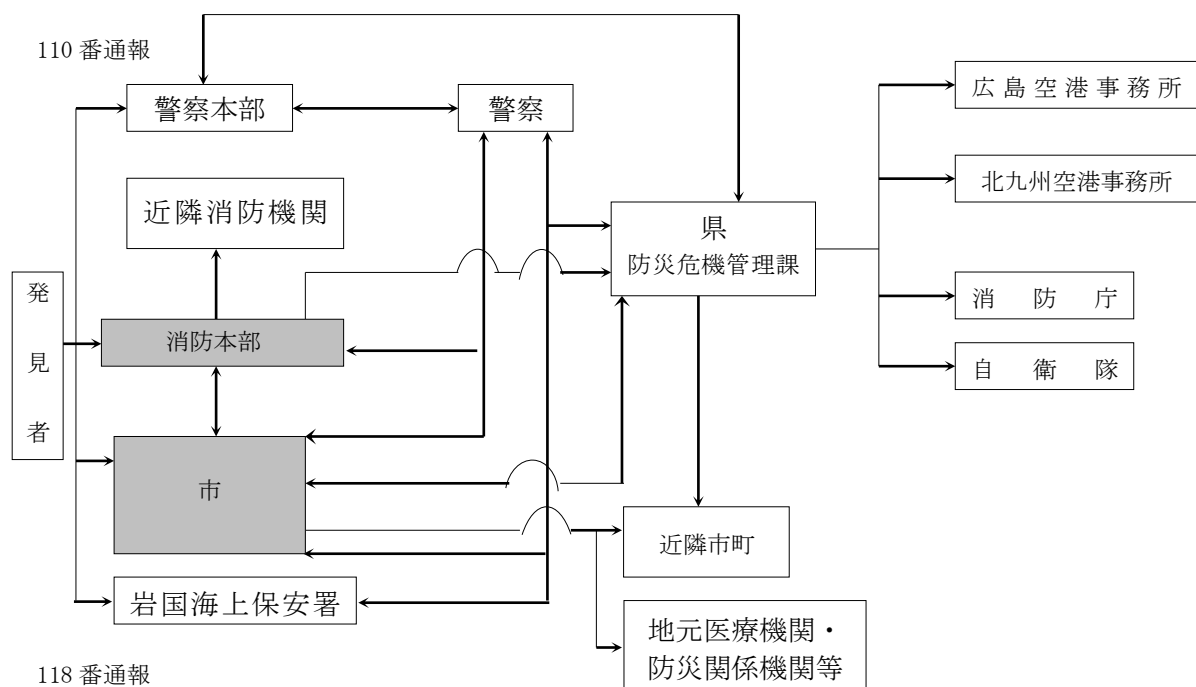
航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、県内で災害が発生した場合、発災地の市町（消防機関）、県、警察、海上保安部・署、自衛隊及び医療機関等は、協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

市、消防本部が実施する活動内容については次のとおりである。

- ・航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により、県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- ・空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命じる。
- ・空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。この場合、消防本部の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町村消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
- ・負傷者が発生した場合、医療救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療救護班を編成して現地に派遣し、応援措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
- ・必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を供給する。また、家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
- ・応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- ・救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。
- ・事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。



3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 通報連絡系統による県等への通報

発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに前記 2 に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。

(2) 情報収集伝達体制

職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。

(3) 県への通報

国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。

ア 電話、無線等による報告

事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。

イ 情報の順次報告

事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。

ウ 救急・救助事故即報の報告

被害状況がある程度把握され、また、応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。

第 3 自衛隊基地・米軍基地及び民間空港航空災害対策

自衛隊及び米軍が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊・米軍及び大阪航空局岩国空港事務所）、市、県及び防災関係機関は協力して住民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。各基地においては、飛行場管理者、市、県、警察、消防、海上保安部・署等関係機関により「航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

1 航空事故連絡協議会

(1) 連絡協議会の名称及び構成機関

空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
海上自衛隊岩国航空基地 米海兵隊岩国航空基地 岩国錦帯橋空港	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会	・中国四国防衛局、岩国防衛事務所・海上自衛隊第 31 航空群 ・米海兵隊岩国航空基地 ・大阪航空局岩国空港事務所 ・県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町 ・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、柳井警察署 ・第六管区海上保安本部、広島海上保安部、岩国海上保安署、柳井海上保安署 ・岩国地区消防組合消防本部、柳井地区広域消防組合消防本部 （この他広島県、愛媛県、香川県の関係機関で構成）

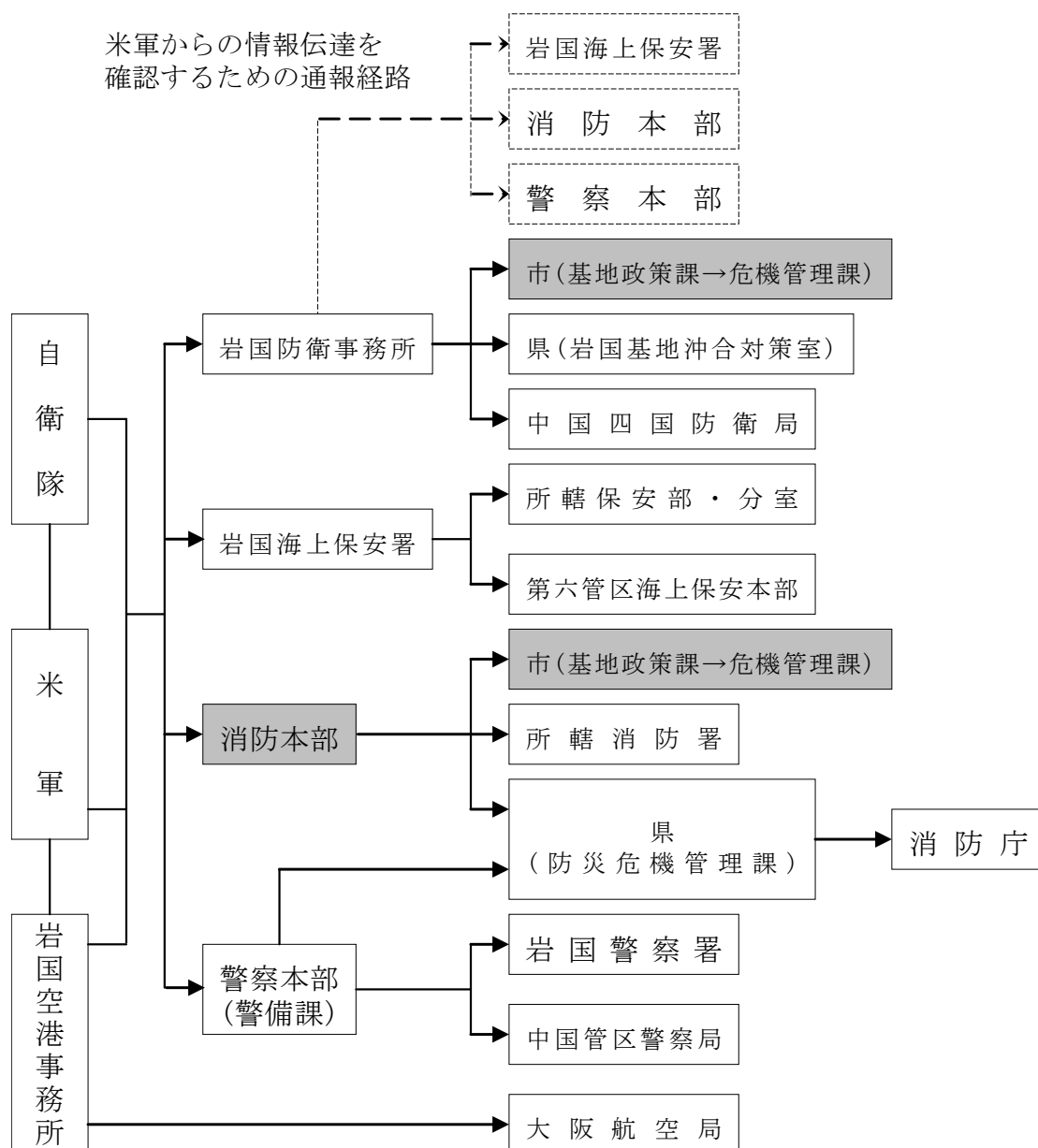
2 事故等発生時の措置

事故等発生時において関係機関がとる応急措置等については、航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」（以下「要綱」という。）を基本として実施する。

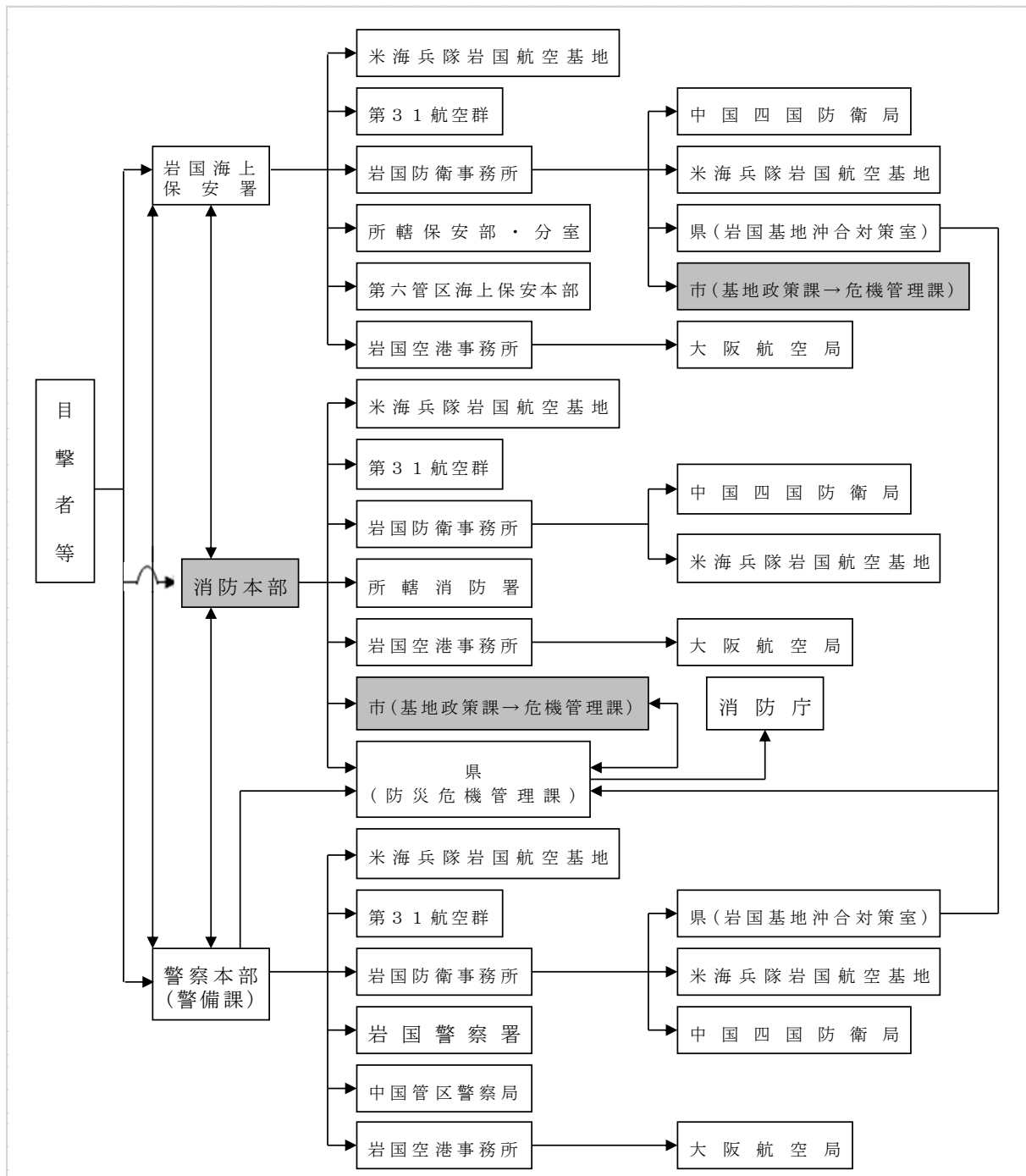
(1) 事故発生時における通報連絡経路等

ア 通報連絡系統

(ア) 米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所が事故発生を知った場合の通報連絡系統



(イ) 警察本部・消防本部・岩国海上保安署等が事故発生を知った場合の通報連絡系統



イ 事故発生時の通報内容

事故発生時の通報内容については、一般的には以下の事項が考えられるが、各協議会は飛行場の特性等を踏まえ「要綱」で必要な通報事項を定めており、基本的にはこれによるものとする。

なお、消防機関、市から県への通報は、この内容に本節第2の3に定める即報内容を付加し、次の事項について通報するものとする。

- ・ 事故の種類
- ・ 事故発生の日時、場所（現場の状況）
- ・ 事故機の種別、乗員数
- ・ 危険物積載（燃料積載量、弾薬類等）
- ・ 人身及び財産等の被害状況
- ・ 事故による負傷者の救急救助活動の概況
- ・ 消火活動の状況
- ・ その他必要事項（活動体制、応援の必要性等）

(2) 事故発生時の応急救助活動

ア 応急救助活動

事故発生時の応急救助活動については、協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により迅速、円滑な実施を図るものとする。

イ 応急救助活動の実施の協力

この場合において、飛行場管理者又は災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、市及び消防機関は、市の区域における消防を十分果たす責任を有しており、また県、警察及び海上保安部等は、管轄区域に係る住民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから、必要な応急救助活動の実施又は協力に努めるものとする。

ウ 関係機関以外の機関が実施する応急対策活動

自衛隊、米軍及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか本計画、県防災計画により実施するものとする。

エ 要綱に定める関係機関の任務分担

米海兵隊岩国航空基地周辺航空事故に係る応急救助活動区分（要綱別表4から6）

(ア) 別表4 (米軍機による航空事故)

事項内容			機 関	県	市	消 防	警 察	海 保	航 空 局	施 設 局	米 軍	自 衛 隊
人 身 被 害	被災死亡者の 処置	住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎				○	○	○
		乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎			○	◎	○
	負傷者の 救急活動	住民等（他地域者を含む）		○	◎	◎				○	○	○
		乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	◎	◎	◎				◎	○
		救急病院の引受確認		○	◎					○		
		より適切な病院への転院		○	○					◎		
		負傷者への応急手当		◎	○			◎				
財 産 被 害	消防活動	陸上			◎						○	○
		海上		○	○			◎				
	消防活動の 統制	陸上		○	◎	○						
		海上						◎				
現 場 対 策	警備活動	現場保存					◎	◎			◎	
		立入制限					◎	◎			◎	
		財産保護・警備		○			◎	◎				
		現場交通規制及び交通整理					◎	◎				
		残置財産保全		○			○	○		◎		
救 護 対 策	財産被害者の 救援及び協力	仮住居のあっせん・提供		○						◎		
		生活必需品の支給								◎	○	

- (注) 1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

(イ) 別表5 (自衛隊機による航空事故)

事項内容			機 関		県	市	消 防	警 察	海 保	航 空 局	施 設 局	米 軍	自 衛 隊
内 容													
人 身 被 害	被災死亡者の 処置	住民等（他地域者を含む）			◎	○	◎					○	○
		乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）			○	○	◎	◎				○	◎
	負傷者の 救急活動	住民等（他地域者を含む）			○	◎	◎					○	○
		乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）			○	◎	◎	◎				○	◎
		救急病院の引受確認			○	◎							○
		より適切な病院への転院											
		負傷者への応急手当			◎	○			◎				◎
財 産 被 害	消防活動	陸上					◎					○	○
		海上			○	○			◎				○
	消防活動の 統制	陸上			○	◎	○						
		海上							◎				
現 場 対 策	警備活動	現場保存						◎	◎				○
		立入制限						◎	◎				○
		財産保護・警備			○			◎	◎				○
		現場交通規制及び交通整理						◎	◎				
		残置財産保全			○			○	○				◎
救護 対策	財産被害者の 救援及び協力	仮住居のあっせん・提供			○								◎
		生活必需品の支給											◎

- (注) 1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

(ウ) 別表6 (民間航空機による航空事故)

事項内容			機 関	県	市	消 防	警 察	海 保	航 空 局	施 設 局	米 軍	自 衛 隊
人 身 被 害	被災死亡者の 処置	住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎		○			○	○
		乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎	◎			○	◎
	負傷者の 救急活動	住民等（他地域者を含む）		○	◎	◎		○			○	○
		乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	◎	◎	◎	◎			○	◎
		救急病院の引受確認		○	◎			○				○
		より適切な病院への転院										
		負傷者への応急手当		◎	○			◎	◎			◎
財 産 被 害	消防活動	陸上			◎						○	○
		海上		○	○			◎				○
	消防活動の 統制	陸上		○	◎	○						
		海上						◎				
現 場 対 策	警備活動	現場保存					◎	◎	○			○
		立入制限					◎	◎	○			○
		財産保護・警備		○			◎	◎	○			○
		現場交通規制及び交通整理					◎	◎				
		残置財産保全		○			○	○	◎			◎
救護 対策	財産被害者の 救援及び協力	仮住居のあっせん・提供		○					◎			◎
		生活必需品の支給							◎			◎

- (注) 1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

第4 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び岩国地区消防組合は、化学消防車、化学消火薬剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、岩国地区消防組合の消防力では十分な対応ができない場合は、直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い、必要な消火活動を行う。

第3節 陸上交通災害対策計画

第1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに本計画、県防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第2 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

(1) 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、錦川鉄道株式会社

(2) 道路

自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社

2 交通規制措置

本編第7章第5節「交通規制」参照

3 道路災害事故防止対策についての申し合わせ事項

関係機関の申し合わせ事項

(1) 道路災害事故防止対策について

山口県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所、山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合わせをした（昭和43年10月21日 道路整備649号）。

(2) 山陽自動車道における消防相互応援協定

ア 道路情報の周知徹底

異常事態の発生により交通規制を実施したとき又はしようとするときは、速やかにその道路情報を警察署、関係各機関に通知し、運行管理者及び運転者に注意又は運転停止等の処置を喚起する。

(ア) 道路における異常事態の発生状況を速やかに把握するため、一般の協力を得ることとし、災害危険個所周辺の住民等に道路モニターを依頼する。

(イ) 交通規制の状況は、道路法第95条の2の規定に基づき、公安委員会（日本道路交通情報センター）に連絡するものとする。

第3 鉄道災害、運転事故対策

本編第18章第3節「鉄道施設」参照

第4 山陽自動車道路災害対策

1 目的

山陽自動車道において暴風、豪雨、豪雪、濃霧、地震等の異常な自然現象に伴い道路の損壊又は重大な交通事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合にこれを未然に防止し被害の拡大を防ぎ、及び災害復旧を迅速に行うため処理すべき業務の要領を定め、もって道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的とする。

2 防災及び交通管理施設

高速道路には、円滑な通行及び安全確保を図るための設備が設置されている。また、トンネルには火災などの事故に備えてトンネル延長、交通量等に応じて下記に示す各種の設備が設置してある。

(1) 可変標示板設備

情報板	インターチェンジの約 200m 手前の本線上等に設置され、道路、交通、気象状況を標示する設備である。
-----	--

(2) 移動無線設備

移動無線	無線は、パトロールカー（無線機取付車）と交通管制室又は管理事務所との間で無線電話連絡を行うものである。
------	---

(3) 通報設備

手動通報機	トンネル内の側壁に約 50m 間隔で片側に設置されており、火災、事故等の発生時に当事者又は発見者が押しボタンを操作することにより、管理事務所等へ通報するものである。
自動通報機 (換気設備のあるトンネル)	トンネル内の側壁に約 25m 間隔で片側に設置されており、火災発生時には火災検知器が自動的に作動し、火災発生とその位置を管理事務所等へ通報するものである。
非常電話機	道路の両側約 1 km 毎に設置してある。また、トンネル内には約 200m 毎に設置してある。

(4) 非常警報設備

警報標示板	トンネルの入口付近あるいはトンネル内に設置し、トンネル内の異常情報を標示する設備である。
-------	--

(5) 消火設備

消火器	トンネル内の側壁に約 50m 間隔で片側に設置してある。
消火栓 (1000m 以上のトンネル)	トンネル内の側壁に約 50m 間隔で片側に設置されており、初期消火を目的とした通常の火災に対する放水設備である。
給水栓 (1000m 以上のトンネル)	トンネル管理者及び消防関係者用として設置するもので、消火栓を設けるトンネルの非常駐車場帯及び坑口付近に設置してある。
水噴霧 (関戸トンネル)	長大トンネル内で火災が発生した場合、噴霧状水を放水することによって火勢の抑制や延焼を防止し、消火活動を容易にするための設備である。

(6) その他の設備

避難誘導表示板	トンネル内での災害時に車外に出た人に対しトンネル出入口及び避難連絡坑へ誘導するために連絡坑の位置を標示するものであり、連絡坑付近とその中間の側壁に設置してある。
非常駐車場	事故等を起こした車両が他の事故を誘発しないよう、また、他の車両の支障にならないように駐車させる場所である。
拡声放送 (関戸トンネル)	緊急時に拡声放送することにより、長大トンネルの火災その他の事故発生を道路管理者から運転者へ伝達する設備である。
ラジオ再放送 (関戸トンネルのみ)	緊急時に長大トンネル内で運転者等が道路管理者からの情報を受信するための設備である。
I T V (関戸トンネルのみ)	長大トンネル内の通報設備から受けた情報の確認、消火活動、避難活動等の状況監視を行うための設備である。
気象観測設備	雨量、路温、風、霧等の気象状況を検知する設備である。

3 配備体制

西日本高速道路株式会社における異常気象時に体制を次のとおり定める。

(1) 警戒体制

警報、気象状況及び特別巡回及び点検の結果を総合的に勘案して警戒し、かつ災害の発生に備えて、迅速に対応できる体制をとる必要がある場合

(2) 緊急体制

比較的長時間の通行止めを必要とする災害が発生するか、又は発生するおそれが極めて濃厚な場合。

(3) 非常体制

広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする災害が発生した場合

4 通報体制

- (1) 県災害対策本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面通行止め、住民に重大な被害を与える事故の発生」とする。なお、県に災害対策本部が設置されていない場合は、「防災危機管理課」に連絡するものとする。

- (2) 通報内容は西日本高速道路株式会社各管理事務所

ア 各報道機関への通報については協定を定めた。

〔協定を結んだ報道機関〕

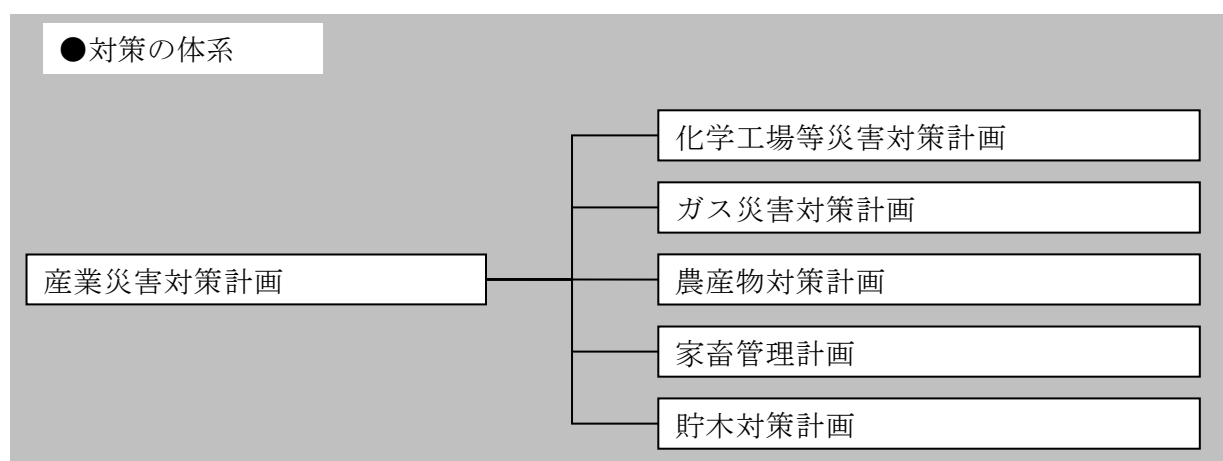
朝日新聞社山口支局、NHK山口放送局、共同通信社山口支局、K R Y山口支社、産経新聞社山口支局、時事通信社山口支局、T Y S業務局、中国新聞社山口支局、西日本新聞社山口総局、日本経済新聞社山口支局、毎日新聞社山口支局、読売新聞社山口支局の各長と「山口県内の高速道路における取材活動に関する細目協定」を結んだ。

イ その他関係機関との協議

「中国自動車道、山陽自動車道、山口県消防連絡協議会」において、消防救急業務について即応体制の確立を図っている。

第 22 章 産業災害対策計画

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等又は農産物対策及び家畜対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。



第 1 節 化学工場等災害対策計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

第 1 石油類等の保安対策

石油類等の保安対策については、本項に定めるところによるものとするが、石油コンビナート等災害防止法に基づく地区については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）

大型危険物貯蔵タンク所在状況

危険物等主要事業所

- (2) 市長

ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

消防本部及び消防署を置く市長が実施する。

イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）

消防本部及び消防署の設置の有無に関わらず、市長が実施する。

- (3) 知事（防災危機管理課）

危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）

- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）

- (5) 海上保安部・署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）

- ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
- イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
- エ 的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
- カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。

(2) 市の措置

- ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる（消防法第 12 条の 3）。
- エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- オ 火災の防ぎよは消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
- キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第 2 火薬類の保安対策

関係機関及び関係事業所等は、関係法令を遵守し、また本編第 21 章第 2 節「危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画」に準じた措置を講じるものとする。

1 実施機関

- ・火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- ・中国四国産業保安監督部
- ・知事（ただし、火薬類取締施行令第 16 条により権限委任されたもの）
- ・警察
- ・海上保安部・署

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）

ア 安全地域に移す余裕がある場合

貯蔵火薬類は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。

イ 危険又は搬送の余裕がない場合

火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 付近住民への避難指示

火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難指示を行う。

エ 火薬類の破棄

吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は破棄する。

この他、第 1 の場合に準じた措置を講じる。

第 3 高圧ガス

関係機関及び高圧ガス関係事業所等は、関係法令を遵守し、また本編第 21 章第 2 節「危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画」に準じた措置を講じるものとする。

1 実施機関（高圧ガス保安法）

- ・高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者
- ・知事（防災危機管理課）
- ・警察
- ・中国四国産業保安監督部
- ・海上保安部・署

2 応急措置

(1) 製造業等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったとき

製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったとき

施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ 付近住民に退避の警告

消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を

行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたとき

充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

この他、第 1 の場合に準じた措置を講じる。

第 4 放射性物質の保安対策

関係機関及び関係事業所等は、関係法令を遵守し、また本編第 19 章第 2 節「危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画」に準じた措置を講じるものとする。

1 実施機関

- ・施設の所有者及び管理者
- ・市、消防本部
- ・県
- ・警察

2 応急措置

- (1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
- (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。
- (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
- (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

第 5 特定物質による事故対策

1 実施機関

- ・企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- ・知事

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときには直ちに次の措置をとる。

- ・被害の拡大防止及び施設の復旧措置
- ・知事に対する事故状況の届出

(2) 知事の措置

届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため、必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

この他、第 1 の場合に準じた措置を講ずる。

第6 毒物劇物による事故対策

関係機関及び関係事業所等は、関係法令を遵守し、また本編第19章第2節「危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画」に準じた措置を講じるものとする。

1 実施機関

- ・ 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- ・ 知事
- ・ 市長
- ・ 警察
- ・ 海上保安部・署

2 応急措置対策

(1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）

- ・ 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
 - ・ 保険衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
 - ・ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。
- この他、第1の場合に準じた措置を講ずる

(2) 県又は市町村の措置

ア 保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合

被害の状況により、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

イ 中和剤等の資材が不足するとき

中和剤等の資材の収集あつせんを行う。

この他、第1の場合に準じた措置を講ずる。

(3) 警察の措置

県及び市町村消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

(4) 海上保安部・署の措置

- ・ 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
- ・ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ・ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- ・ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第7 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

危険物等の所在及び防災施設等については、把握するものとする。

第8 化学消火剤共同備蓄会

消防機関及び関係企業は、各地区において危険物火災、その他特定火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤共同備蓄規約等を定めている。

第2節 ガス災害対策計画

市の主な担当	消防本部
--------	------

第1 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

- (1) 一般社団法人日本コミュニティガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。
- (2) 緊急時の連絡、出動体制の確立
- (3) 消防本部、警察、関係官署への連絡、通報
- (4) 事故発生時の措置

- ・初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。
- ・ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

(5) 供給停止の場合の措置

- ・やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努めなければならない。
- ・供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- ・ガス消費者
- ・ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る者とする。）
- ・市、消防本部
- ・県（防災危機管理課）
- ・警察
- ・中国四国産業保安監督部

2 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき

ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者又は消防本

部に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したとき

ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき

事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したとき

あらかじめ消防本部と協議された事項に基づいて、消防本部に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したとき

当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 市、消防本部及び消防署の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したとき

あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の拡大、波及するおそれがある場合

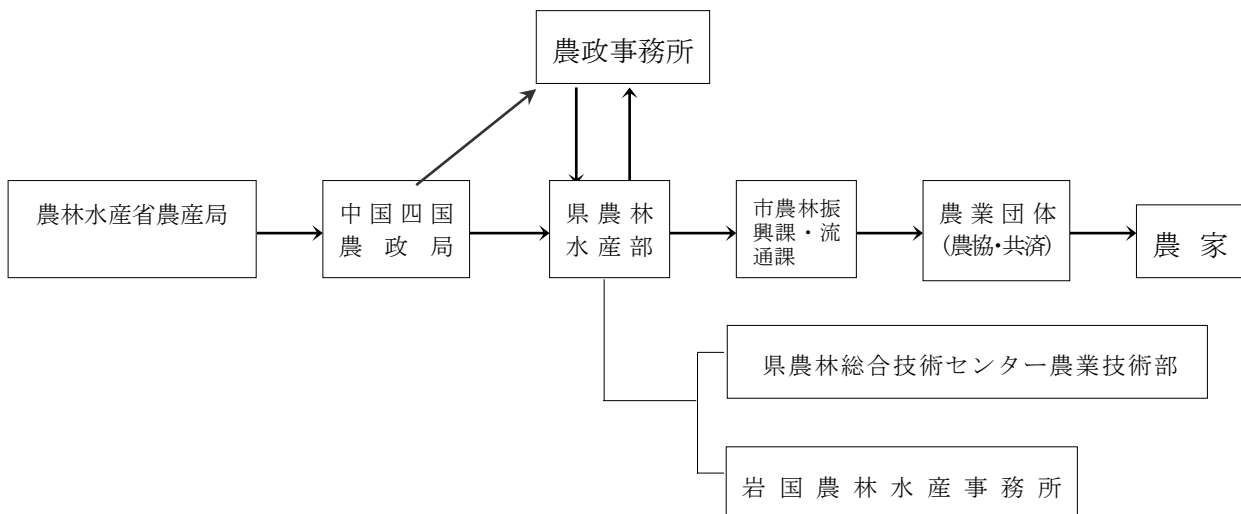
関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定、負傷者の救出等の措置を取り、被害の拡大防止に努めるものとする。

第3節 農産物対策計画

市の主な担当	流通課、農林振興課
--------	-----------

第1 実施機関

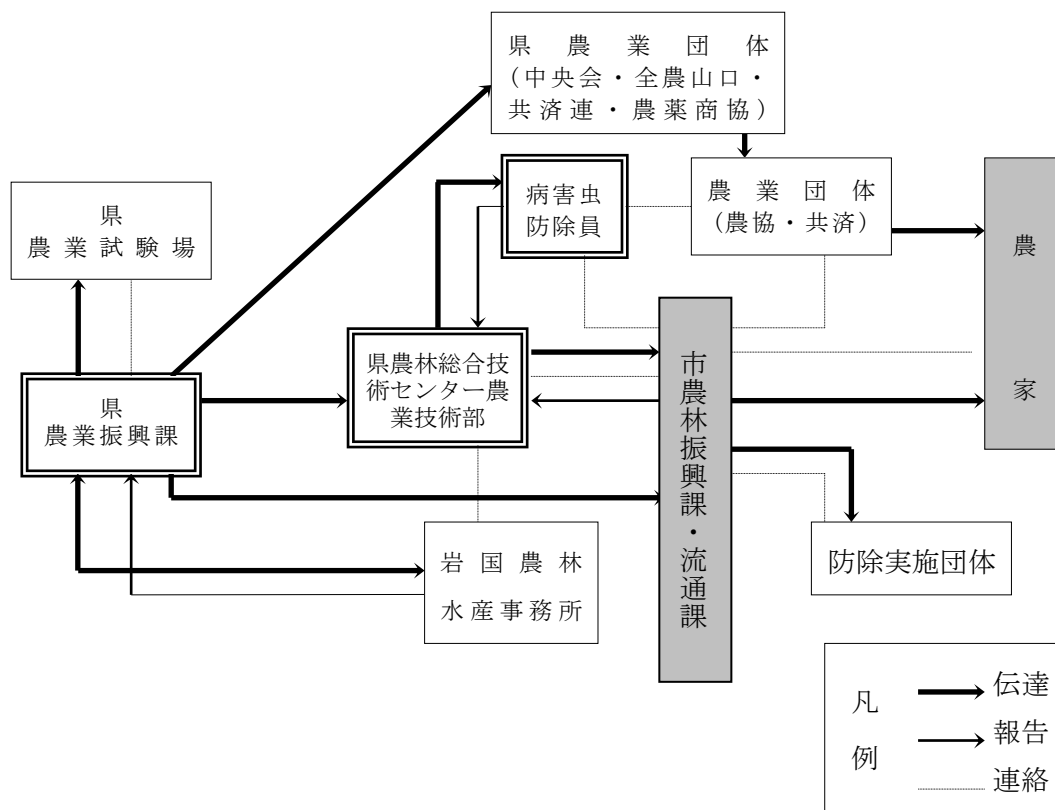
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2 病虫害防除対策

1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおりである。



2 市の防除体制

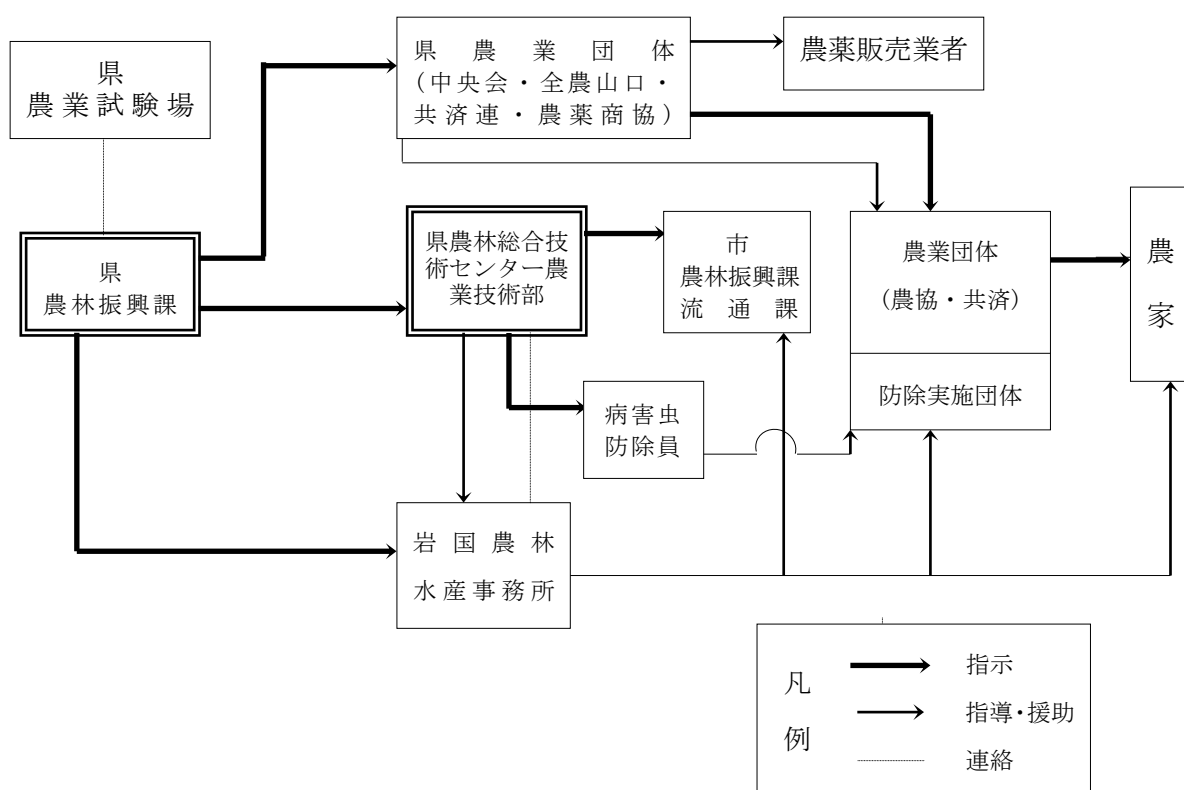
(1) 病虫害防除計画の作成

市は、県病虫害防除対策協議会の防除方針により、市の防除実施計画の立案を必要に応じて検討する。

(2) 防除活動

市は、県病虫害防除対策協議会の防除方針に基づき防除活動を行う。

(3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需要調整について山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

第3 種子、種苗の確保供給

1 確保の措置

(1) 水稻関係

災害応急用水稻粳の確保措置

(2) 野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

2 供給の方法

(1) 種粳

市は、県に供給申請を行い山口県米麦改良協会を通じ供給を受ける。

(2) 野菜関係

市は、県に要請し全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ供給を受ける。

第4 生産技術指導

岩国農林水産事務所は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

1 水稻関係の対策

台風襲来時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病害虫対策

2 果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病害虫対策

第4節 家畜管理計画

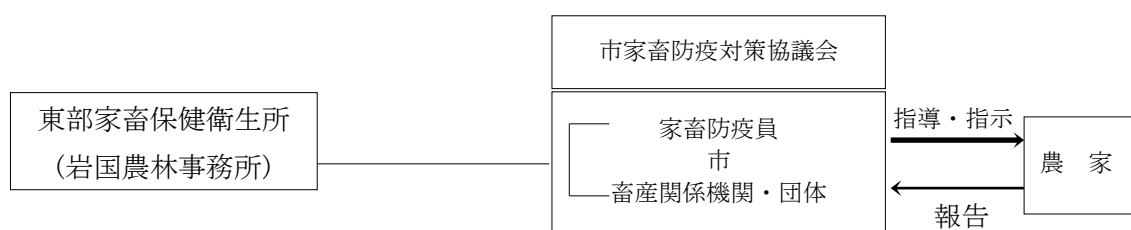
市の主な担当	農林振興課
--------	-------

第1 実施機関

1 実施機関及び関係機関

被災地における家畜伝染病予防対策は、東部家畜保健衛生所を中心とする市家畜防疫対策協議会が実施する。その他家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は市が実施する。

2 連絡体系



第2 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

(1) 東部家畜保健衛生所（農林事務所）

(2) 市家畜防疫対策協議会の構成

農林事務所、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会支部、JA 岩国市、JA 山口東部農業共済組合、県獣医師会支部、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

市家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

- ・家畜伝染病に関する啓もう指導
- ・情報収集及び連絡、報告
- ・防疫用資材の調達、あっせん、配分
- ・患畜及び疑似患畜の病生鑑定並びに疫学的調査
- ・発生源及び感染経路の探求調査
- ・防疫地図の作成
- ・家畜伝染病予防法（法第6条第1項、第30条、第31条）による検査、注射の実施及び協力
- ・疑似患畜の検診、治療
- ・発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
- ・死亡獣畜等の埋却、焼却等
- ・疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
- ・と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡

第3 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

(1) 収容基準

おおむね 3.3 m²当たり、大家畜 1 頭、大中豚 3 頭、小豚 10 頭、緬山羊 3 頭、鶏 15 羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。

(2) 大家畜、緬山羊、その他の家畜

大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追い込み式とする。

2 確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜 10 頭、中家畜 20 頭、小家畜 100 羽につき管理者 1 名の割合で、市の関係地区ごとにあらかじめ予定しておくものとする。

第4 飼料の確保及び調達、配給

県（畜産振興課）は、畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び輸送対策を講じる。調達及び配給は、市が行う。

粗飼料及び濃厚飼料は、山口県農業協同組合に対して確保及び輸送を依頼する。

第5節 貯木対策計画

市の主な担当	水産港湾課
--------	-------

第1 実施機関

1 実施責任

(1) 公共管理者が管理する施設及び水面

公共管理者が管理する施設及び水面については、公共管理者の指示に基づいて利用関係者が実施する。

(2) 民間貯木場

民間貯木場は、所有者自体の責任において、所有者自身又は荷役業者により実施する。

(3) 河川流域等における貯木場

内陸部の河川流域等における貯木場は、木材所有者が実施する。

2 指導体制

(1) 県

ア 港湾関係

土木建築部港湾課－関係港湾管理事務所・関係土木建築事務所・土木事務所

イ 貯木工場関係

農林水産部森林企画課－関係農林事務所（森林部）－市

(2) 第六管区海上保安本部（港湾関係）

海上保安部・署、分室

(3) 県警察（事前措置）

第2 貯木場の現況及び防災上の措置

1 港湾関係貯木場

(1) 所在

貯木場及び曳船調による。

(2) 指導基準

ア 水面貯木場

(ア) 木材の流出を防ぐため原則として陸上げし、水面貯木の減少を図ること。

(イ) いかだに組みワイヤーロープ等で岸壁に固縛し流出防止を図ること。

(ウ) いかだ作業技術者及び曳船を待機させ事故防止を図ること。

(エ) 現場の監視を厳重に行うこと。

イ 陸上貯木場（野積場一時使用を含む。）

(ア) 台風時においては、気象情報に基づき、波浪の及ばない位置まで木材を移動させることを原則とし、止むを得ない場合は、ワイヤーロープ等で結束し散乱を防止すること。

(イ) 現場の監視を厳重に行うこと。

(3) 流木応急対策

ア 港湾において、貯木が流失した場合は、待機中の曳船、巡視船艇等により極力除去作業を行う。

イ 航路障害物の除去（港則法）

2 貯木工場

(1) 所在

貯木場及び曳船調による。

(2) 指導基準

- ・災害季節には、気象情報の収集及び現場への周知に努めること。
- ・貯木場所は、流出、崩壊、埋没等の危険のない場所を選ぶこと。
- ・災害季節中は、常に現場の検分を行い、危険の有無を確認すること。
- ・貯木工場ごとに責任者を定めておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じること。
- ・現地の最高水位を調査把握しておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じること。
- ・はえ積は、必ず両端とも機組とし矢をさすこと。
- ・はえ積の高さは、洪水、高潮時において、はえ足を洗う水位の3倍以上とすること。
- ・2つ以上のはえ積の場合は、各はえを連携し、安定させるため必ずつなぎ材及び長材を巻き込むこと。
- ・危険が予想される場合は、必ずワイヤーをかけ、けい縛又は袋網羽を張ること。

3 流木のおそれがある貯木場

(1) 現況把握

警察署又は海上保安部・署は、管内において流木のおそれがある貯木場の現況（所在場所、管理者、貯木量、予想される原因、水系名等）を把握し、災害時における応急措置に万全を期する。

(2) 応急措置（災対法第59条）

流木のおそれがある場合は、警察署長又は海上保安部・署長は、市長と連絡をとり、関係者に対し事前措置を講じる。

第 23 章 広域消防応援・受援に係る計画

市の主な担当	危機管理課、消防本部
--------	------------

大規模災害発生時には、市のみでは対応が困難なことが予想され、消防活動の広域かつ組織的な応援・受援が必要となる。

そこで、県では「山口県内広域消防応援計画、山口県緊急消防援助隊受援計画」を策定し、広域消防応援等の実施について定めている。

第 1 節 山口県内広域消防応援計画

第 1 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成 24 年 4 月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第 1 条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	〔次のいずれかに該当する場合〕 ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第 3 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、山口県内広域消防応援計画別表第1のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用するものとする。ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要がある、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮するものとする。
- (2) 応援市町等との通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第4 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、山口県内広域消防応援計画別表第2のとおりとする。
- (2) 応援可能資機材は、山口県内広域消防応援計画別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。
- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

- (1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量の連絡事項
------------	--

	ウ 応援隊の活動内容 エ 応援隊の到着希望日及び集結場所 等
--	-----------------------------------

(2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（山口県内広域消防応援計画様式１）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（山口県内広域消防応援計画様式２）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

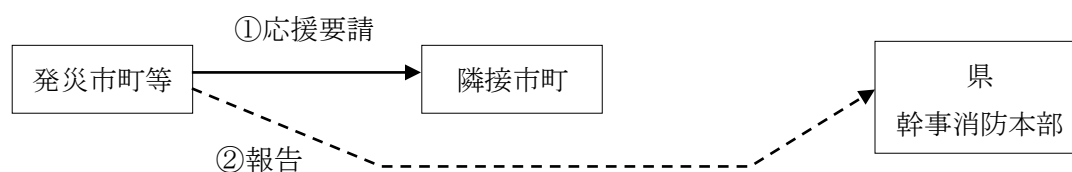
2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

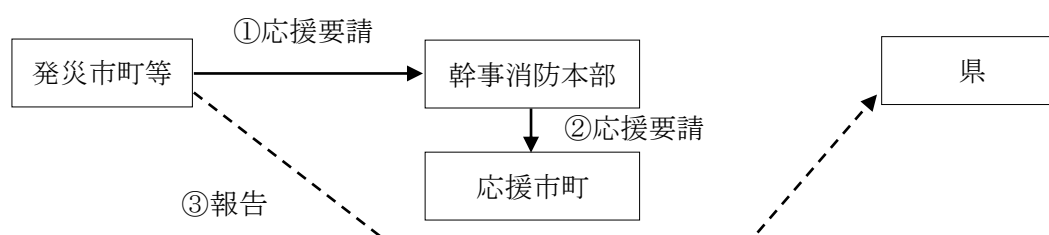
第一要請	隣接市町等に対して行う
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》応援要請の流れ

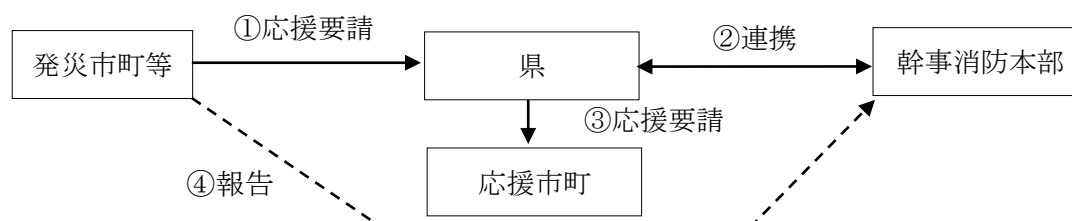
◇ 隣接市町等に応援要請を行う場合



◇ 幹事消防本部を通じて応援要請を行う場合



◇ 県を通じて応援要請を行う場合（大規模かつ広範囲の災害時を想定）



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

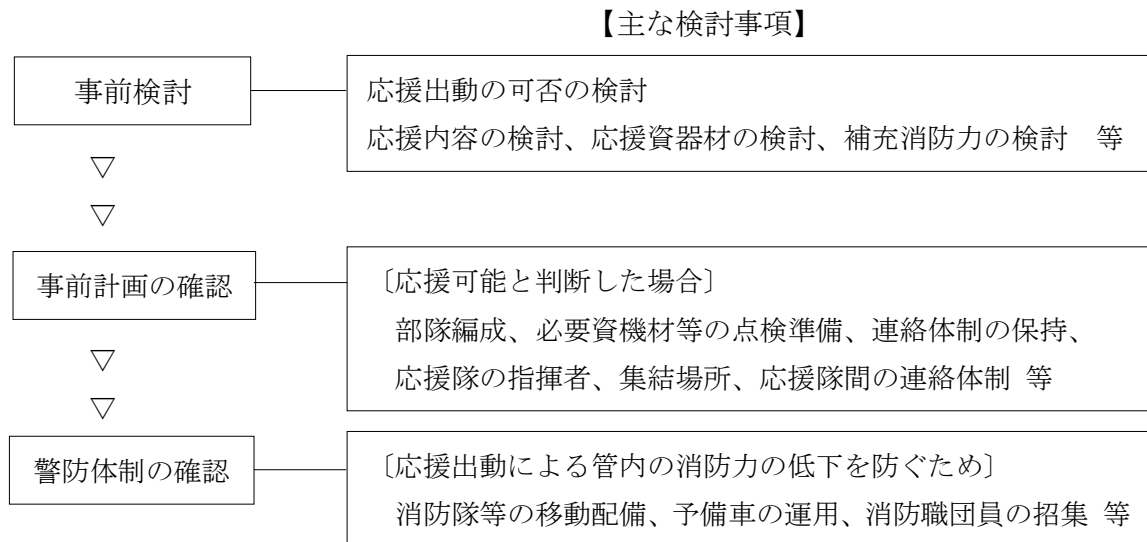
知事は、発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（山口県内広域消防応援計画様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第6 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。



2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名
	イ 応援隊の人員・車両・資機材
	ウ 集結場所への到着予定時間
	エ 出動経路 等

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。

なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時
	イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確認事項	ア 災害の状況
	イ 活動方針
	ウ 活動地域及び任務
	エ 使用無線系統
	オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要
	カ その他必要な事項

5 応援の中断

応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要
	イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無

	ウ 応援隊の現場引き揚げ日時
--	----------------

第8 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。
 なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

第1 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。

- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については山口県緊急消防援助隊受援計画別表第1のとおりとする。

3 連絡体制

- (1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第2 応援等の要請

1 応援等要請の手続き

緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、山口県緊急消防援助隊受援計画別図第1のとおり行うものとする。

2 知事による緊急消防援助隊の応援等の要請

- (1) 山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

ア 災害の概要

イ 出動が必要な区域や活動内容

ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- (2) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- (3) 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- (4) 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- (5) 知事は、被災地の市町長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動の

ために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

- (6) 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

3 応援等要請のための市町長等の連絡

- (1) 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。
- (2) 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- (3) 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。
- (4) 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

4 緊急消防援助隊の応援等決定通知等

- (1) 知事は、長官から要請要綱別記様式3－2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

- (2) 県は、消防庁から要請要綱別記様式3－3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

5 迅速出動等適用時の対応

- (1) 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口

県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

ア 最大震度 6 弱以上の地震が発生した場合

イ 大津波警報が発表された場合

ウ 噴火警報（居住区域）が発表された場合

(2) 知事は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(3) 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第 3 受援体制

1 消防応援活動調整本部の設置

(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T 等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

(2) 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎 2 階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

(3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

(4) 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

(5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

ア 消防保安課の職員

イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ 被災地を管轄する消防本部の職員

エ 消防防災航空隊の職員

(6) 山口県事務決裁規程（昭和 44 年山口県訓令第 4 号）第 15 条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第 44 条第 1 項及び第 3 項関係）

イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第 44 条の 3 第 1 項関係）

(7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

(8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官 に対して速やかに連絡するものとする。

- (9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - キ 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - ク その他必要な事項に関すること。
- (10) 山口県は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- (11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため山口県緊急消防援助隊受援計画様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
- (12) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- (13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- (14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- (15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- (16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

2 指揮本部の設置

- (1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- (2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- (3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、

調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- (4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- (5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- (6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

3 進出拠点

- (1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

ア 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第4のとおりとする。

イ 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。

- (2) 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- (4) 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

4 活動拠点ヘリベース

航空隊の活動拠点ヘリベースは、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第5のとおりとする。

5 宿営場所

- (1) 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第6のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4 指揮体制及び通信運用体制

1 指揮体制等

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- (4) 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (6) 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (8) N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (9) 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (10) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (11) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

2 通信運用体制

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第7のとおりとする。
- (2) 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第8のとおりとする。

第5 消防応援活動の調整等

1 任務付与

指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況

- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項
- 2 関係機関との活動調整
 - 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。
- 3 資機材の貸出し及び地図の配付
 - (1) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
 - (2) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。
- 4 ヘリコプター離着陸場所
 - ヘリコプター離着陸場所は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第9のとおりとする。
- 5 燃料補給場所
 - (1) 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
 - (2) 陸上隊の燃料補給場所は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第10のとおりとする。
 - (3) 航空小隊の燃料補給場所は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第11のとおりとする。
 - (4) 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。
- 6 燃料調達要請
 - (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
 - (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第12のとおりとする。
- 7 重機派遣要請
 - (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
 - (2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、山口県緊急消防援助隊受援計画別表第13のとおりとする。
 - (3) 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。
- 8 物資等調達要請
 - (1) 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
 - (2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第14のとおりとする。
- 9 増隊要請

知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

10 部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

11 長官の求め又は指示による部隊移動

- (1) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。
- (2) 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- (3) 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- (4) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。
- (5) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

12 知事による部隊移動

- (1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
- (4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
- (5) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

13 部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

14 活動中止の判断

- (1) 指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙1-1を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。

なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

- (2) 調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙 1－2 により活動中止について調整するものとする。活動の再開についても同様とする。

なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第 6 応援等の引揚げの決定

1 活動終了及び引揚げの決定

- (1) 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を F A X により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式 4－1）
- (3) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第 7 その他

1 情報共有

- (1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- (2) 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

2 災害時の体制整備

知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

3 都道府県の受援計画の変更

- (1) 知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- (2) 知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

4 消防本部の受援計画の策定

- (1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- (2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告する。

5 航空隊の受援計画

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

6 地理情報

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

7 都道府県の訓練

山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

第3節 消防防災ヘリコプターの応援要請

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第1 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害応急活動

被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転送輸送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防ぎょ活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導

- 5 広域航空消防防災応援活動
大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援
- 6 災害予防活動等
県民への災害予防等の広報等

第2 応援要請

市長は、知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

1 応援要請の原則

市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請する。

- (1) 災害が他の市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 市（消防本部）の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合。
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合。

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

